

令和5年度

包括外部監査結果報告書

「環境に関する財務事務の執行について」

令和6年3月

滋賀県包括外部監査人

公認会計士 尾仲 伸之

目 次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】外部監査の種類	1
【2】選定した特定の事件（テーマ）	1
1. 包括外部監査対象	1
2. 包括外部監査対象期間	1
【3】特定の事件を選定した理由	1
【4】包括外部監査の方法	2
1. 監査の視点	2
2. 主な監査手続	2
3. 監査対象とした事業	2
【5】包括外部監査人補助者	5
【6】包括外部監査実施期間	5
【7】利害関係	5
【8】その他	5
1. 報告書中の試算・推計の数値・金額	5
2. 端数処理	5
第2 監査対象の概要	6
【1】環境政策に関する我が国の対応	6
1. 持続可能な開発のための2030アジェンダ	6
2. 環境基本法	7
3. 環境基本計画	8
【2】滋賀県の環境行政の概要	11
1. 滋賀県の環境政策の沿革	11
2. 滋賀県の環境政策	13
3. 滋賀県の環境政策関係行政組織及び分掌事務	19
【3】監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	26
1. 監査の結果及び意見の記載方法	26
2. 監査の結果及び意見の件数	26
3. 監査の結果及び意見の概要	27
第3 環境に関する事業の財務事務の執行にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	30
【1】管理運営費（琵琶湖博物館）（B経費）事業	30
1. 事業の内容と目標	30
2. 監査の結果及び意見	33

【2】	水族展示室復旧事業	36
1.	事業の内容と目標	36
2.	監査の結果及び意見	37
【3・4】	水草刈取事業・水草除去事業	39
1.	事業の内容と目標	39
2.	監査の結果及び意見	42
【5】	産業廃棄物対策事業費：最終処分場特別対策事業	45
1.	事業の内容と目標	45
2.	監査の結果及び意見	51
【6】	琵琶湖森林づくり事業：地域森林計画編成事業（A経費）	56
1.	事業の内容と目標	56
2.	監査の結果及び意見	58
【7】	琵琶湖森林づくり事業費：滋賀県琵琶湖森林づくり基金積立金	59
1.	事業の内容と目標	59
2.	監査の結果及び意見	61
【8】	琵琶湖森林づくり事業費：陽光差し込む健康な森林づくり事業	62
1.	事業の内容と目標	62
2.	監査の結果及び意見	65
【9】	琵琶湖森林づくり事業費：未来へつなぐ木の良さ体感事業	66
1.	事業の内容と目標	66
2.	監査の結果及び意見	71
【10】	琵琶湖森林づくり事業：森林環境学習事業	72
1.	事業の内容と目標	72
2.	監査の結果及び意見	78
【11】	森林組合振興対策費：森林組合経営支援事業	81
1.	事業の内容と目標	81
2.	監査の結果及び意見	82
【12】	全国植樹祭開催事業	84
1.	事業の内容と目標	84
2.	監査の結果及び意見	87
【13】	補助造林事業費：補助造林事業費事業	88
1.	事業の内容と目標	88
2.	監査の結果及び意見	91
【14】	単独造林事業費：単独造林事業費事業	94
1.	事業の内容と目標	94
2.	監査の結果及び意見	96

【15】 造林公社運営費：造林公社運営費	102
1. 事業の内容と目標	102
2. 監査の結果及び意見	109
【16】 林野関係公共事業：補助公共事業（補助林道事業）	125
1. 事業の内容と目標	125
2. 監査の結果及び意見	129
【17】 林野関係公共事業：補助公共事業（補助治山事業）	130
1. 事業の内容と目標	130
2. 監査の結果及び意見	133
【18】 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業	139
1. 事業の内容と目標	139
2. 監査の結果及び意見	142
【19】 森林動物対策事業費：ニホンジカ対策事業	143
1. 事業の内容と目標	143
2. 監査の結果及び意見	149
【20】 森林動物対策事業費：第二種特定鳥獣対策推進事業	150
1. 事業の内容と目標	150
2. 監査の結果及び意見	160
【21】 CO ₂ ネットゼロ社会づくり総合調整費：滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推 進基金事業	165
1. 事業の内容と目標	165
2. 監査の結果及び意見	171

第1 包括外部監査の概要

【1】 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件（テーマ）

1. 包括外部監査対象

環境に関する財務事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

原則として令和4年度（必要に応じて過年度及び令和5年度を含む）

【3】 特定の事件を選定した理由

滋賀県は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づき、「滋賀県基本構想」と環境に関する取組全般の基本的な方向性を示した「滋賀県環境総合計画」を策定し、環境行政に取り組んでいる。「国民的資産」として位置づけられ、近畿圏の人々の生活や産業を支える貴重な水資源である琵琶湖を有する県として、「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」の実現を目指している。

現在、進行中の第五次滋賀県環境総合計画は、対象期間が令和元年度から令和12年度の12年にわたる長期計画である。これは、滋賀県基本構想の計画期間と同期間であり、それぞれの主要政策と考え方を整合させ、一体的に策定されている。ただし、計画的な施策の実施と評価を行うため、滋賀県基本構想に基づく県の取組を進めるうえで必要な主要政策を定めた滋賀県基本構想実施計画は4年ごと三期に分けて策定される。

環境施策は効果測定が長期間に及ぶため、滋賀県基本構想実施計画の第1期（令和元年度から令和4年度）が終了した令和5年度において、それぞれの実施状況を評価することは、将来の目標達成に向けた施策を検討するうえで重要なものとなると考えられる。また、令和3年度の滋賀県の歳出決算額7,570億円のうち、琵琶湖環境部は174億円である。近年、県全体の歳出額が増加する中、ほぼ同水準を維持しており、財政規模が限られる中で、事業効果を最大化させる必要があり、費用対効果の視点からも事業評価の必要性は高いと考えられる。さらに滋賀県は水資源と森林に恵まれた地域であり、県民は生活の基盤として水資源と森林の重要性を認識し、経済・社会への影響も考慮して環境に対する強い関心を持っていると考えられる。

このような背景から、琵琶湖をとりまく環境の保全・再生と自然の恵みの活用、

気候変動への対応と環境負荷の低減、持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着など環境施策の計画、実施、評価に関する財務事務の執行について、合規性、有効性、効率性の観点から検討することが、滋賀県の行財政運営にとって有益であると判断し、当該事件を監査テーマとして選定した。

【4】包括外部監査の方法

1. 監査の視点

- (1) 環境施策及び当該施策にかかる事業が「滋賀県基本構想」に沿ったものであるか。
- (2) 環境施策にかかる事業が第五次滋賀県環境総合計画に沿って効果的に展開されているか。
- (3) 環境施策にかかる事業のK P I（重要経営指標等）等は目標管理に適したものか、またその効果は適切に測定・把握され、評価されているか。
- (4) 環境施策にかかる事業について、進捗状況の管理及び費用対効果の検証は適切か。
- (5) 環境施策にかかる事業の業務は、関連する法令及び条例・規則等に従い処理されているか、また、いわゆる3E（経済性・効率性・有効性）の観点で実施されているか。

2. 主な監査手続

- (1) 環境施策及び当該施策にかかる事業に関する事務の執行に関連する法令、条例、規則等を確認する。
- (2) 環境施策及び当該施策にかかる事業に関する事務の執行に関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。
- (3) 環境施策及び当該施策にかかる事業に関する資料の保管状況や関連証憑の整備保管状況を確認する。
- (4) その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

3. 監査対象とした事業

県の環境行政を司る琵琶湖環境部に、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」を管轄する総合企画部CO₂ネットゼロ推進課を加え、そこから包括外部監査人補助者が所属する法人が別途コンサルティング業務を受嘱している下水道課を除いたもののうち、原則として令和4年度当初予算額が1億円を超える事業を監査対象として選定した。

【監査対象とした事業】

各事業の概要については、後述する。

(単位：千円)

所管	No	個別事業 (細目事業名)	令和4年度 当初予算	令和4年度 補正後予算	令和4年度 決算	
琵琶湖環境部	環境政策課	1	管理運営費(琵琶湖博物館)(B経費)事業	272,476	304,654	297,434
		2	水族展示室復旧事業	-	11,112	3,777
	琵琶湖保全再生課	3	水草刈取事業	107,540	107,540	99,773
		4	水草除去事業	113,628	113,628	105,345
	循環社会推進課	5	最終処分場特別対策事業	123,630	74,525	70,117
	森林政策課	6	地域森林計画編成事業(A経費)	134,050	60,734	60,734
		7	滋賀県琵琶湖森林づくり基金積立金	704,949	714,702	714,702
		8	陽光差し込む健康な森林づくり事業	389,034	370,600	369,680
	森林保全課	9	未来へつなぐ木の良さ体感事業	136,346	127,426	120,223
		10	森林環境学習事業	118,416	109,108	108,027
	びわ湖材流通推進課 ※4	11	森林組合経営支援事業	100,000	90,000	90,000
		12	全国植樹祭開催事業	521,635	451,749	451,355
		13	補助造林事業費事業	830,610	743,578	458,522 ※1
		14	単独造林事業費事業	363,100	356,900	356,752
		15	造林公社運営費	2,955,180	2,955,814	2,955,814

所管	No	個別事業 (細目事業名)	令和4年度 当初予算	令和4年度 補正後予算	令和4年度 決算	
	16	補助公共事業(補助 林道事業)	124,495	124,446	155,906 ※2	
	17	補助公共事業(補助 治山事業)	1,550,000	1,506,821	1,495,046 ※2	
	自然 環境 保全 課	18	侵略的外来水生植 物戦略的防除推進 事業	176,166	186,166	166,159
		19	ニホンジカ対策事 業	139,180	147,679	147,564
		20	第二種特定鳥獣対 策推進事業	110,366	110,357	109,309
総合 企画 部	CO ₂ ネッ トゼ ロ推 進課	21	滋賀県CO ₂ ネット ゼロ社会づくり推 進基金事業	1,500,455	1,500,422	1,500,422
小計			10,471,256	10,167,961	9,832,884	
琵琶湖環境部(下水道課除く)及び総合 企画部(CO ₂ ネットゼロ推進課)合計 ※3			13,748,731	13,363,201	13,347,868	
上記合計に占める小計の比率			76.16%	76.09%	73.67%	

(出所：予算書をもとに監査人が作成)

- ※1 令和4年度補正後予算のうち284,767千円を令和5年度に繰り越している。
- ※2 令和3年度からの繰越分含む。
- ※3 令和4年度琵琶湖環境部決算事項別明細書(歳出・一般会計)における合計金額から同明細書の下水道費を除いたものに、総合企画部CO₂ネットゼロ推進課の金額を加算し、算定している。
- ※4 びわ湖材流通推進課は、令和5年度に新設された部署である。

【5】 包括外部監査人補助者

公認会計士	奥谷 恭子
公認会計士	川本 寛弥
公認会計士	北 克憲
公認会計士	柳川 英紀
公認会計士 ※	折元 裕
会計士試験合格者	佐々木 豊

※ 監査実施期間中に登録した。登録日は令和5年8月24日である。

【6】 包括外部監査実施期間

令和5年7月下旬から令和6年3月末までの期間で、担当部・課と日程調整の上、決定した。

(日程概要)

令和5年7月から令和5年9月

対象課へのヒアリング、書類閲覧、データ分析、実地検査等

令和5年10月から令和6年2月

内容検討、追加調査、監査結果の取りまとめ、報告書の作成

【7】 利害関係

県と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

【8】 その他

1. 報告書中の試算・推計の数値・金額

報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、県から監査人に提示のあった資料を基に記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

2. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

【1】環境政策に関する我が国の対応

1. 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、「持続可能な開発目標」、所謂「SDGs」を中核とした、平成27年国連サミットで採択された、翌年から令和12年までの国際社会共通の目標である。

序文、政治宣言、持続可能な開発目標、実施手段、フォローアップ・レビューで構成され、下記17の目標（ゴール）が設定されている。

この17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり（下記太字斜線箇所参照）、残り4も間接的ではあるものの、環境に関連するものである。すなわち、全てのSDGsは大なり小なり環境に関連し、後述する我が国の環境政策に大きな影響を及ぼしている。

No	持続可能な開発目標（SDGs）17ゴール
1	貧困の撲滅
2	飢餓撲滅、食料安全保障
3	健康・福祉
4	万人への質の高い教育、生涯学習
5	ジェンダー平等
6	水・衛生の利用可能性
7	エネルギーへのアクセス
8	包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9	強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10	国内と国家間の不平等の是正
11	持続可能な都市
12	持続可能な消費と生産
13	気候変動への対処
14	海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15	陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16	平和で包摂的な社会の促進
17	実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化

（出所：環境省「持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs」から抜粋）

2. 環境基本法

我が国では、環境に関する法律として環境基本法が定められている。この法律では、以下の文言の定義付けを行ったうえで、「環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する（環境基本法第1条）」ことを目的とし、平成5年11月に公布・施行されている。

それまで以前にも当時の環境庁の施策として環境保全に関するものがあったが、環境基本法の制定によってはじめて、政府全体の環境保全に関する施策の基本的方向を示す計画が定められることとなった。

文言	定義
環境への負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
地球環境保全	人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
公害	環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（出所：環境基本法第2条をもとに監査人が作成）

環境基本法の構成は以下のとおりであり、「第二章 環境の保全に関する基本的施策」第二節の中で、「政府は環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（環境基本法第15条第1項）」として環境基本計画を策定することが求められている。

第一章 総則（第一条—第十三条）
第二章 環境の保全に関する基本的施策
第一節 施策の策定等に係る指針（第十四条）

第二節 環境基本計画（第十五条）
第三節 環境基準（第十六条）
第四節 特定地域における公害の防止（第十七条・第十八条）
第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等（第十九条—第三十一条）
第六節 地球環境保全等に関する国際協力等（第三十二条—第三十五条）
第七節 地方公共団体の施策（第三十六条）
第八節 費用負担等（第三十七条—第四十条の二）
第三章 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関等
第一節 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関（第四十一条—第四十四条）
第二節 公害対策会議（第四十五条・第四十六条）
附則

3. 環境基本計画

（1）環境基本計画の概要

前述のとおり、政府は環境基本法に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画として環境基本計画を策定しなければならない。環境基本計画は、「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」等を定めるものとされており、国の環境政策に関する基本的な方向性を示すものとなる。同時に、環境基本法に基づく重要かつ基本的な計画として、地方公共団体、事業者、及び国民のあらゆる主体の自主的、積極的取組を効果的に全体として促す役割も期待されている。

（2）環境基本計画の歴史

環境基本計画は、環境基本法の施行とともに開始されたものであり、現在まで以下のような経緯を持つ。

① 第一次環境基本計画の策定（平成6年12月16日閣議決定）

「循環」、「共生」、「参加」及び「国際的取組」が実現される社会を構築することを長期的な目標として掲げるとともに、長期的な目標の実現のための施策の大綱、各主体の役割、政策手段の在り方などを定めた。

② 第一次環境基本計画のフォローアップの総括（平成11年3月8日）

理念から実行への展開、持続可能な経済社会の具体像とそこに至る道筋の提示等が示されるとともに、具体的事項として、環境基本計画の実効性の確保に係る事項などが示された。

③ 第二次環境基本計画の策定（平成12年12月22日閣議決定）

「理念から実行への展開」と「計画の実効性の確保」という2つの点に特に留意して策定された。

加えて、第一次環境基本計画で正面から取り上げていなかった化学物質による土壌汚染やPCBなどの環境上の「負の遺産」の解消やIT等を活用した環境投資の推進なども盛り込まれた。

④ 第二次環境基本計画のフォローアップの総括（平成16年12月22日）

第二次環境基本計画をめぐる諸情勢と基本認識として、環境問題の現状、第二次環境基本計画の課題、内外の社会経済の変化が示された。また、計画見直しの基本的方向として、「環境と経済の好循環」の提示、数量的目標・指標の導入による実効性の確保、国民など多様な主体の参加の促進、国際的な環境問題への積極的貢献、戦略的プログラムの継続が示された。

⑤ 第三次環境基本計画の策定（平成18年4月7日閣議決定）

今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環を提示し、さらに社会的側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを提示した。

⑥ 第四次環境基本計画の策定（平成24年4月27日閣議決定）

環境行政の究極目標である持続可能な社会の位置づけ、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向を設定するとともに、「社会・経済のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」、「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」、「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」の他6つの事象面で分けた9つの優先的重点分野を定めた。

⑦ 第五次環境基本計画の策定（平成30年4月17日閣議決定）

SDGsやパリ協定の採択後、初めて策定される環境基本計画として、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な以下6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。


加えて、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととした。

No	重点戦略	具体例
1	持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ E S G 投資、 グリーンボンド等の普及・拡大 ・ 税制全体のグリーン化の推進 ・ サービスサイジング、シェアリング・エコノミー ・ 再エネ水素、水素サプライチェーン ・ 都市鉱山の活用 等
2	国土のストックとしての価値の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ・ 生態系を活用した防災・減災（E c o - D R R） ・ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ・ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ・ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等
3	地域資源を活用した持続可能な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における「人づくり」 ・ 地域における環境金融の拡大 ・ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ・ 国立公園を軸とした地方創生 ・ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ・ 都市と農山漁村の共生・対流 等
4	健康で心豊かな暮らしの実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な消費行動への転換（倫理的消費、C O O L C H O I C E など） ・ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ・ 低炭素で健康な住まいの普及 ・ テレワークなど働き方改革+ C O₂・資源の削減 ・ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海の管理 ・ 良好な生活環境の保全 等
5	持続可能性を支える技術の開発・普及	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引（再エネ由来水素、浮体式洋上風力等） ・ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ・ バイオマス由来の 化成品創出（セルロースナノファイバー等） ・ A I 等の活用による生産最適化 等
6	国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境インフラの輸出 ・ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ・ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ・ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等

(出所：環境省「第五次環境基本計画の概要」をもとに監査人が作成)

第五次環境基本計画には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で謳う「SDGs」の考え方が活用され、6つの重点戦略とSDGsとしての目標との関係性が以下のように示されている。

【重点戦略とSDGsとの関係について】

第五次環境基本計画の重点戦略	SDGs
1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 (1) 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化 (2) 国内資源の最大限の活用による国際収支の改善・産業競争力の強化 (3) 金融を通じたグリーンな経済システムの構築 (4) グリーンな経済システムの基盤となる税制	ゴール6, 7, 12, 13, 14, 15, 17 は、全ての重点戦略に関係。  
2. 国土のストックとしての価値の向上 (1) 自然との共生を軸とした国土の多様性の維持 (2) 持続可能で魅力あるまちづくり・地域づくり (3) 環境インフラやグリーンインフラ等を活用したレジリエンスの向上	  
3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり (1) 地域のエネルギー・バイオマス資源の最大限の活用 (2) 地域の自然資源・観光資源の最大限の活用 (3) 都市と農山漁村の共生・対流と広域的なネットワークづくり	   
4. 健康で心豊かな暮らしの実現 (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活への転換 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの変革 (3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全	   
5. 持続可能性を支える技術の開発・普及 (1) 持続可能な社会の実現を支える最先端技術の開発 (2) 生物・自然の摂理を応用する技術の開発 (3) 持続可能な社会の実現に向けた技術の早期の社会実装の推進	 
6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築 (1) 国際的なルール作りへの積極的関与・貢献 (2) 海外における持続可能な社会の構築支援	 

(出所：環境省「重点戦略とSDGsとの関係について (平成 30 年 5 月 1 日版)」から抜粋)

【2】滋賀県の環境行政の概要

1. 滋賀県の環境政策の沿革

滋賀県は、昭和 48 年度から昭和 56 年度までの基本構想である「滋賀県総合発展計画 ～より豊かな湖国の創造へ～」において、「環境と調和した産業の振興」を主要課題とし、いち早く環境に関する施策を県の重要施策として打ち出すなど、環境に

配慮した政策運営を行っている。

その後、政府の環境基本法の公布・施行を受け、平成8年3月に環境基本条例を制定するとともに、当該条例第12条に基づき、平成9年9月に「滋賀県環境総合計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在は「第五次滋賀県環境総合計画」を進めている。

滋賀県は近畿地方の約1,450万人の貴重な水源である琵琶湖を有する県として、琵琶湖の水源かん養、県土の保全等のほか、全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性を踏まえ、平成18年度から以下の琵琶湖森林づくり県民税を設けた。さらに、用途を特定するため、滋賀県琵琶湖森林づくり基金を別途造成し、琵琶湖森林づくり県民税条例に基づき知事が定める施策の財源に充当している。

こういった環境保全に係る県民税は、今では多くの都道府県で導入されているものの、滋賀県はその中でも早いタイミングでの導入を決定しており、環境政策の取り組みやそれに対する県民の理解が醸成されていたことが窺える。

琵琶湖森林づくり県民税の概要

- 課税方式
- 現行の県民税均等割の額に一定額を上乗せする県民税均等割超過課税方式
- 納税義務者
- 個人：1月1日現在で県内に住所等のある人
- 法人：県内に事務所等のある法人等
- 税額
- 個人 年800円
- 法人 年2,200円～88,000円（現行の法人県民税均等割の額の11%相当）

法人の税率

資本金等の額による区分	法人県民税均等割額	琵琶湖森林づくり県民税
50億円超	800,000円	88,000円
10億円超50億円以下	540,000円	59,400円
1億円超10億円以下	130,000円	14,300円
1千万円超1億円以下	50,000円	5,500円
1千万円以下	20,000円	2,200円

- 施行時期
- 平成18年4月から

（出所：滋賀県ホームページ「琵琶湖森林づくり県民税について」から抜粋）

滋賀県は、令和元年に内閣府からSDGsの達成に向けた優れた取り組みとしてSDGs未来都市（※1）に選定されるとともに、令和4年には国連食糧農業機関から、琵琶湖と共生する滋賀の農林水産業「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と

農業が織りなす琵琶湖システム」が世界農業遺産（※2）として認定されるなど、その環境に関する取り組みは国内外から高い評価を受けている。

- ※1 SDGsの理念に沿った統合的取り組みにより、持続可能な経済社会を実現しようとしている都市として、内閣府から選定された都市
- ※2 社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープ及びシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域として、国際連合食糧農業機関により認定された地域

2. 滋賀県の環境政策

(1) 滋賀県基本構想

県では、上述の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の視点を活用し、滋賀県基本構想を策定している。

現在の滋賀県基本構想では、計画期間を平成31年から「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のゴール地点である令和12年（2030年）としたうえで、SDGsの特徴を生かした計画を描き、環境をテーマにし、以下の3つの政策を掲げている。

No	滋賀県基本構想において掲げる環境施策
1	琵琶湖を取り巻く環境の保全再生と自然の恵みの活用
2	気候変動への対応と環境負荷の低減
3	持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力

その上で県では、基本構想に基づく取り組みを着実に進めるうえで必要な主要政策を定めるため、「滋賀県基本構想実施計画（以下、実施計画という。）」を策定している。実施計画は基本構想の計画年度である平成31年から令和12年度（2030年度）までの12年間で4年ごとの三期に分けて策定する。平成31年度から令和4年度の第1期実施計画は18の政策で構成され、上記3つの環境に係る政策の進捗状況は以下のとおりである。なお、県では以下の目標それぞれに対し、進捗管理を行っている。

- ① 令和4年度目標の達成に向けて、数値の増加または減少を目指す目標
以下の方法で算出した達成率によって、次の5段階で進捗を把握している。

評価 区分		★	★★	★★★	★★★★	—
達成率	～25%未満	25%～ 50%未満	50%～ 75%未満	75%～ 100%未満	100%	未集計

[達成率の算出方法について]

基本構想実施計画における初年度の前年度実績（前年度実績が把握できないものは、前年度以前に把握できた最新の実績）を基準に、2022年度の目標値に対する達成率を表している。

(ア) 目標が数値の増加を目指すものは、 $(\text{実績} - \text{基準}) / (\text{目標} - \text{基準}) \times 100$

(イ) 目標が数値の減少を目指すものは、 $(\text{基準} - \text{実績}) / (\text{基準} - \text{目標}) \times 100$

※達成率がマイナスとなったものについては「0%」、100を超えたものについては「100%」としている。

※2021年度以前の実績値を用いて、2022年度以前の目標値に対する達成率を算出しているものについては、括弧書きで達成率および評価区分を記載している。

(出所：令和5年度滋賀県議会定例会 令和5年9月定例会議報告（報第8号）
「滋賀県基本構想の実施状況説明書」から抜粋)

- ② 上記①以外の目標

各年度における目標値に対する実績値の達成状況により、「達成」または「未達成」で評価する。

【琵琶湖を取り巻く環境の保全再生と自然の恵みの活用】

琵琶湖南湖の水草繁茂面積以外、目標を達成できていないが、食害や工場の入荷制限等、県の責任の範囲外の事象に起因するものであり、今後の対応に期待される。

目標	策定時	基準	年次目標(上段)・年次実績(下段)				2022年度目標	達成状況
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
琵琶湖南湖 の水草繁茂 面積(k㎡)	(2017年度) 25	(2018年度) 13	望ましい状態である 20~30k㎡	望ましい状態である 20~30k㎡	望ましい状態である 20~30k㎡	望ましい状態である 20~30k㎡	望ましい状態である 20~30k㎡	達成
			44.59	44.23	30.17	24.25		
冬季ニゴロ ブナ当歳魚 資源尾数 (万尾)	(2017年度) 507	(2017年度) 507	550	600	650	700	700	0%
			308	417	317	416		
侵略的外来 水生植物の 年度末生育 面積(千㎡)	(2017年度) 96	(2018年度) 49	50	42	39	38	38	0%
			67	56	47	97		
県産材の素 材生産量 (m ³)	(2017年度) 73,800	(2018年度) 78,800	109,000	120,000	131,000	142,000	142,000	31.6% ★
			100,800	111,900	99,400	98,800		

(出所：令和5年度滋賀県議会定例会 令和5年9月定例会議報告(報第8号)
「滋賀県基本構想の実施状況説明書」から抜粋)

【気候変動への対応と環境負荷の低減】

「県域からの温室効果ガス排出量」、「県民1人1日当たりごみ排出量」は100%を達成しており、特に後者については、長期的に減少傾向にあり、令和3年度には京都府、長野県に次いで全国で3番目に少ない排出量となり、県民の環境への意識の高さを表す結果となっている。「産業廃棄物の最終処分量」については、平成12年度(2000年度)の29万tよりは大きく改善されているものの、経済活動の活発化等の影響により平成26年度(2014年度)以降は増加傾向にあり、廃棄物の発生を抑制するリデュースと再利用を促すリユースの推進が望まれる。

目標	策定時	基準	年次目標(上段)・年次実績(下段)				2022年度目標	達成状況
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
県域からの温室効果ガス排出量(万t-CO ₂)	(2016年度) 1,298	(2016年度) 1,298	(2017年度) 1,284	(2018年度) 1,269	(2019年度) 1,125	(2020年度) 1,122	(2020年度) 1,122	(100%) (★★★★)
			(2017年度) 1,230	(2018年度) 1,128	(2019年度) 1,106	(2020年度) 1,090		
県民1人1日当たりごみ排出量(g)	(2016年度) 831	(2017年度) 830	(2018年度) 826	(2019年度) 823	(2020年度) 820	(2021年度) 826	(2021年度) 826	(100%) (★★★★)
			(2018年度) 834	(2019年度) 837	(2020年度) 822	(2021年度) 809		
産業廃棄物の最終処分量(万t)	(2016年度) 9.0	(2017年度) 9.6	(2018年度) 8.2	(2019年度) 7.8	(2020年度) 7.4	(2021年度) 10.1	(2021年度) 10.1	(0%)
			(2018年度) 10.5	(2019年度) 10.2	(2020年度) 10.7	(2021年度) 10.9		

(出所：令和5年度滋賀県議会定例会 令和5年9月定例会議報告(報第8号)
「滋賀県基本構想の実施状況説明書」から抜粋)

【持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力】

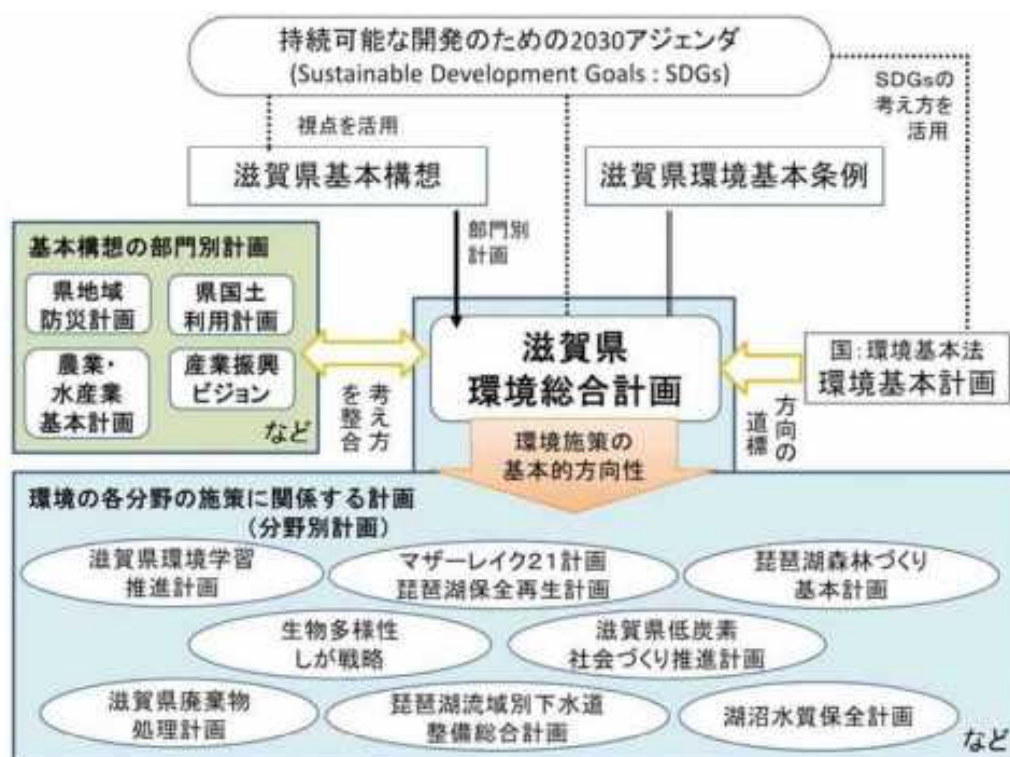
全ての指標で目標を達成し、県民、県下の企業の環境への意識の高さを表す結果となっている。

目標	策定時	基準	年次目標(上段)・年次実績(下段)				2022年度目標	達成状況
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
県民の環境保全行動実施率(%)	(2018年度) 76.7	(2018年度) 76.7	80以上	80以上	80以上	80以上	80以上	達成
			79	80.8	76.8	86.5		
しが生物多様性取組認証制度の認証事業者数(社)※累計	(2018年度) 37	(2018年度) 37	55	70	85	100	100	100% (★★★★)
			46	63	101	113		
下水道の海外ビジネスマッチングに参加した企業数(社)※()書きが累計	(2018年度) 5	(2018年度) 5	5(10)	5(15)	5(20)	10(30)	10(30)	100% (★★★★)
			5(10)	0(10)	10(20)	10(30)		

(出所：令和5年度滋賀県議会定例会 令和5年9月定例会議報告(報第8号)
「滋賀県基本構想の実施状況説明書」から抜粋)

(2) 滋賀県環境総合計画

県では、環境基本条例に基づき、「滋賀県環境総合計画」を策定している。これは、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとして、上述した滋賀県基本構想の部門別計画としての位置づけであり、政府の環境基本計画を方向の道標として策定し、環境施策の基本的方向性を定めるものとして機能する。



(出所：「第五次滋賀県環境総合計画（概要版冊子）から抜粋」)

現在、進行する「第五次滋賀県環境総合計画」は、基本構想とあわせて計画期間を令和元年度から令和12年度として、上述した基本構想で打ち出された3つの視点を、4つの施策、10の分野ごとに施策の方向性を定め、取り組みを進めている。

視点（基本構想）	施策	分野
琵琶湖を取り巻く環境の保全再生と自然の恵みの活用	琵琶湖を取り巻く環境の保全再生と自然の恵みの活用	琵琶湖の保全再生・活用
		生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮
気候変動への対応と環境負荷の低減	気候変動への対応と環境負荷の低減	気候変動
		環境リスク
		循環型社会
持続可能な社会を	持続可能な社会を支	環境学習

視点（基本構想）	施策	分野
支える学びと暮らしの定着、国際的な協調と協力	える学びと暮らしの定着	環境とのつながり・関わり
		環境インフラ等
		調査研究・技術開発
	国際的な協調と協力	国際的な協調と協力

（出所：「第五次滋賀県環境総合計画」をもとに監査人が作成）

（3）マザーレイクゴールズ（MLG s）

そのほか、滋賀県では、琵琶湖版SDG sとして、独自にマザーレイクゴールズ（MLG s）を設定し、琵琶湖を切り口とした令和12年の持続可能な社会の実現に向けた13の目標（ゴール）を設定している。

No	目標（ゴール）	内容
1	清らかさを感じる水に	アオコや赤潮などのプランクトンの異常発生が抑制され、飲料水としても問題がなく、思わず触れたくなるような清らかな水が維持される
2	豊かな魚介類を取り戻そう	在来魚介類の生息環境が改善し、資源量・漁獲量が持続可能な形で増加するとともに、人々が湖魚料理を日常的に楽しむ
3	多様な生き物を守ろう	生物多様性や生態系のバランスを取り戻す取組が拡大し、野生生物の生息状況が改善するとともに、自然の恵みを実感する人が増加する
4	水辺も湖底も美しく	川や湖にゴミがなく、砂浜や水生植物などが適切に維持・管理され、誰もが美しいと感じられる水辺景観が守られる
5	恵み豊かな水源の森を守ろう	水源涵養や生態系保全、木材生産、レクリエーションなどの多面的機能が持続的に発揮される森林づくりが進み、人々が地元の森林の恵みを持続的に享受する
6	森川里湖海をつなぐつながりを健全に	森から湖、海に至る水や物質のつながりが健全に保たれ、湖と川、内湖、田んぼなどを行き来する生き物が増加する
7	びわ湖のためにも温室効果ガスの排出を減らそう	日常生活や事業活動から排出される温室効果ガスを減らす取組が広がり、琵琶湖の全層循環未完了などの異変の進行が抑えられる
8	気候変動や自	豪雨や渇水、温暖化などの影響を把握・予測し、

No	目標（ゴール）	内容
	然災害に強い暮らしに	そうした事態が起きても大きな被害を受けない暮らしへの転換が進む
9	生業・産業に地域の資源を活かそう	地域の自然の恵みを活かした商品や製品、サービスが積極的に選ばれ、地域内における経済循環が活性化し、ひいては環境が持続的に守られる
10	地元も流域も学びの場に	琵琶湖や流域、自分が生活する地域を環境学習のフィールドとして体験・実践する機会が豊富に提供され、関心を行動に結びつけられる人が増加する
11	びわ湖を楽しみ愛する人を増やそう	レジャーやエコツーリズムなどを通じて自然を楽しむ様々な機会が増え、琵琶湖への愛着が育まれる
12	水とつながる祈りと暮らしを次世代に	水を敬い、水を巧みに生活の中に取り込む文化や、水が育む生業や食文化が、将来世代へと着実に継承される
13	つながりあって目標を達成しよう	年代や性別、所属、経験、価値観などが異なる人同士、また異なる地域に住まう人同士がつながり、琵琶湖や流域の現状、これからについて対話を積み重ね、その成果を共有できる機会が十分に提供される

（出所：Mother Lake Goals HP「MLGs13のゴール」から抜粋）

マザーレイクゴールズ（MLGs）は、ゴール、ターゲット、アクションの例をアジェンダに記載し、人々が自発的に行動を起こすことを呼びかけており、その呼びかけに応じて行動を起こした人々をつなぐための推進体制を整えている。

推進体制の骨格は、学識経験者、住民等、行政関係者の3者の代表で構成され、アジェンダの改定や重要な意思決定を行う「マザーレイクゴールズ推進委員会」、実際に事業の推進を担う「マザーレイクゴールズ案内人」、学術的な評価を行う「マザーレイクゴールズ学術フォーラム」の三つで構成され、それぞれが異なる役割を分担するとともに、多様な視点で評価、対話しあい、事業を絶えず改善している。

3. 滋賀県の環境政策関係行政組織及び分掌事務

滋賀県において、環境政策を管轄する行政組織、その分掌事務は以下のとおりで

ある。

(1) 琵琶湖環境部

琵琶湖環境部では、以下9つの課から構成され、環境政策全般から琵琶湖、廃棄物、下水道、森林、びわ湖材流通、自然環境等の保全等を所轄しており、CO₂ネットゼロ等の脱炭素に関する環境施策以外、ほぼ全ての環境に関する施策を担っている。

課 ※	係
環境政策課	総務係、企画・環境学習係、環境管理係
琵琶湖保全再生課	水政策係、水質・生態系係、琵琶湖レジャー対策係
循環社会推進課	管理調整係、資源循環推進係 廃棄物対策室（廃棄物指導係、廃棄物監視取締対策係）
最終処分場特別対策室	
下水道課	総務調整係、経営管理係、企画係、施設管理・建設係、公共下水道係
森林政策課	管理係、林政企画係、やまの健康推進係
びわ湖材流通推進課	びわ湖材利用係、団体指導係、普及指導係
森林保全課	森林管理係、治山林道係、森づくり推進係
自然環境保全課	自然公園・企画係 生物多様性戦略推進室 鳥獣対策室

（出所：滋賀県行政組織規則、最終処分場特別対策室設置規程、生物多様性戦略推進室設置規程、鳥獣対策室設置規程をもとに監査人が作成）

※組織上の課名等は、監査を実施した令和5年度のものとしている。

それぞれの課では、以下の分掌事務を担い、それぞれの課が役割を果たすことで、環境総合計画やマザーレイクゴールズ（MLGs）の目標達成に努めている。

課	分掌事務
環境政策課	(1) 部内の連絡調整に関すること。 (2) 課内の庶務に関すること。 (3) 環境事務所に関すること。 (4) 琵琶湖環境科学研究センター及び琵琶湖博物館に関すること。 (5) 環境行政の総合的な企画及び調整に関すること。 (6) 持続可能な社会づくりの推進に関すること。 (7) 環境に係る国際協力に関すること。 (8) 環境審議会に関すること。

課	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> (9) 湖国環境保全推進会議に関する事。 (10) 県民、企業等の環境保全活動の支援に関する事。 (11) 環境学習の総合的な推進に関する事。 (12) 環境マネジメントシステムに関する事。 (13) 水質汚濁、大気汚染、騒音、振動及び悪臭の防止に関する事。 (14) 土壌汚染対策及び地下水保全に関する事。 (15) 環境影響評価に関する事。 (16) 公害紛争処理に関する事。 (17) 環境自治委員会に関する事。 (18) 環境公害に関する事。 (19) 行政不服審査法に基づく審査請求に係る裁決に関する事。 (20) その他部内の他の課の所掌に属さない事項
琵琶湖 保全 再生課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関する事。 (2) 琵琶湖の水政策及び保全再生に係る施策の総合的な企画及び調整に関する事。 (3) 水資源開発促進法に関する事。 (4) 水資源の総合調整に関する事。 (5) 琵琶湖水政審議会に関する事。 (6) 琵琶湖水政対策本部に関する事。 (7) 琵琶湖の総合保全の推進に関する事。 (8) 琵琶湖の保全及び再生に関する法律に関する事。 (9) 琵琶湖保全再生推進本部に関する事。 (10) 琵琶湖の自然再生に関する事。 (11) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に関する事。 (12) ヨシ群落保全審議会に関する事。 (13) 琵琶湖のレジャー利用の適正化対策に関する総合的な施策の企画、立案及び調整に関する事。 (14) 滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に関する事。 (15) 琵琶湖レジャー適正化審議会に関する事。 (16) その他琵琶湖の水質及び生態系に関する事。
循環 社会 推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関する事。 (2) 循環型社会形成の推進に係る総合的な企画、立案及び推進に関する事。

課	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> (3) 資源循環型ライフスタイルの推進に関する事。 (4) 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する事。 (5) 滋賀県廃棄物処理計画に関する事。 (6) 廃棄物の分別収集及び再商品化の促進等に関する事。 (7) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の施行に関する事。 (8) ごみの散乱防止に関する事。 (9) 生活排水対策の推進に関する事。 (10) 広域臨海環境整備センターに関する事。 (11) 環境事業公社に関する事。 <p>(廃棄物対策室)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物の適正処理に関する事。 (2) 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設に関する事。 (3) 産業廃棄物排出事業者の指導に関する事。 (4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行に関する事。 (5) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に関する事。 (6) 浄化槽の保守点検業の登録に関する事。 (7) 産業廃棄物の不法投棄及び不適正な処理の防止及び対策に関する事。
最終処分場特別対策室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 最終処分場に係る対策に関する計画の策定及び実施に関する事。 (2) その他最終処分場に関する事。
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内の庶務に関する事。 (2) 流域下水道に係る事務の連絡調整に関する事。 (3) 流域下水道事務所に関する事。 (4) 下水道財産の管理に関する事。 (5) 下水道工事の入札及び契約に関する事。 (6) 琵琶湖流域下水道事業会計に係る出納その他の会計事務に関する事。 (7) 下水道の総合調整に関する事。 (8) 下水道事業に係る地域計画の調整に関する事。 (9) 琵琶湖流域下水道協議会に関する事。

課	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> (10) 流域下水道の経営及び維持管理に関すること。 (11) 下水道の企画及び計画調整に関すること。 (12) 下水道審議会に関すること。 (13) 流域下水道の計画及び事業に関すること。 (14) 下水道技術に関すること。 (15) 下水道工事の設計、積算の基準及び歩掛単価に関すること。 (16) 下水道の災害復旧に関すること。 (17) 公共下水道事業の支援及び調整に関すること。 (18) 汚水処理施設整備の総合調整に関すること。 (19) 淡海環境プラザ事業に関すること。 (20) 都市下水道事業の支援及び調整に関すること。 (21) その他下水道に関すること。
森林政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内、びわ湖材流通推進課及び森林保全課の庶務に関すること。 (2) 森林整備事務所に関すること。 (3) 造林公社に関すること。 (4) 森林計画に関すること。 (5) 森林審議会に関すること。 (6) 琵琶湖森林づくり条例に関すること。 (7) 琵琶湖森林づくり基本計画に関すること。 (8) 琵琶湖森林づくり事業に関すること（森林政策課の所管する事務に係るものに限る。）。 (9) 流域の森林づくりの企画に関すること。 (10) 滋賀県水源森林地域保全条例の施行に関すること。 (11) 森林土木工事設計積算の電子計算の運用ならびに森林及び林業に係る情報処理に関すること。 (12) 緑化推進に関すること。 (13) 県営林及び県有林の経営及び管理に関すること。 (14) 「やまの健康」の推進に関すること。
びわ湖材流通推進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県産材の利用促進及び森林資源の有効利用に関すること。 (2) 滋賀県県産材の利用の促進に関する条例に関すること。 (3) 林業金融に関すること。 (4) 森林組合、生産森林組合等の育成指導に関すること。 (5) 林業構造改善事業に関すること。 (6) 林業の担い手確保、育成に関すること。

課	分掌事務
	(7) 林業技術普及及び林業経営指導に関すること。 (8) 材木育種及び優良種苗の確保に関すること。 (9) 琵琶湖森林づくり事業に関すること（びわ湖材流通推進課の所管する事務に係るものに限る。）。
森林 保全課	(1) 森林の保護に関すること。 (2) 保安林及び保安施設地区に関すること。 (3) 林地の保全に関すること。 (4) 治山事業に関すること。 (5) 造林及び間伐事業に関すること。 (6) 林業種苗及び林木育種に関すること。 (7) 林道事業に関すること。 (8) 琵琶湖森林づくり事業に関すること（森林政策課及びびわ湖材流通推進課の所管に属するものを除く。）。
自然 環境 保全課	(1) 課内の庶務に関すること。 (2) 自然環境保全対策の総合的な企画、立案、推進、調整及び調査研究に関すること。 (3) 滋賀県自然環境保全条例に関すること。 (4) 自然保護地等の公有化及び管理に関すること。 (5) 鳥獣保護及び管理ならびに狩猟の適正化に関すること。 (6) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に関すること。 (7) 自然公園に関すること。 (8) 自然再生に関すること。 (生物多様性戦略推進室) (1) 生物多様性基本法第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略の策定に関すること。 (2) 生物の多様性に関する施策の総合的な企画、立案、推進及び調整ならびに調査研究に関すること。 (3) ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例に関すること。 (4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関すること。 (鳥獣対策室) (1) 野生鳥獣（ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ

課	分掌事務
	及びカワウに限る。第3号において同じ。)による被害の軽減を図るための個体数調整の実施に関すること。
	(2) 第2種特定鳥獣管理計画第1種特定鳥獣保護計画(ツキノワグマに係るものに限る。)及び第2種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ及びカワウに係るものに限る。)の策定及び見直しに関すること。
	(3) 野生鳥獣に関する情報収集に関すること。
	(4) 狩猟免許及び狩猟者登録に関すること。
	(5) 獣害対策の担い手育成に関すること。

(出所：滋賀県行政組織規則、最終処分場特別対策室設置規程、生物多様性戦略推進室設置規程、鳥獣対策室設置規程をもとに監査人が作成)

(2) 総合企画部

総合企画部では、脱炭素等に関するCO₂ネットゼロ推進課が配置され、CO₂ネットゼロ等の脱炭素に関する環境施策を担っている。

課 ※	係
企画調整課	総務係、企画第一係、企画第二係 広域政策・万博推進室
新駅問題対策・特定プロジェクト推進室	
高専設置準備室	
国際課	旅券室
県民活動生活課	消費生活・安全なまちづくり係、土地対策係 県民活動・協働推進室 県民情報室
CO ₂ ネットゼロ推進課	ムーブメント推進係、事業者支援係、地域支援係
人権施策推進課	調整係、企画・啓発係
D X推進課	情報基盤係、県庁D X推進係 地域D X連携推進室
統計課	管理調整係、E B P M支援係、普及係、人口社会統計係、学事産業統計係

※組織上の課名等は、監査を実施した令和5年度のものとしている。

課	分掌事務
CO ₂ ネットゼロ推進課	(1) 課内の庶務に関すること。 (2) CO ₂ ネットゼロの総合的な企画、立案及び調整に関すること。 (3) CO ₂ ネットゼロの推進に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。） (4) しがCO ₂ ネットゼロ推進本部に関すること。 (5) 滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例に関すること。 (6) 節電・省エネルギー対策に関すること。 (7) 再生可能エネルギーの導入の推進に関すること（他の部課の所掌に属するものを除く。）

（出所：滋賀県行政組織規則をもとに監査人が作成）

【3】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「事実」と「結果」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「事実」と「意見」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から県に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

2. 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
環境に関する各事業の財務事務の執行にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	5件	30件

3. 監査の結果及び意見の概要

監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

<環境に関する事業の財務事務の執行にかかる監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

	事業名（結果・意見の概要）	頁
1	管理運営費（琵琶湖博物館）（B経費）事業	
	（意見1）第三次中長期基本計画における事業目標について	33
	（意見2）琵琶湖博物館の機械設備の老朽化について	34
2	水族展示室復旧事業	
	（意見3）水族展示室復旧事業に関する計画策定について	37
3	水草刈取事業・水草除去事業	
4	（意見4）水草対策事業における中期目標について	42
	（意見5）水草対策チームのメンバー選定に関する規程の整備について	43
5	最終処分場特別対策事業	
	（意見6）連絡協議会の開催方法について	51
	（意見7）行政代執行に係る債権の求償について	52
6	地域森林計画編成事業（A経費）	
	（意見8）航空レーザ計測に係る解析データの活用プランについて	58
7	滋賀県琵琶湖森林づくり基金積立金	
	意見なし	
8	陽光差し込む健康な森林づくり事業	
	意見なし	
9	未来へつなぐ木の良さ体感事業	
	意見なし	
10	森林環境学習事業	
	（意見9）森林環境学習の機会について	78
	（意見10）自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の対象について	79
11	森林組合経営支援事業	
	（意見11）森林組合経営支援事業における当初予算の設定について	82
12	全国植樹祭開催事業	

	事業名（結果・意見の概要）	頁
	意見なし	
13	補助造林事業費事業	
	（結果 1）滋賀県基本構想実施計画と琵琶湖森林づくり計画における目標値の相違について	91
	（意見 12）計画目標の達成に向けた検討について	91
	（意見 13）計画値と実績値の比較分析の実施について	92
	（意見 14）補助造林事業費事業における検査方法及び検査結果の情報公開について	93
14	単独造林事業費事業	
	（結果 1）滋賀県基本構想実施計画と琵琶湖森林づくり計画における目標値の相違について（再掲）	96
	（意見 12）計画目標の達成に向けた検討について（再掲）	97
	（意見 15）計画値と実績値の比較分析の実施について	97
	（結果 2）事業完了報告書の確認について	98
	（意見 16）単独造林事業費事業における貸付金額の妥当性について	99
	（意見 17）単独造林事業費事業に関する国と県の補助対象事業の重複について	99
15	造林公社運営費	
	（結果 3）長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬について	109
	（意見 18）長期収支見通しにおける素材生産量、素材売却単価について	114
	（意見 19）長期収支見通しにおいて県が拠出する造林補助金について	115
	（意見 20）長期収支見通しにおける事業経費の高騰見込みが織り込まれていない点について	115
	（意見 21）長期収支見通しにおいて、原状回復費用が織り込まれていない点について	115
	（結果 4）長期収支見通しにおける将来的な回収額の大幅な下方修正の必要性について	116
	（意見 22）償還財源における出資金の額を実費精算とすることについて	119
	（意見 23）既に出資金から生じた余剰金を特定資産化することについて	120

	事業名（結果・意見の概要）	頁
	（意見 24）造林公社が抱える多額の含み損について	123
16	補助公共事業（補助林道事業）	
	意見なし	
17	補助公共事業（補助治山事業）	
	（意見 25）使用するソフトウェアの定期的な相見積もりについて	133
	（結果 5）定期監査調書記載数値の集計誤りについて	135
18	侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業	
	（意見 26）侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業における事業目標について	142
19	ニホンジカ対策事業	
	意見なし	
20	第二種特定鳥獣対策推進事業	
	（意見 27）ニホンジカに係る管理目標の設定について	160
	（意見 28）ニホンザルに係る管理目標の設定について	163
21	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金事業	
	（意見 29）滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金事業における事業評価について	171
	（意見 30）滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金事業における基金の利用計画について	172

第3 環境に関する事業の財務事務の執行にかかる監査の結果及び 監査の結果に添えて提出する意見

【1】管理運営費（琵琶湖博物館）（B経費）事業

（単位：千円）

所管課	環境政策課		
事業目的	琵琶湖博物館の活動基盤となる施設の維持、管理運営を行うことを目的としている。		
事業概要	琵琶湖博物館の施設維持、管理運営のために、建築設備の運転監視、清掃、警備、消防設備や空調設備等の保守点検等の業務委託、施設修繕、光熱水費や消耗品の執行等の業務を行っている。		
条例・要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館法 ・ 博物館法施行令 ・ 博物館法施行規則 ・ 滋賀県立琵琶湖博物館の設置および管理に関する条例 ・ 滋賀県立琵琶湖博物館管理運営規則 		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源、使用料等
支出先	直接執行、警備会社および 清掃会社等	支出形態	光熱水費等の需用 費、委託料
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
272,476	304,654	297,434	

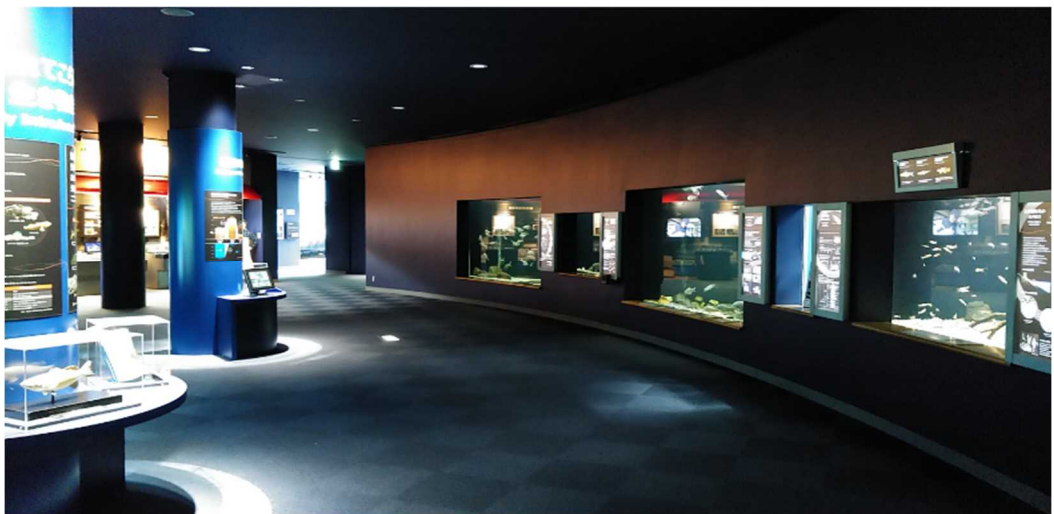
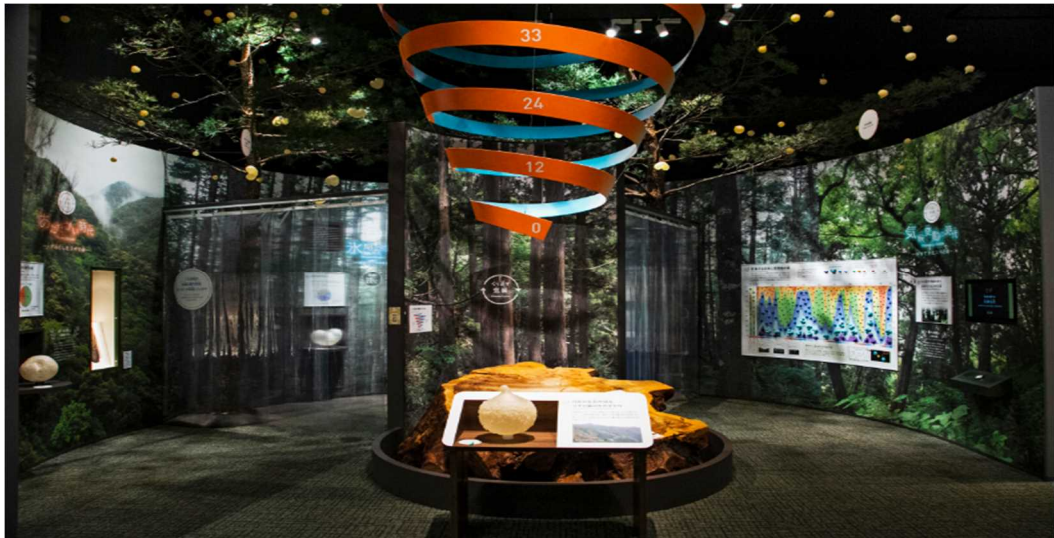
（出所：県から入手）

1. 事業の内容と目標

（1）事業内容

現在、琵琶湖博物館に関する事業のうち、「管理運営費（琵琶湖博物館）（B経費）」とは博物館の施設維持・管理運営をしていくための事業である。

【琵琶湖博物館の外観及び展示状況】



(出所：琵琶湖博物館ホームページから抜粋)

【琵琶湖博物館の来館者数】

(単位：人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
来館者数	473,014	462,162	253,750	278,961	415,931

(出所：県作成資料「滋賀県立琵琶湖博物館来館者の状況」)

令和2、3年度の来館者数の減少は、新型コロナウイルス感染症による影響であり、令和4年度に入り、回復基調にある。

【管理運営費（琵琶湖博物館）（B経費）歳出内訳】

(単位：千円)

歳出節	令和2年度	令和3年度	令和4年度	概要説明
需用費	125,741	127,709	164,962	光熱水費、施設・設備修繕費、事務関係費
委託料	95,465	93,757	102,769	施設管理業務
その他	30,627	27,773	29,703	負担金補助および交付金、役務費、使用料および賃借料等
合計	251,833	249,239	297,434	

(出所：県が管理している資料から抜粋)

(2) 事業目標

琵琶湖博物館全体としては第三次中長期基本計画において、6つの事業目標が設定されている。

- ① 事業目標1 琵琶湖の魅力を深く掘り下げ、世界に紹介
琵琶湖やその周りの暮らしの価値を地元の人々や国内外の研究者とともに発見し、その魅力を国内外に広く発信していく。
- ② 事業目標2 資料を未来に遺し、どこからでも使えるように整備
貴重な標本・資料を将来にわたって人々が利用できるよう、適切な整理・保管を進めるとともに、ICTを活用した利用方法の開発により、琵琶湖博物館の知的資源を「だれでも・どこでも・いつでも」使えるように整備する。
- ③ 事業目標3 みんなで学びあう博物館へ
交流事業を知識や経験を交換し合う「学びあいの場」と位置づけ、さまざまな人々や組織と連携して充実を図るとともに、参加する人の相互の「出会い」が新たな活動に繋がる環境を創る。
- ④ 事業目標4 もっと使いやすい博物館へ

琵琶湖を知る「入口」としての展示を、より使いやすく、常に成長する展示として発展させる。

- ⑤ 事業目標5 より多くの人が利用する博物館へ
ICTを活用し「世界」を見据えた広報を展開して、より多くの人々の利用を実現する。また、双方向の広報によって常に博物館の社会的評価を情報収集し、博物館の魅力向上に役立てる。
- ⑥ 事業目標6 博物館の活動を安定して継続する
老朽化した施設の改修や、災害に強い体制の確立を進めるとともに、活動基盤の安定のために、さまざまな支援を受ける仕組みづくりを進める。

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見1) 第三次中長期基本計画における事業目標について

【事実】

第三次中長期基本計画には、①琵琶湖の魅力を深く掘り下げ、世界に紹介、②資料を未来に遺し、どこからでも使えるように整備、③みんなで学びあう博物館へ、④もっと使いやすい博物館へ、⑤より多くの人々が利用する博物館へ、⑥博物館の活動を安定して継続する、6つの事業目標が設定されているが、いずれも定性的な情報のみとなっており、抽象的な内容に留まる。そのため、事業目標の達成状況を評価する際に、どの程度達成できたのか評価が難しいものとなっている。

【意見】

現状の事業目標は抽象的な内容となっており、どのような状態になれば事業目標が達成したと判断できるか明確な基準がなく、事業目標の達成状況に対する評価が困難なものになっている。そのため、達成状況を客観的に把握できるよう各事業目標に対して数値目標を設定すべきである。

具体的には、事業目標5である「より多くの人々が利用する博物館」に対しては、年間来館数を指標とするのが望ましいと考えられる。他の事例として国立科学博物館では、来館者数が第4期中期目標期間（平成28年～令和2年）である5年間で800万人を確保する目標が設定されていた。当事例を参考に第三次中長期基本計画の対象期間で目標とする累計来館者数を設定する、又は第三次中長期基本計画の最終年度に目標とする年間来館者数を設定し、最終年度までに来館者数を確保していくように事業を実施していくのが望ましい。

(2) (意見 2) 琵琶湖博物館の機械設備の老朽化について

【事実】

県では平成 26 年 5 月に「滋賀県県有施設利活用基本方針」が策定され、琵琶湖博物館では基本方針に基づき、以下の計画及び方針が策定されており、計画や方針に記載のある改修事業であれば、改修を予定する年度での予算が編成されている。

①長期保全計画（平成 28 年度～令和 32 年度）

- 予防保全工事の実施により長寿命化の効果が見込まれる建築後 35 年以内かつ 500 m²以上の施設が対象
- 施設ごとに計画を策定するもの
- 対象物：屋根・外壁、受変電設備、中央監視設備、自動制御設備、防災通信設備、消火設備、給排水設備（ポンプ）、空調設備（ボイラー等基幹関係設備）等

②更新・改修方針（平成 28 年度～令和 7 年度）

- 老朽化対策として実施する比較的規模が大きな改修事業(概ね 30,000 千円以上)

しかし、施設の特異性及び規模から、上記計画や方針に記載していない設備や対象外の設備が数多くあり、そのような機械設備への改修工事が定期的に行われておらず、機械設備が破損したタイミングで修繕が行われる対応となっている。中には、開館以来修繕が行われていない機械設備もあり、早急に改修工事が必要な機械設備もある状況である。具体的には以下の表に記載の機械設備が例に挙げられる。

また、令和 5 年の 2 月に琵琶湖博物館の水族展示室でビロコオオナマズが展示されていた水槽が破損する事故が起きた。事故の詳細は【2】水槽展示室復旧事業に記載している。水槽破損事故については、第三者委員会による調査が行われたが、調査の対象となったのが水槽のみのため機械設備への調査が行われていない状況であった。

機械名	冷却塔	飲用用受水槽
製造年月	1995 年 11 月 9 日	1995 年 7 月 25 日
経過年数	28 年経過	28 年経過
耐用年数	15 年	15 年
修繕履歴	不明	不明
用途	博物館の広範囲の空調を担う吸収式冷温水機の冷却水を冷却する装置	博物館の飲用水の貯蔵
破損した際に想定	冷却塔が破損した場合、館内の冷房が停止し、来館者、スタッ	受水槽が破損した場合、レストランで調理等ができない、トイレの

機械名	冷却塔	飲用用受水槽
される被害	フや収蔵品等に健康上・品質管理上の問題が生じる等、館運営に重大な影響を及ぼすことが考えられる	手洗い水が出ない、自動販売機（紙コップ）の販売ができない、ミストシャワーが出ない、水族清掃作業員の体の洗浄ができない、水族展示水槽の水が入れ替えできず水生生物の飼育に支障が生じる等、館運営に重大な影響を及ぼすことが考えられる
その他	令和5年度に老朽化した部品の修繕を行う予定	令和5年4月に受水槽上部が破損したため、改修工事を行う予定

(出所：琵琶湖博物館総務部ヒアリング内容)

【意見】

今回、水槽破損事故が起きたことで、琵琶湖博物館ではより一層安全性を重視することが必要となっている状況であるが、耐用年数を過ぎて長期間経過した資産が複数あり、中には破損することで重大な被害が出る機械設備もあるため、定期的に機械設備への改修工事が行われていないのは施設の運営上、非常に危険な状況であると言える。そのため、早急に改修が必要な機械設備を調査し、優先度の高い機械設備から改修工事が行えるよう改修計画を策定すべきである。

また、改修工事のための資金確保も早急に対応していく必要があるため、資金計画を同時に策定しておくことが望ましい。

【2】水族展示室復旧事業

(単位：千円)

所管課	環境政策課		
事業目的	水槽破損事故の原因究明を行うとともに、水族展示の再開に向けて、今後の安全管理の在り方の検討および破損水槽の撤去等を行う。		
事業概要	第三者委員会を設置して水槽破損事故の原因究明および水槽の安全管理の在り方について検討するとともに、専門機関による原因分析、安全確保のための補修工事や破損水槽の撤去等を行う。		
条例・要綱等			
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	直接執行、民間事業者	支出形態	需用費、委託費等
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
—	11,112	3,777	

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

水族展示室復旧事業は、令和5年2月に琵琶湖博物館の水族展示室でビワコオオナマズが展示されていた水槽が破損したことに伴い、水槽破損事故の原因究明と安全管理の在り方について検討するとともに、破損水槽の撤去等を行いながら、水槽と水族展示の復旧を目指して作られた事業である。

【水族展示室復旧事業歳出内訳】

(単位：千円)

歳出節	令和2年度	令和3年度	令和4年度	概要説明
需用費	—	—	1,746	展示室小修繕
委託料	—	—	1,760	水槽破損事故原因分析業務
その他	—	—	271	
合計	—	—	3,777	

(出所：県が管理している資料から抜粋)

(2) 事業目標

水槽破損事故の原因究明を行うとともに、水族展示の再開に向けて、今後の安全管理の在り方の検討及び破損水槽の撤去等を行う。

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見3) 水族展示室復旧事業に関する計画策定について

【事実】

県では水槽の構造・材質や水族館の設計などの有識者6名からなる「滋賀県立琵琶湖博物館水槽破損事故に係る第三者委員会」(以下、第三者委員会)を設置し、水槽の破損原因等の調査及び、今後の水槽点検等安全管理の在り方について検討された。そして令和5年9月に第三者委員会委員長から琵琶湖博物館館長へ「滋賀県立琵琶湖博物館水槽破損事故原因調査報告書」が提出された。報告書で推定されている破損原因は、水槽の特性及び設置されていた装飾物等複合的にあるとされている。水槽の形は円柱に設計されており、水を入ると膨張・変形することになるが、装飾物である擬岩が膨張・変形を阻むことになり、水槽へ負荷がかかったことなど複合的要因により破損に至った。今後は当該報告内容を基に復旧を進めていくことになる。

【滋賀県立琵琶湖博物館における水槽破損事故の状況】



(出所：琵琶湖博物館ホームページから抜粋)

【意見】

第三者委員会からの報告書を受けて破損原因等が判明し、今後の方針が明確となったのであれば、目標とする水槽の在り方（事業目標）、復旧見込年度、必要資金、対応すべき取組内容等を検討した上で事業計画を策定すべきである。事業計画を策定しておくことで、計画段階から復旧見込年度、必要資金、取組内容等を把握して事業を実施できるため効率的な作業ができ、博物館利用者に対しては水槽の復旧時期を明示することができる。また、年度ごとに事業計画と実績を比較し、事業の達成状況を評価していくことが望ましい。

【3・4】水草刈取事業・水草除去事業

(単位：千円)

所管課	琵琶湖保全再生課		
事業目的	琵琶湖における湖底の底質の保全および改善、悪臭の防止等による生活環境の改善、漁業環境の改善並びに船舶の航行の安全の確保を目的としている。		
事業概要	<p>(水草刈取事業)</p> <p>琵琶湖の水草の繁茂状況、苦情状況を確認した上で、緊急性や公共性の高いところを刈取実施場所に決定し、表層刈取りを実施している。刈取した水草はたい肥化し、配布している。</p> <p>(水草除去事業)</p> <p>琵琶湖の水草の繁茂状況を確認した上で、自然環境や生態系へ悪影響がある場所、漁場の再生を必要とする場所を把握し、水草除去を実施している。除去した水草はたい肥化し、配布している。</p>		
条例・要綱等	琵琶湖保全再生法		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源、特定財源 (琵琶湖管理基金)
支出先	公益財団法人 淡海環境保全財団、滋賀県漁業協同組合連合会等	支出形態	委託料等
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
刈取事業：107,540 除去事業：113,628	刈取事業：107,540 除去事業：113,628	刈取事業：99,773 除去事業：105,345	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

平成6年の大渇水以降、琵琶湖の南湖における水草の増加が著しく、多い年の夏には湖底の約9割(45km²)を水草が覆う状況となっている。これにより、船舶の航行障害や腐敗による悪臭の発生など生活環境に影響が生じるとともに、湖流の停滞、湖底の泥化の進行、溶存酸素濃度の低下など、自然環境や生態系への影響も生じている。

そのため、生態系への対策とともに、南湖の望ましい水草繁茂の状態を目指して、水草対策を進めている。南湖の望ましい水草繁茂の状態とは、水産資源が豊富で、漁業活動にも支障はなく、琵琶湖の環境も良好に維持され、人間生活にも影響はなかったと考えられている昭和50年代から昭和25年代の水草の繁茂面積や種組成、現存量の状態とされている。

また水草対策は、試験研究も含めて、庁内の複数の各所属で実施されており、県

関係機関に加え、外部の団体も参画する「水草対策チーム」を設置し、連携をしながら取り組まれている。水草対策チームの内容は以下のとおりである。

設置目的	南湖の水草対策および有効利用について方針を定め、効果的・効率的な水草対策を実施することである。
参加メンバー	(県庁) 琵琶湖環境部、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、農政水産部、農業技術振興センター、水産試験場、土木交通部 (外部組織) 滋賀県漁業協同組合連合会、公益財団法人淡海環境保全財団
主な実施事項	<ul style="list-style-type: none"> ・水草対策や調査研究について情報交換を行う。 ・琵琶湖に異常繁茂した水草の要因分析をもとに、今後の南湖の水草対策について方針を定める。 ・水草の繁茂が持続的に抑制される仕組みづくり、除去後の環境への影響を勘案した適正な水草繁茂面積、除去必要範囲、効果的・効率的な除去方法や除去時期、有効活用の検討等を行う。 ・モニタリング計画の策定および実施を行う。

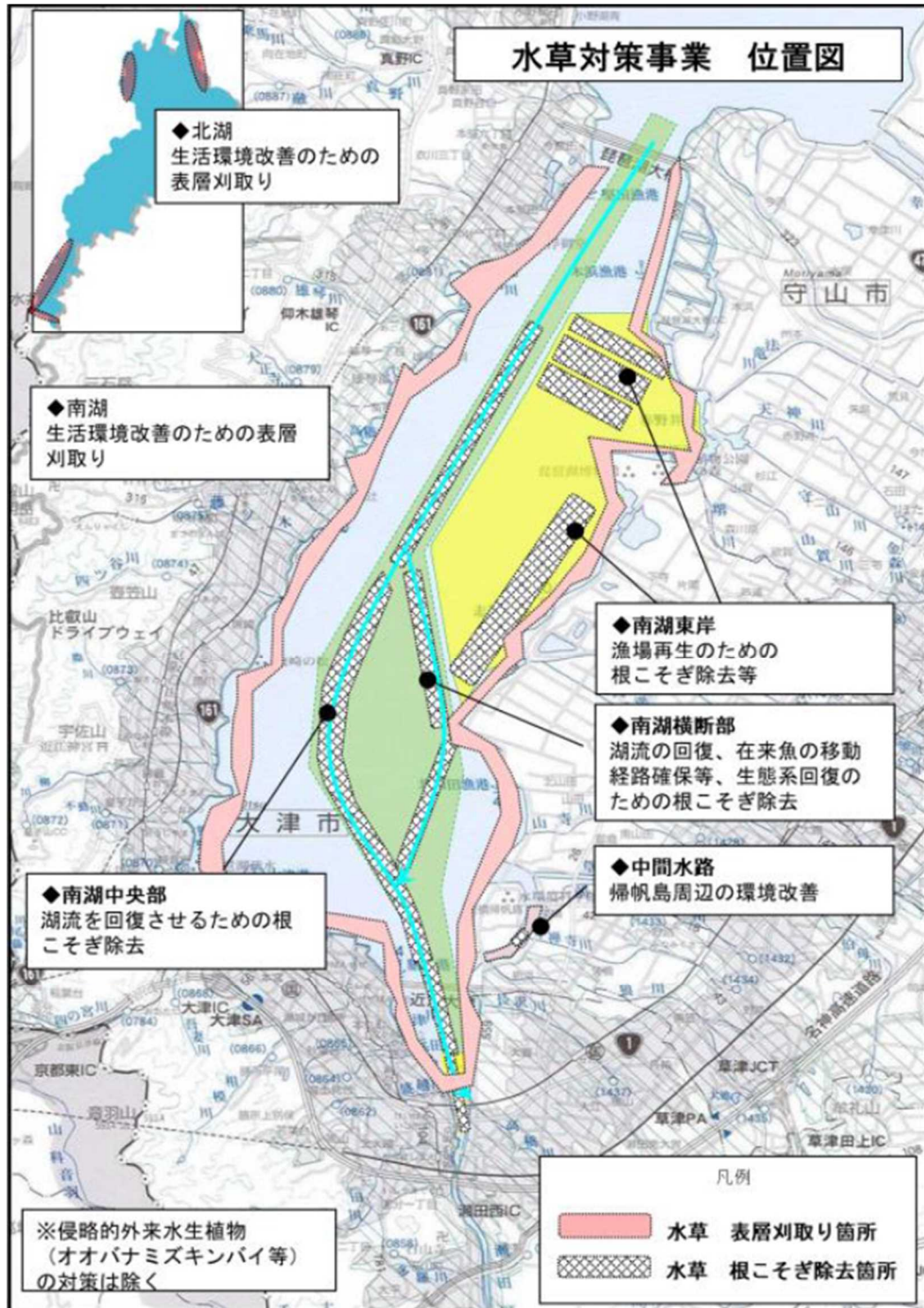
(出所：水草対策チーム設置要領より抜粋)

水草刈取事業と水草除去事業(総称して、「水草対策事業」という。以下同様。)は、以下のとおり実施することで期待される効果が違っており、事業を管理する面でも効果的であるため、事業を区別して実施されている。また、外部に業務を委託する際には、共同で委託しており事業を区別することで追加のコストが発生することのない経済性に配慮した業務運営を行っている。

	水草刈取事業	水草除去事業
期待される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・航行障害の軽減 ・腐敗による悪臭の軽減 ・景観の改善 ⇒生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・湖流の回復 ・湖底の泥化の進行の軽減 ・湖底の溶存酸素濃度の向上 ・水産資源の回復 ⇒生態系の回復

(出所：水草刈取事業および水草除去事業の事業概要説明書より抜粋)

【水草対策事業 位置図】



(出所：琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課作成資料から抜粋)

【水草の被害状況】



夏季に湖面を覆う水草

(出所：琵琶湖環境部 琵琶湖保全再生課作成の資料から抜粋)

(2) 事業目標

短期目標	令和3年度～令和5年度の3年間は、南湖の西岸部～中央部、東岸部、横断部(中央部と東岸部を結ぶ区域)および中間水路において、引き続き根こそぎ除去を実施し、沿岸部では表層部の刈取を実施する。これにより、夏季の水草繁茂のピークを抑制し、湖水の流れと湖底の溶存酸素濃度が改善された状態を継続させ、水域を在来魚介類が利用していることが確認できること。
中期目標	令和12年には、水草繁茂の抑制された状態が保たれたことにより、湖底の溶存酸素濃度が改善された状態が続いており、底質の状態にも改善が認められる。これにより、在来魚介類の回復を県民にも感じてもらえること。
長期目標	令和32年頃に南湖の望ましい水草繁茂の状態に近づき、在来魚介類がにぎわうようになること。

(出所：南湖における水草対策全体計画より抜粋)

琵琶湖環境部琵琶湖保全再生課では、「事業概要説明書」を作成しており、各年度の水草繁茂状況や事業の実施した結果等と記載している。主に事業目標に対して設定された指標である現存量や繁茂面積、種組成を調査した上で、水草状況を評価している。

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見4) 水草対策事業における中期目標について

【事実】

水草対策事業の事業計画である「南湖における水草対策全体計画」には短期、中期、長期の事業目標が策定されており、抽象的な表現となっている用語に関しては、

詳細な内容が補足されている。中期目標に記載されている「底質の状態」についても補足説明がされており、「底質の状態については、物理的（泥の粒径等）、化学的（酸揮性硫化物濃度等）、生物的（底生生物の種類や量など）の各観点から総合的に判断する。」と記載されているが、どのような状態を指すか明確な記載となっていない。

【意見】

現状の記載であると、「底質の状態」が県民にとって理解しづらい内容であり、どのような状態であるか明確ではないため、事業目標を正確に評価するのが困難になる。その結果、進捗状況の把握が困難となり、進捗状況に応じた見直しや判断ができず、事業目標の達成度を測定できない。そのため、物理的（泥の粒径等）、化学的（酸揮性硫化物濃度等）、生物的（底生生物の種類や量など）の3つの観点で定量的な事業目標を設定し、その達成状況で事業目標の達成度を測定できるようにすべきである。

(2) (意見5) 水草対策チームのメンバー選定に関する規程の整備について

【事実】

水草対策チームのメンバーは、庁内の複数の各所属と外部組織である滋賀県漁業協同組合連合会と公益財団法人淡海環境保全財団（以下、「財団等」という）が参画している。財団等は水草対策事業に関する業務の委託先であり、委託する業務内容を実施できるのが財団等のみとの理由から契約方法が随意契約となっている。

財団等が水草対策チームのメンバーであると同時に業務委託先である状況では、財団等にとって有利な条件で委託を受けていると外観的に疑念があるが、この対策として仕様書、委託内容及び業務委託先等を決定する際には、財団等の委託先となる外部組織を除いた庁内関係者で協議を行うこととしている。しかし、根本的な問題としては、外観的に財団等が水草対策チームに所属し県の水草対策を協議している立場で、水草対策の業務委託先としての立場も有していることから財団等が水草対策チームのメンバーとして適切であるかどうかという点に問題があると考えられる。現状の対策では、上記の問題点に対する対応を行うことができておらず、水草対策チーム設置要領等にも明確な運用方針が明記されていない状況である。

(単位：千円)

団体名	滋賀県漁業協同組合連合会	公益財団法人淡海環境保全財団
契約額 (令和4年度)	66,220	101,926
契約期間 (令和4年度)	令和4年4月～令和5年3月	令和4年4月～令和5年3月

団体名	滋賀県漁業協同組合連合会	公益財団法人淡海環境保全財団
業務内容	・水草根こそぎ除去業務	・水草刈取、水草除去業務に対する管理業務 ・刈取および除去により引き上げた水草のたい肥化等の有効利用業務

(出所：業務委託契約の一覧より抜粋)

【意見】

現状では、水草対策チームのメンバーである財団等が委託業務で有利にならないよう庁内関係者で委託内容を協議することとしているが、財団等が外観的独立性の観点から水草対策チームのメンバーとして適切であるかどうかについての説明責任を果たしていない、という問題が残っているため、財団等が水草対策チームのメンバーとして適切であるか毎期評価することで対応すべきである。具体的には、他団体についても水草対策チームのメンバーとして適任であるか評価し、他団体と財団等を比較した結果、水草対策チームのメンバーとして財団等が適任であると毎期決裁をとるべきである。そして、県として運用できるよう規程を整備し、運用方針を明記すべきである。

【5】産業廃棄物対策事業費：最終処分場特別対策事業

(単位：千円)

所管課	循環社会推進課		
事業目的	旧アール・ディエンジニアリング産業廃棄物最終処分場問題の解決に向けた取組を推進する。		
事業概要	産廃特措法に基づく実施計画で定めた目標の達成に向け、周辺環境影響調査等を実施するとともに、結果を旧RD最終処分場問題連絡協議会に報告し、達成状況について理解を得る。また、最終処分場跡地を適切に管理する。		
条例・要綱等	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法、廃棄物の処理および清掃に関する法律、行政代執行法、国税徴収法、旧RD最終処分場問題連絡協議会設置要綱		
県単事業／補助事業	単独事業	主な財源	最終処分場特別対策事業債
支出先	(株)日吉、(株)近畿分析センター等	支出形態	委託料、工事請負費等
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
123,630	74,525	70,117	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

旧アール・ディエンジニアリング社（以下「RD社」という。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場において、許可された品目や容量に違反して大量の廃棄物を埋め立てる不適正処分を行い、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障及びそのおそれ（以下「支障等」という。）が生じた。許可品目以外の埋立処分が行われた時期は、概ね平成2年から平成8年までの間と推定されている。平成11年から平成12年にかけて、旧処分場内で硫化水素が検出されている。



ドラム缶
木くず
図 1-7 違法に埋め立てられていたドラム缶および木くず

(出所：「滋賀県栗東市旧産業廃棄物安定型最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画」)

県はRD社に支障等の除去を命じたところ、RD社が命令を履行しなかったため、平成24年に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下「産廃特措法という。」平成15年法律第98号)に基づく特定支障除去等事業実施計画(以下「実施計画」という。計画期間：平成24年度～令和4年度)を策定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく行政代執行として、支障等の除去事業を実施した。令和2年2月に工事は終了し、その後2年間のモニタリングの結果、産廃特措法事業は実施計画どおり生活環境保全上の目標をすべて達成したうえで、令和4年度末で事業は完了した。

【経緯】

昭和54年12月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を許可
平成10年5月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業の廃止
平成11年10月	旧処分場内(排水管)で硫化水素(50ppm)を検出
平成12年7月	旧処分場内(地下2mの地点)で硫化水素(22,000ppm)を検出
平成18年2月	支障等の除去に係る措置命令を発出
平成18年6月	RD社の破産手続開始(平成26年3月に法人格消滅)
平成22年1月	緊急対策に着手(平成22年8月に完了)
平成24年6月	産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成24年8月	一次対策に着手(平成25年3月に完了)
平成24年10月	地元自治会と二次対策工事に係る協定を締結
平成25年5月	第1回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開催(令和5年2月までに44回開催)
平成25年12月	二次対策に着手(令和3年2月に工事が完了)
令和5年3月	実施計画に定める目標の達成を確認し、県議会、県環境審議会に報告

令和5年4月～ 環境省に完了報告を提出予定（今後もモニタリング等を継続）

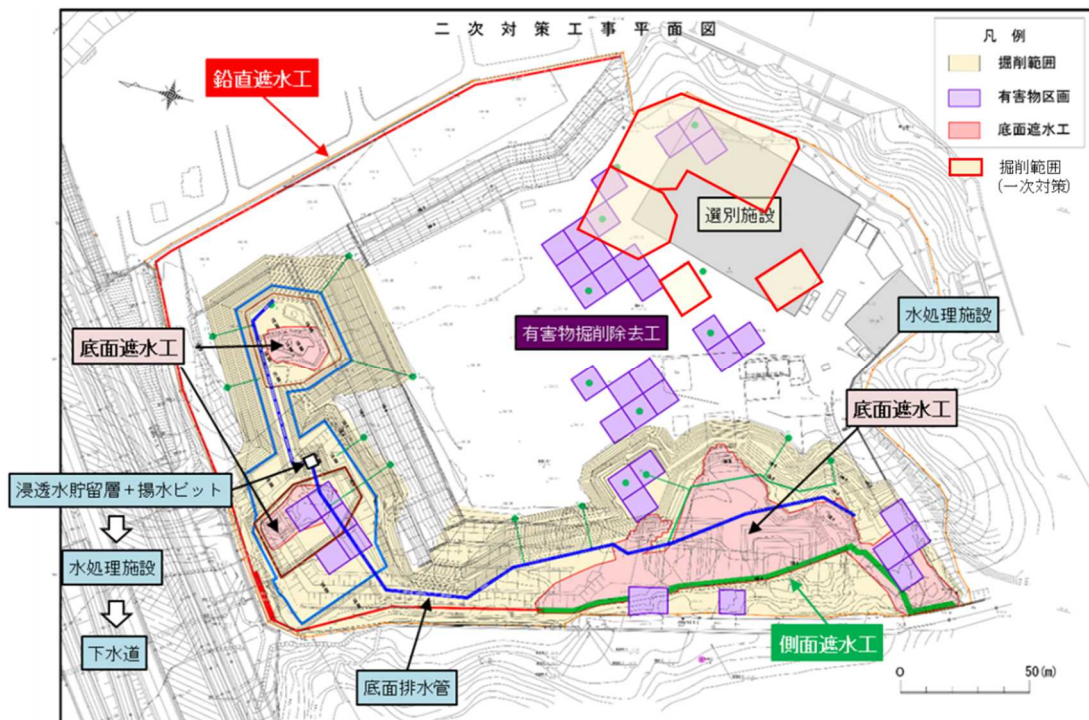
（出所：「旧RD最終処分場における産廃特措法事業の完了および今後の取組について」）

ただし、地元自治会との協定等に基づき、引き続き周辺地域の安全・安心を確保するため、地下水水質等のモニタリングや浸透水の処理、構造物の維持管理を継続して実施していく必要がある。（下記【今後の取組】を参照）

平成24年から令和4年までの事業内容の詳細としては、地下水の汚染原因である土壌環境基準を超過した廃棄物土等の掘削除去、周辺地下水への汚染拡散を防止するための遮水、残置する廃棄物土の安定化を促進するための浸透水の揚水・浄化、これらの効果を確認するためのモニタリングを実施した。

令和4年度は、浸透水の揚水・浄化、モニタリング、構造物等の維持管理を実施した。

【対策工事平面図】



（出所：「旧RD最終処分場における産廃特措法事業の完了および今後の取組について」）

(2) 事業目標

実施計画では、令和5年3月までに達成すべきものとして次の目標を定めており、これまでの工事及びモニタリングにより、全ての項目について達成を確認している。

【旧処分場の工事中及び現在の状況】



工事中（平成28年5月）の旧処分場



現在（令和5年1月）の旧処分場

目標	達成状況
① 旧処分場から廃棄物が飛散流出するおそれがないこと	二次対策工事において覆土等が設計どおり適正に施工されたことから、達成を確認した。
② 旧処分場に起因する下流地下水汚染原因となるおそれのある物質によって下流地下水環境基準を超過しないこと (旧処分場周縁の井戸の地下水水質が2年以上連続で地下水環境基準を充足すること等で判断)	工事完了後、四半期ごとに年4回のモニタリングを実施し、評価地点6箇所において年平均値で2年連続して旧処分場に起因する環境基準の超過はなかったことから、達成を確認した。
③ 旧処分場に起因する臭気が、悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例の基準を超過するおそれがないこと (覆土、硫化水素発生条件の除去、敷地境界での臭気基準の充足等で判断)	次の状況から、達成を確認した。 ア 覆土等が設計どおり適正に施工された。 イ 浸透水のモニタリング等により、硫化水素発生条件が除去されていることを確認した。 ウ 敷地境界4箇所で年4回モニタリングを実施し、2年間連続して硫化水素は検出されなかった。

(出所：「旧RD最終処分場における産廃特措法事業の完了および今後の取組について」)

【今後の取組】

目標の達成を確認した後もRD最終処分場二次対策工事の実施に当たっての協定（県と周辺6自治会が平成24年度に締結）に基づき、モニタリングや水処理等周辺住民の安全・安心の確保に向けた取組を継続するとともに、行政代執行費用の求償、アーカイブの作成、跡地利用の検討を進める。具体的には次のとおりである。

① 対策工事の有効性の確認に向けたモニタリング

二次対策工事の着手前（平成24年10月）に地元自治会と締結した協定により、工事完了5年後の令和7年度末を目途に工事の有効性を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施することとし、今後も水質・臭気等のモニタリングを継続する。

② 水処理施設の運転、構造物の維持管理

場内浸透水の水質の状況を注視しつつ、水処理（場内浸透水の揚水浄化）を継続する。また、対策の効果を今後も持続させるため、定期的に点検を行って遮水工や覆土等の機能を監視するとともに、維持管理を継続する。

③ 旧処分場内廃棄物の安定化の確認（廃止基準を充足していることの確認）

旧処分場の適切な維持管理を継続することにより、覆土下にある廃棄物の分解と雨水等による洗い出しを進め、安定化の状況を確認する。安定化には少なくとも10年程度を要すると見込まれる。

なお、地元自治会との協定に基づき、場内浸透水の水質については安定型最終処分場の廃止基準を、周縁地下水の水質については地下水環境基準を安定して下回るまでモニタリングを継続する。

④ 行政代執行費用の求償

行政代執行については産廃特措法事業の完了（生活環境保全上の支障等が除去され、もって、措置命令の目的を達成してRD社等に命じた措置が完了したこと）をもって終了する。

一連の行政代執行に要した費用については、RD社、同社元代表取締役及び同社元役員2名に対し、これまでに82億円余の納付命令を発出し、差押え等により令和5年3月末までに2,323万円余を回収した。引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。

⑤ 再発防止策の実施、アーカイブの作成

R D問題については、学識経験者による行政対応検証委員会の報告書において、住民の苦情等への対応や指導監督権限の行使等について、県の組織としての対応が不十分であったと指摘された。こうした指摘を受けて、産業廃棄物処理施設への監視指導や不法投棄等への対策を強化し、同様の事案の再発防止に努めるとともに、本事案から得た教訓を後世に生かしていくため、令和7年度末の完成を目途に次の構成により住民等の意見を聞きながらアーカイブの作成を進めている。

構成	内容
総括編	R D問題の経過や教訓について取りまとめる。
対策編	旧処分場内の廃棄物及び対策工事について取りまとめる。

⑥ 跡地利用の検討

旧処分場跡地（県有地）の利用に向け、令和3年度に周辺自治会、県、栗東市で構成する旧R D最終処分場跡地利用協議会を設置して、先行事例等の情報共有を行っている。今後、対策工事の有効性を確認し、また安全性を確保したうえで、栗東市とともに利活用のあり方を検討していく。

【取組内容の概要】

	R 2	R 3	R 4	R 5~R 7	R 8~
工事等(廃棄物掘削除去・処分、遮水、覆土等)	→				
継続的なモニタリング(水質・臭気等)		→	→	→	→
水処理施設の運転(場内浸透水の揚水浄化)		→	→	→	→
構造物の維持管理(法面、洪水調整池等)		→	→	→	→
地元住民等との協議会、アーカイブの作成等		→	→	→	→
費用 (うち国の財政支援対象額(R5~は現時点の想定))	約3.90億円 (約3.84億円)	約0.74億円 (約0.53億円)	約1.72億円 (約1.06億円)	約1億円/年 (約0.6億円/年)	

産廃特措法に基づく支障等の除去事業（R4年度完了）

住民との協定書に基づく対策工の有効性確認（R7年度末目途）

旧処分場内廃棄物の安定化

(出所：「旧R D最終処分場における産廃特措法事業の完了および今後の取組について」)

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見6) 連絡協議会の開催方法について

【事実】

旧RD最終処分場問題について、周辺6自治会（赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツ）、栗東市及び滋賀県は、対策工事の有効性の確認や周辺環境への影響確認等の情報を共有して意見を交換するため、「旧RD最終処分場問題連絡協議会」を設置している。当該協議会は水質調査結果がまとまる時期に合わせ、原則として年4回開催している。

過去、コロナ禍の期間においては協議会の対面開催を行うことができなかったことから、協議会を書面開催することもあったが、今年度や次年度以降は原則、対面開催を前提としている。

なお、専門家からのアドバイスについて、県はこれまでウェブ会議システムを利用してアドバイスを受けた実績があり、今後、専門家の連絡協議会への出席がある場合には、オンライン参加を活用していくことを考えている。

【意見】

今後は原則対面開催ということであるが、コロナ禍の期間においては書面開催による協議会の開催も行っており、書面開催という方法をとることも可能である。対面開催、書面開催にはそれぞれメリット、デメリットがあることから、それぞれの利点を斟酌して、例えば年4回開催しているうち、1・3回目は対面、2・4回目は書面で開催する、あるいは議題の内容に合わせて対面、書面を選択するなど、両方を組み合わせた協議会を開催する工夫をするべきである。

なお、対面開催と書面開催のメリット・デメリットとしては、以下のようなことが考えられる。

	メリット	デメリット
対面開催	・周辺自治会に所属する住民の生の声を、その場で聞き集め、共有することができる。	・会場や日程の調整など、書面開催と比較して費用や日数がかかる。
書面開催	・最終処分場に関する事柄は、住民の生活環境に直接的につながることであり、議論が白熱しやすい事柄である。そのため、意見を文書化することによって、住民からより理論的な意見を集めることができる。	・当該問題は県と住民との信頼関係が重要になる事象であり、顔を突き合わせない書面開催では信頼関係を構築しづらい。

(2) (意見7) 行政代執行に係る債権の求償について

【事実】

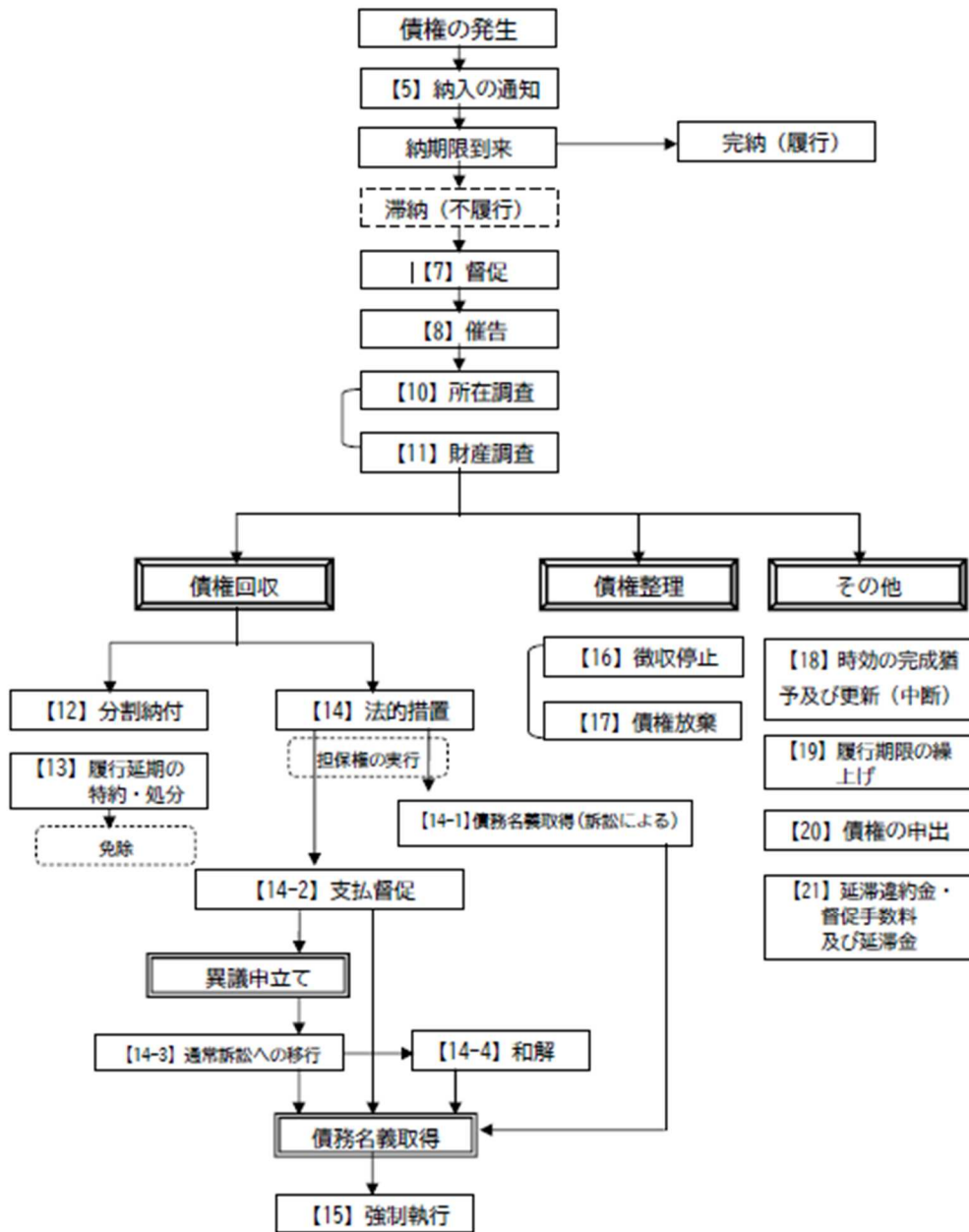
行政代執行に要した費用については、RD社（倒産済み）及び同社元代表取締役並びに同社元取締役2名（以下「債務者」という。）に対し、これまでに82億円余の納付命令を発出し、差押え等により令和5年3月末現在、2,323万円余の費用を回収している。行政代執行の費用に係る債権は、債権譲渡が可能ではあるが、県がRD社による許可区域外での埋立等を把握した平成3年から平成18年まで長期間指導してきたものの、結局措置命令を発することとなったという、RD社に対して十分な指導ができず行政代執行をすることとなった背景を鑑みると、県が責任をもって費用を回収していく必要があると考え、直接的な回収を前提として差押え等を実施してきた。

県は債務者の生活状況等を把握するため、毎年1回の債務者との面談及び税部局への収入調査等により、納入可能額を債務者と協議のうえ、毎月分納するよう指導を行っている。また債務者との面談において、納付を命じた行政代執行費用全体の債務承認に係る書面の提出を求めているほか、月々の定期納付を各年度の調定に充当することにより、時効の更新を図っている。

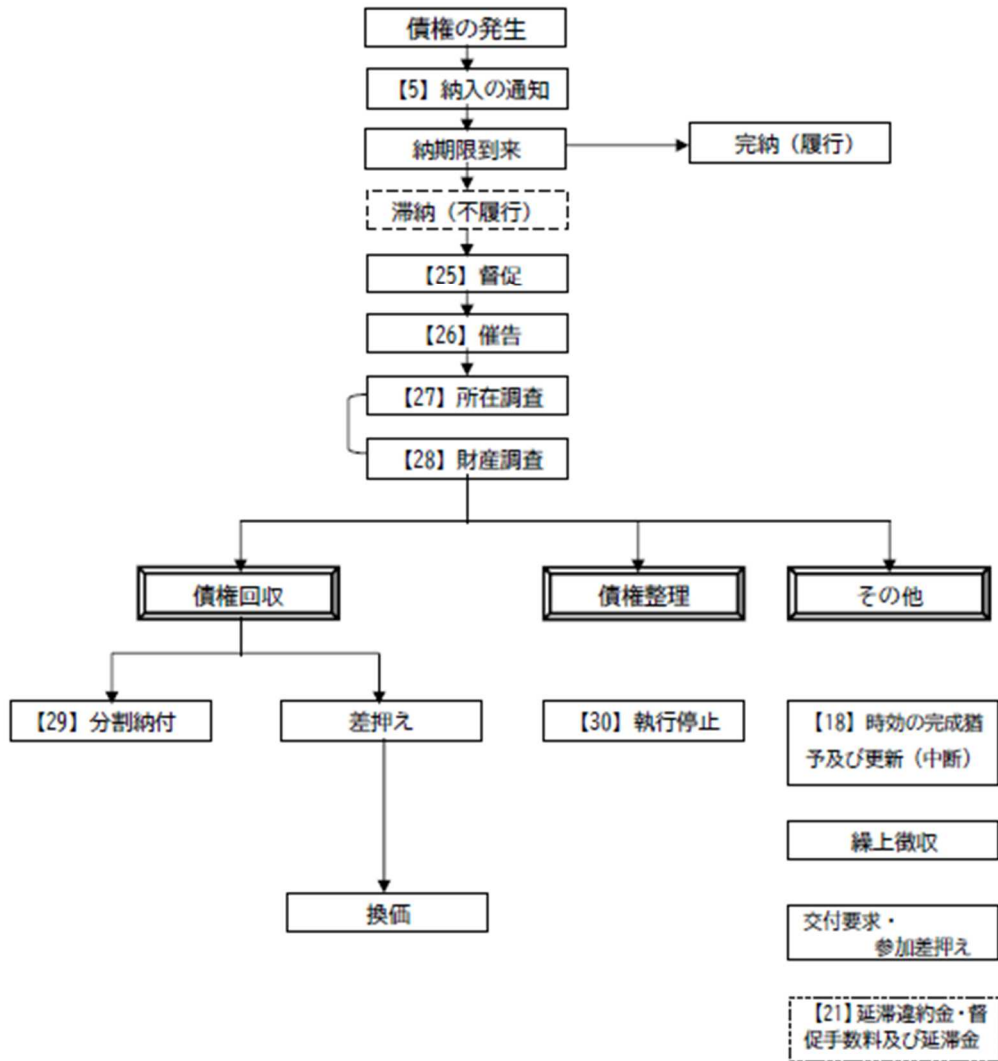
なお、実際の納付指導にあたっては、財政課債権回収特別対策室が作成した以下の「滋賀県庁債権回収対応マニュアル」を参考にして実施している。

【滋賀県庁債権回収対応マニュアルにおける債権回収・整理フロー図】

債権回収・整理フロー図（私債権・非強制徴収公債権）



参考：債権回収・整理フロー図（強制徴収公債権）



（出所：滋賀県庁債権回収対応マニュアル）

【意見】

令和5年3月末現在、債務者から2,323万円余の費用を回収しているが、未納額としては82億円余りになることから当該債権を外部の業者に売却することによって、より多くの費用を回収できる可能性もあった。県は、代執行費用を支払わない債務者に対して差押えを実施してきたほか、継続的な納付指導を行ってきたことで、現在は定期的な納付を受けているが、債権の発生当初であれば県の回収額よりも高い金額で債権を購入する業者が存在した可能性も考えられる。

ただし、本債権は法律上強制徴収の手段を与えられているため、私債権と同様に売却することで債権の実現を図ることの適法性については、最高裁判例に照ら

すと疑義があること、さらには行政代執行に係る費用については、国税滞納処分の例により徴収できる旨定めがあり、県であれば裁判を要さず強制執行（差押え等）ができるところ、民間事業者では裁判所の手続によらなければ債務者の財産に対する強制執行ができず、法的措置に要する費用と時間を鑑みると民間事業者が利益目的で当該債権を取得しようとする可能性は低いとも考えられる。

いずれにせよ、未納額は非常に高額であり、今後も費用の回収を続ける必要があることから、状況に応じて適切な債権回収の方法を比較検討されたい。

【6】琵琶湖森林づくり事業：地域森林計画編成事業（A経費）

（単位：千円）

所管課	森林政策課・びわ湖材流通推進課・森林保全課		
事業目的	航空レーザ計測データをもとに、高精度に地形や資源の解析等を実施し、森林情報のデジタル化とその活用による業務の効率化を図り、主伐・再造林を主体とする森林資源の循環を促進させる。		
事業概要	令和2年度から令和4年度にかけて県土木部を中心に計測された航空レーザ計測のデータを解析し、滋賀県下の森林の資源情報の把握、森林境界明確化、森林のゾーニング、森林路網整備、造林・治山事業等の基盤となる情報を整備する。		
条例・要綱等	森林法、森林経営管理法		
県単事業／補助事業	補助金（交付金）事業	主な財源	補助金
支出先	アジア航測(株)	支出形態	委託料
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
134,050	60,734	60,734	

（出所：県から入手）

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

令和2年度の琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）では、「森林が利用期を迎え充実する一方、伐採が進まず高齢化が進む人工林の増加が課題」とされており、再造林による資源循環により森林の適正な整備・保全を続け、木材の再生産やCO₂吸収等の多面的機能発揮を目指している。

同基本計画にある再造林促進プロジェクトでは、令和7年度に年間50haの再造林を目標としており、それまでに再造林を推進し、循環林区域（伐採と再造林を繰り返し、森林を世代交代させて、木材資源を確保しながらその維持を図ろうとする森林区域）を設定する必要がある。また、森林組合等の林業事業者が、再造林等の森林施業を実施するうえで、森林調査・測量に多くの労力を要しているため、その省力化を行う必要がある。

航空レーザ計測、及びそのデータ解析は、こうした課題に対応するためのもので、滋賀県下の森林を航空レーザで計測し、高精度の地形解析や資源解析等を実施することで、以下のような効果が期待されている。

① コスト縮減効果

森林の資源量や地形の状況が明らかになるため、例えば森林組合が森林施業を実施する際に必要な、現地調査の回数が縮減される。

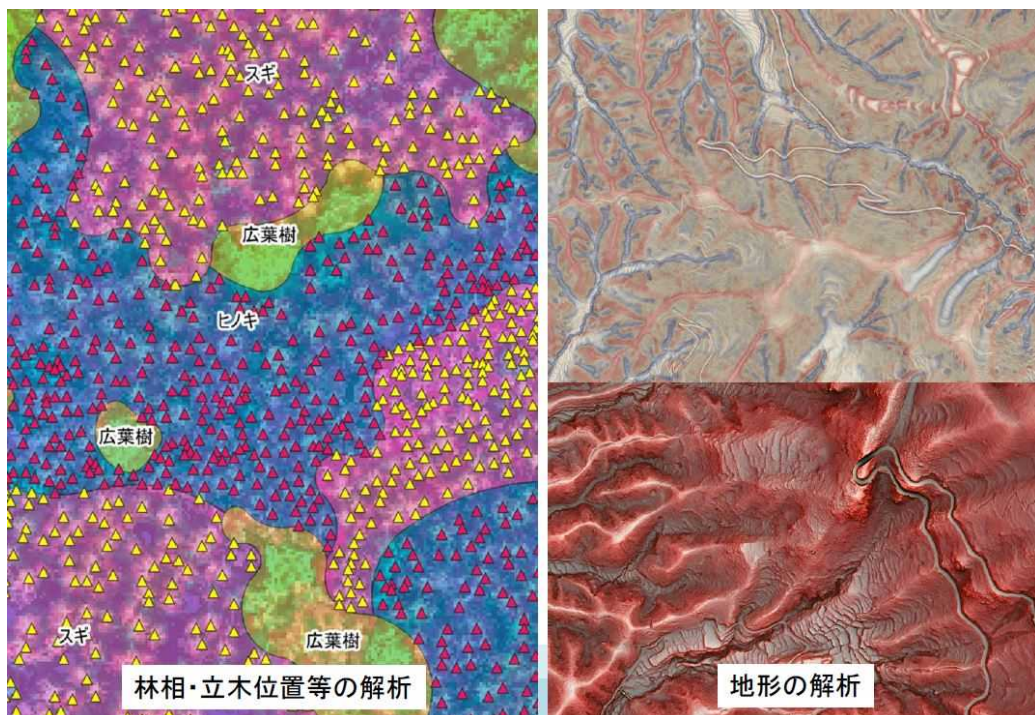
② 木材搬出量の増加

効率の良い事業地選定が可能になるため、木材搬出量の増加が期待できる。

③ 主伐・再造林の推進

現在の資源状況や地形の状況から主伐・再造林の実施に適した地区を選定できるため、主伐・再造林の推進につながる。

【航空レーザ計測の解析 - イメージ図】



(出所:森林政策課 (2023)、滋賀県技術系職種しごとガイダンス (林業職))

県内の航空レーザ計測状況は、令和4年度に土木交通部砂防課と森林政策課で計測を実施した結果、全県分の計測が終了している。計測結果で得られる森林資源の状況は森林の成長とともに経年変化し、現地調査と計測結果が乖離していくため、できるだけ速やかに森林資源解析を行う必要がある。このため、令和4年度より県内の森林資源解析を実施しており、令和6年度までに各種解析を終え循環林に適した地域を選定する。

(2) 事業目標

当事業は、林業関連の各事業に対して基礎的な情報を提供するものであり、各事

業の事業指標に間接的に寄与するものである。したがって、当事業に直接的な目標指標は設定されていない。

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見8) 航空レーザ計測に係る解析データの活用プランについて

【事実】

航空レーザ計測によって得られた解析データは、地表を 250 cm² (50cm×50cm) 単位でプロットする精度で得られることから、滋賀県全域の森林情報を詳細に把握することができる。例えば、どの地域にどのような種類の樹木が繁茂しているか、樹木がどれだけ密集しているか、樹木がどれだけの高さまで育っているか、林道がどの程度の道幅で整備されているか、どの地域で土砂崩れの兆候が見られるかといった情報である。

これらの情報を活用することで、調査コストの軽減、森林のゾーニング(採算林、不採算林の選別)、林道整備、間伐の必要性等の各種メリットを得ることができ、非常に有用なデータであるといえる。

また、森林を資産と見立てた場合、解析データは滋賀県という倉庫の詳細な在庫明細と呼べるものであり、将来的には木材の受注生産(受注情報から木材の引当を行い、伐採時期を設定する)といった展望も感じさせる、大きな可能性を秘めたデータでもある。

これら有用性を考えた場合、解析データは今後の林業政策の核、起点となるデータになるであろうことは想像に難しくなく、これをいかに取得し、どのように活用していくのが、今後の林業政策を大きく左右することになる。

しかしながら、現状では解析データの活用方法、活用プランは定められておらず、琵琶湖環境部各課に委ねられている状況である。

【意見】

航空レーザ計測に係る解析データは、今後の林業政策の中核をなす非常に貴重な情報資源になるものと思われる。琵琶湖環境部の政策全般に間接的かつ重要な影響を及ぼすと思われることから、その利活用の方法を部課横断的に検討・決定すべきであると考えます。

- (1) レーザ計測結果、解析結果を入手する頻度。
- (2) レーザ計測の解析結果を事業別にどのように活用していくか。また、新たな活用方法に基づく新規の事業展開は可能か。
- (3) レーザ計測の解析結果を市町村、森林組合等の関係各者にどのように共有するか。利用ポリシーをどのように設定するか。

【7】琵琶湖森林づくり事業費：滋賀県琵琶湖森林づくり基金積立金

(単位：千円)

所管課	森林政策課・森林保全課		
事業目的	琵琶湖森林づくり県民税を充当する事業の実施に必要な経費を、あらかじめ基金（琵琶湖森林づくり基金）に積み立てる。		
事業概要	琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策の円滑な推進を図るため、滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設置する。		
条例・要綱等	琵琶湖森林づくり基金条例		
県単事業／補助事業	県単事業	主な財源	琵琶湖森林づくり県民税
支出先	県庁内各事業所管部署	支出形態	基金の取崩し
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
704,949	714,702	714,702	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

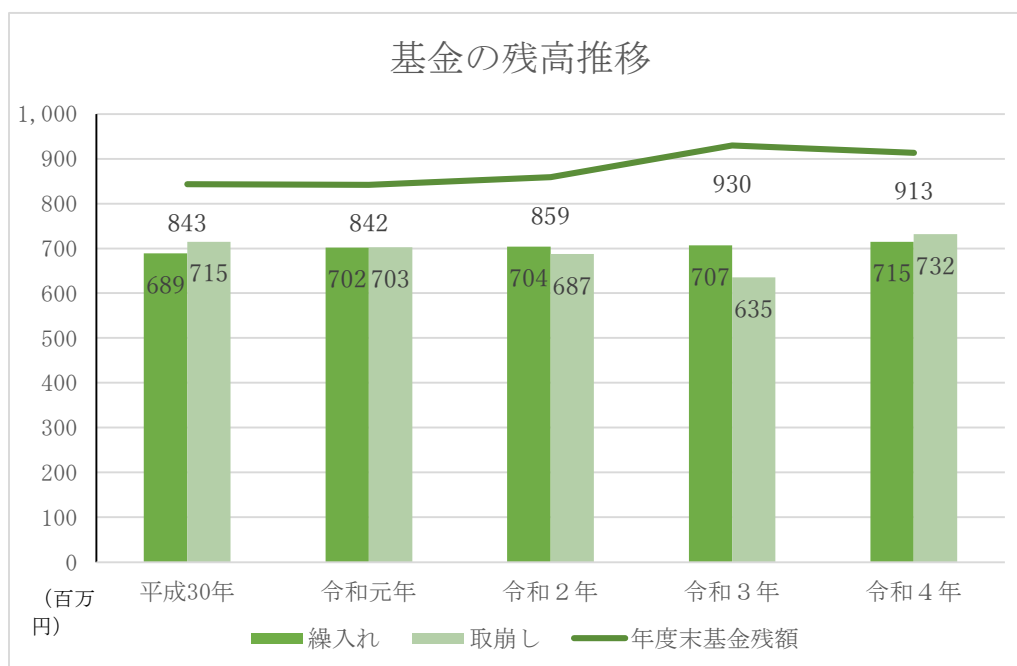
琵琶湖森林づくり県民税を充当する事業の実施に必要な経費を、あらかじめ基金（琵琶湖森林づくり基金）に積み立てる。

基金設置の趣旨は次のとおりである。

「琵琶湖の水源かん養、県土の保全等全ての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性に鑑み、滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいくことが必要であることから、環境重視と県民協働の視点に立ち、その有する公益的機能が高度に発揮されるような森林づくりのための施策の円滑な推進を図るため、滋賀県琵琶湖森林づくり基金を設置する。」（滋賀県琵琶湖森林づくり基本条例第1条）

過去5年間（平成30年から令和4年）の基金の残高推移は次のとおりである。

【琵琶湖森林づくり基金の残高推移】



(出所：「琵琶湖森林づくり基金運用表」をもとに監査人が作成)

令和4年度の基金積立金への繰入れ及び令和5年度 of 取崩し予算額は以下のとおりである。

【基金積立金への繰入れ】

琵琶湖森林づくり県民税	713,800 千円
寄付金	50 千円
基金運用益	108 千円
諸収入（下層植生回復モデル事業明許予算執行残）	744 千円

(出所：「琵琶湖森林づくり基金運用表」をもとに監査人が作成)

【基金積立金からの取崩し】

陽光差し込む健康な森林づくり事業	227,566 千円
次世代の森創生事業	6,783 千円
森林を育む間伐材利用促進事業	42,179 千円
災害に強い森林づくり事業	32,840 千円
協働の森づくりの啓発事業	11,262 千円
みんなの森づくり活動支援事業	7,715 千円
未来へつなぐ木の良さ体感事業	123,713 千円

森林環境学習事業	108,366 千円
湖国のみどりづくり推進事業	8,854 千円
庁内提案事業	29,458 千円
庁内（自然環境保全課分）提案事業	138,700 千円
庁内（琵琶湖センター分）提案事業	3,440 千円

（出所：「令和5年度琵琶湖森林づくり事業予算」をもとに
監査人が作成）

（2）事業目標

滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例に基づき、適切に基金の積立て、管理、処分等の業務を実施する。

2. 監査の結果及び意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【8】琵琶湖森林づくり事業費：陽光差し込む健康な森林づくり事業

(単位：千円)

所管課	森林政策課、森林保全課		
事業目的	適切な森林管理等を行うことで、生物多様性を保ち、災害に強い健全な森林づくりを目指す。		
事業概要	森林の公益的機能を高めるため、環境林の整備や除間伐を行うとともに、CO ₂ の吸収力の高い種子の生産や水源林保存巡視員の配置などを行う。		
条例・要綱等	琵琶湖森林づくり条例、滋賀県造林事業交付規則		
県単事業／補助事業	補助事業	主な財源	国庫支出金、琵琶湖森林づくり県民税
支出先	森林組合等	支出形態	負担金、補助および交付金
	令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算
	389,034	370,600	369,680

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

陽光差し込む健康な森林づくり事業は、森林経営計画が作成できないなど、手入れが進まない森林に対して除間伐等を実施することで、森林の密度を適正に管理し、多様な公益的機能の発揮を促すものである。

木材価格の低迷や、森林所有者の不在、高齢化等により、森林所有者による間伐等の施業が適正に行われない森林が増加している。このような放置状態にある森林において、間伐により適正密度を維持し、多様な公益的機能を発揮する環境林への誘導に取り組み、今後の森林吸収源対策と未整備森林の解消に資するものである。

これは単なる未整備林の解消ではなく、滋賀県の森林の100年後の姿を見据え、自然のサイクルで森林の持つ多面的機能が維持される仕組みを構築することを狙いとしている。具体的には、琵琶湖の水を育む水源かん涵養や、流域治水としての雨水貯留浸透機能等の持続的な発揮を図るため、環境林（奥地林等で自然のサイクルで維持される）と循環林（立地条件等に優れ林業生産活動が促進される）を組み合わせた森林づくりを目指すものである。

当事業は複数の事業から構成されるが、主要な柱となるのは環境林整備事業と、農地漁場水源確保森林整備事業である。

① 環境林整備事業

森林所有者の手による自主的な整備が進まない森林について、水源涵養機能や災害防止など、多面的機能の高い環境林への誘導を図る事業である。



▲整備されている森林

林所有者との協定に基づき、間伐を実施して林内に光を入れることで下層植生の生育を促し、20年程度の期間をかけて環境林へと誘導する。

そのための事前調査、間伐対象木の選木、間伐、林地保全のための簡易施設の設置等を実施するものである。

(出所:森林政策課 (2022)、琵琶湖森林づくりガイド)

② 農地漁場水源確保森林整備事業



▲間伐作業の様子

農業用水の安定確保や、漁場環境の改善が求められる特定の区域において、間伐等の森林整備を実施する。

上述した環境林整備事業は、多面的機能の高い森林（環境林）へと誘導する事業となるが、こちらは「農業用水の安定確保という政策的意図より、一部の森林の管理を行う」事業ということになる。

(出所:森林政策課 (2022)、琵琶湖森林づくりガイド)

③ 森林環境の調査研究



▲少花粉スギ
「近江さわやかスギ」

研究機関等と連携し、環境保全のための森林づくりのあり方に関する調査、研究を行うもので、花粉の少ない森林づくり研究、森林の更新に関する研究等が行われている。

左記は花粉の少ない森林づくり研究の成果としての少花粉スギ（近江さわやか杉）である。

杉は木材として利便性が高い反面、花粉被害をもたらすため、これを最小限に抑制しようという試みである。

（出所：森林政策課（2022）、琵琶湖森林づくりガイド）

④ 水源林保全対策事業

森林の水源涵養機能の維持増進に重点を置いた施策を実施する。

A) 水源林保全巡視員の配置

水源林保全巡視員等による治山施設の保全状況や森林被害の実態等の調査を実施する。

B) 地域水源林保全活動支援事業

地域の生産森林組合や地縁団体による水源林の巡視活動を支援する。

C) 下層植生回復モデル事業

シカによる食害により衰退した植生の回復を図るため、モデル的かつ広域的な獣害被害防止柵や土壌流出防止施設の設置等を行う。

⑤ 森林動物対策事業

ニホンジカの捕獲や森林動物の生息動向調査等を実施する。

⑥ 山を活かす巨樹・巨木の森保全事業

巨樹・巨木の森をはじめとする多様な自然生態系の保全を図る。

(2) 事業目標

当事業に関連する基本指標は以下のとおりである。手入れが進まない人工林の整備を進めるには、地権者の所在確定、地権者への整備計画の説明、対象森林の調査、

境界線画定といった複数のプロセスを経る必要がある。場合によっては地権者が複数名に分かれているケースもあり、実際の整備作業に入るまでに相当の時間を要することがあり、目標値の阻害要因となっている。

【琵琶湖森林づくり基本計画における基本指標】

項目		令和3年度	令和4年度
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	目標値※	90%	90%
	実績値※	69%	67%

(出所：「琵琶湖森林づくり基本計画 進捗管理および基本指標等達成度に対する点検・評価シート」から抜粋)

※当該目標値は、林野庁から示された算式に基づいて算出された2,600haのうち、整備不要・不適當な箇所（すでに適切に管理されている森林や更新困難地等）を概算値10%として省いた割合としている。なお、複合的な要因があるものの、目標値が林野庁から示された全国一律の算式に基づいて算出された値に基づいているため、県の実態に即していない可能性があることや、県内の林業従事者に限りがあるため、除間伐を必要とする人工林に対する整備を十分に実施できていない状況などにより、目標値と実績値に乖離が生じている。

2. 監査の結果及び意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【9】琵琶湖森林づくり事業費：未来へつなぐ木の良さ体感事業

(単位：千円)

所管課	森林政策課、びわ湖材流通推進課、森林保全課		
事業目的	木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、滋賀の風土にあった「びわ湖材」を積極的に使うことを普及啓発する。		
事業概要	県産材（びわ湖材）の利用に対する県民、事業者および市町の理解促進と利用拡大を図るため、住宅や公共施設の木造化・木質化をはじめ、新たな用途開発、産地証明等の取組に対して支援する。		
条例・要綱等	琵琶湖森林づくり条例、琵琶湖森林づくり基本計画		
県単事業／補助事業	県単事業/補助事業	主な財源	琵琶湖森林づくり県民税
支出先	県産木材活用推進協議会、㈱シガウッド他	支出形態	委託料、負担金、補助および交付金、その他
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
136,346	127,426	120,223	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

未来へつなぐ木の良さ体感事業は、木のぬくもりや良さを体感する機会を県民に提供することで、滋賀の風土にあった「びわ湖材」を積極的に使うことを普及啓発するものである。事業は下記のとおり複数の領域に細分化されており、各事業が相互補完的な関係を有する。

① 木の香る淡海の家推進事業（予算総額：59,000千円）

県内でびわ湖材を使用して住宅などが新設（新築、改築、増築）、木質化改修又は木塀の設置が行われる場合、この工事を行う県内の工務店等の建築業者に対して、びわ湖材（注）の使用量に応じ、その購入費等の一部を助成する。

(注) びわ湖材

合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を作成した製材品等の木材を「びわ湖材」という。認定を受けたびわ湖材取扱認定事業者（木材業者・製材業者）が県産材を表示・分別管理して「びわ湖材」の証明を行う。

令和3年10月に改正施行された「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、木材の利用の促進に取り組む対象が、公共建築物等から民間建築物を含む建築物一般に拡大されたことから、木造率の低位な非住宅分野や中大規模建築物を念頭に置いて、より大規模な新築建築物への木造化・木質化の促進も企図して展開される事業である。

【未来へつなぐ木の良さ体感事業イメージ画像】



(出所:森林政策課 県産材流通推進室 (2021)、事業概要説明資料)

助成は主にびわ湖材を住宅資材として利用する工務店等に行われるものの、助成対象となった住宅の建築現場におけるのぼり旗等の設置や、建築中の構造見学会や竣工後の完成見学会等の開催により、びわ湖材を使った家づくりを普及啓発することで、びわ湖材の利用に積極的な設計士や工務店等の取り組みについて情報発信を行うことも可能である。

(助成金額)

- ・新設（新築、改築、増築）

区分	住宅一戸あたりのびわ湖材の使用量	助成金額	備 考
I	7.5 m ³ 以上 15 m ³ 未満	30 万円	構造材に 3 m ³ 以上使用
II	15 m ³ 以上 20 m ³ 未満	40 万円	構造材に 5 m ³ 以上使用
III	20 m ³ 以上	50 万円	構造材に 7 m ³ 以上使用

- ・既存住宅棟の木質化改修 3,000 円/m²（上限 20 万円）
- ・木塀の設置 5,000 円/m²

(出所:森林政策課 県産材流通推進室 (2021)、事業概要説明資料)

② びわ湖材利用促進事業（予算総額：52,934 千円）

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に対応し、びわ湖材の利用拡大を推進するため、県内の公共性の高い施設等において、構造材や内装材として使用されるびわ湖材の購入を支援するとともに、公共施設等への木製品設置について支援することにより、森林づくりにおける木材利用の重要性とびわ湖材の普及啓発を図り、びわ湖材等を用いた建築部材の生産、流通の定着を目指す事業である。

また、建築物にびわ湖材を効果的に利用するためには、木造設計の基本的知識とびわ湖材の特性や流通状況を熟知した設計士が必要となるため、びわ湖材利用に意欲ある建築士にむけて、中大規模木造建築の設計手法、木構造・防耐火・耐久性等の専門知識、びわ湖材の特性や流通状況等についてのセミナーを実施し、びわ湖材の利用に精通した建築士の育成を図る。併せて、市町等の建築関係部署や木造建築を検討されている民間事業者への助言やプロモーション活動を実施する。

上述した「木の香る淡海の家推進事業」が主に民間住宅を対象とした支援であるのに対し、こちらは市町村の中大規模施設を対象とした支援事業である。

木製遊具（公園）



木の学習机（小学校）



学習机用天板



木構造を用いた会館



内装の木質化（港）



（出所：森林政策課 県産材流通推進室（2021）、事業概要説明資料から抜粋）

③ 森の資源研究開発事業（予算総額：3,242 千円）

木材をはじめとする森林資源が有効に利活用され、県の森林資源の循環利用を図

っていくため、異業種や産学官の連携と地域の創意工夫による森林資源を利用し、県産材を活用した製品開発を推進する。

当該事業は、県産材を利用する上で課題となっているテーマ、新たな森林資源利用に関する製品開発について公募し、補助を行うものである。県産材の需要そのものを掘り起こすための支援事業である。

④ びわ湖材産地証明事業（予算総額：3,648千円）

琵琶湖淀川流域の水源である本県の森林が有する多面的機能の持続的な発揮、地球温暖化防止対策、循環型社会の形成や地域経済の活性化に貢献する観点から、滋賀県産木材で合法性を有することを証明する「びわ湖材産地証明制度」を広く普及させることにより、滋賀県産木材であることを消費者に明示して利用を推進し、森林資源の循環利用を促進させる。また、CLTをはじめとする新たな活用方法の普及等により、「びわ湖材」のさらなる利用拡大を図る。

⑤ 木育推進事業（予算総額：8,121千円）

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木の良さや利用の意義を学んでもらう木育に取り組む。更に、木育の普及を促進するために、木に触れ、親しむことのできる木の空間づくりを進める。

⑥ 未利用材利活用促進事業（予算総額：1,400千円）

木材は再生可能で地球環境に優しい資源であることから、近年、再生可能エネルギーとして木質バイオマスが注目されている。しかし、間伐材・林地残材等の未利用材については、一般的に搬出経費に比べて木材価格が安いいため、発生量に比べて利用される割合が低いことから、今後のエネルギー利用の拡大に向け、未利用材の利用を推進する必要がある。このことから、未利用材の搬出に対し助成することで、びわ湖材の木質バイオマス利用を促進し、びわ湖材のさらなる利用拡大を図る。

⑦ 「やまの健康」まちの森林づくりプロジェクト（予算総額：3,000千円）

子どもから大人までを対象に、木製品等と触れ合うことで木への親しみや文化への理解を深めて、その良さや利用の意義を学んでもらう木育に取り組む。日常生活に山の恵である木を取り入れ、その良さを五感で感じ・親しみ、人と山との関係性を築くことができるよう、民間活力を利用した木育ビジネス化（継続性のある木育活動）を図る経費に対して、予算の範囲内においてその一部を補助する。

上述した「木育推進事業」とは木育という点で共通するが、木育推進事業が県主導の事業であるのに対し、当該事業は民間の木育ビジネス化への助成という点で異なっている。

⑧ 木質バイオマス地域循環促進事業（予算総額：3,500千円）

近年、県内外で発電用等の木質バイオマスの需要が増加しており、森林資源の循環利用を促進するために、林内に放置された未利用材等（林地残材）を活用し、需要に対応することが求められている。

このため、林地残材を有効に活用するために、搬出間伐施業後の木質バイオマスの資源量とその搬出効率を調査・分析することで、その資源を有効活用する手法を検討する。また、その後の更新可能性の状況について追跡調査が実施できるよう、林況の把握も併せて行う。

上述の「未利用材利活用促進事業」と類似するが、未利用材利活用促進事業が未利用材の搬出（作業）に対する助成であるのに対し、当該事業は林地残材の調査・分析業務である点で異なる。

(2) 事業目標

各事業の目標値と実績値は以下のとおりである。各事業の実績は、その時々々の景気、素材生産量、びわ湖材の流通量に左右され易い傾向にある。例えば、木の香る淡海の家推進事業では、住宅着工数が分母となるため、各年度の景況感にも左右されることになる。

事業名称	単位	令和3年度		令和4年度	
		計画	実績	計画	実績
木の香る淡海の家推進事業	戸	170	124	170	137
木製品利用促進★	箇所	20	33	9	23
木の学習机整備★	個	—	—	—	—
木造公共等施設整備★	箇所	8	11	10	9
木造建築設計推進事業★	式	1	1	1	1
森の資源研究開発事業	団体数	3	2	3	3
びわ湖材産地証明事業	m ²	58,000	61,820	59,000	65,700
木育推進事業	式	1	1	1	1
未利用材利活用促進事業	t	1,400	893	1,400	1,332
木質バイオマス地域循環促進事業	式	1	1	1	1
木育ビジネス化モデル事業	団体数	2	2	2	2

★びわ湖材利用促進事業

(出所：琵琶湖環境部 各所管課から入手)

2. 監査の結果及び意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【10】琵琶湖森林づくり事業：森林環境学習事業

(単位：千円)

所管課	森林政策課		
事業目的	体験型学習「やまのこ」や、幼児里山保育など認証制度を展開し、次代の森林を支える人づくりを支援する。		
事業概要	① 体験型学習「やまのこ」 次代を担う子どもたちが、森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むため、学校教育の一環として森林環境学習施設およびその周辺森林で体験型の学習を実施する。 ② しが自然保育認定制度 自然保育の社会的な認知および信頼性の向上を図り、森林環境学習のすそ野を広げるため、認証制度を展開する。		
条例・要綱等	琵琶湖森林づくり条例、琵琶湖森林づくり県民税条例、滋賀県琵琶湖森林づくり基金条例		
県単事業／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源、琵琶湖森林づくり県民税
支出先	栗東市、高島市、多賀町他	支出形態	委託料、負担金、補助および交付金、その他
	令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算
	118,416	109,108	108,027

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

① 森林環境学習「やまのこ」事業

次代を担う子供たちが森林への理解と関心を深めるとともに、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、やまのこ事業受入施設及びその周辺森林で行われる体験型学習である。

平成17年3月制定の「琵琶湖森林づくり基本計画」において、様々な世代への森林環境学習が「次代の森林を支える人づくり」として位置づけられたことから、これを具体化するものとして平成19年度から開始されている。

やまのこ事業は県下すべての小学4年生を対象とし、日帰り又は1泊2日の日程で各学校が選択した県内の森林体験交流施設、及びその周辺の森林で体験型学習を実施する。各施設には専任指導員がおり、体験学習をサポートしている。

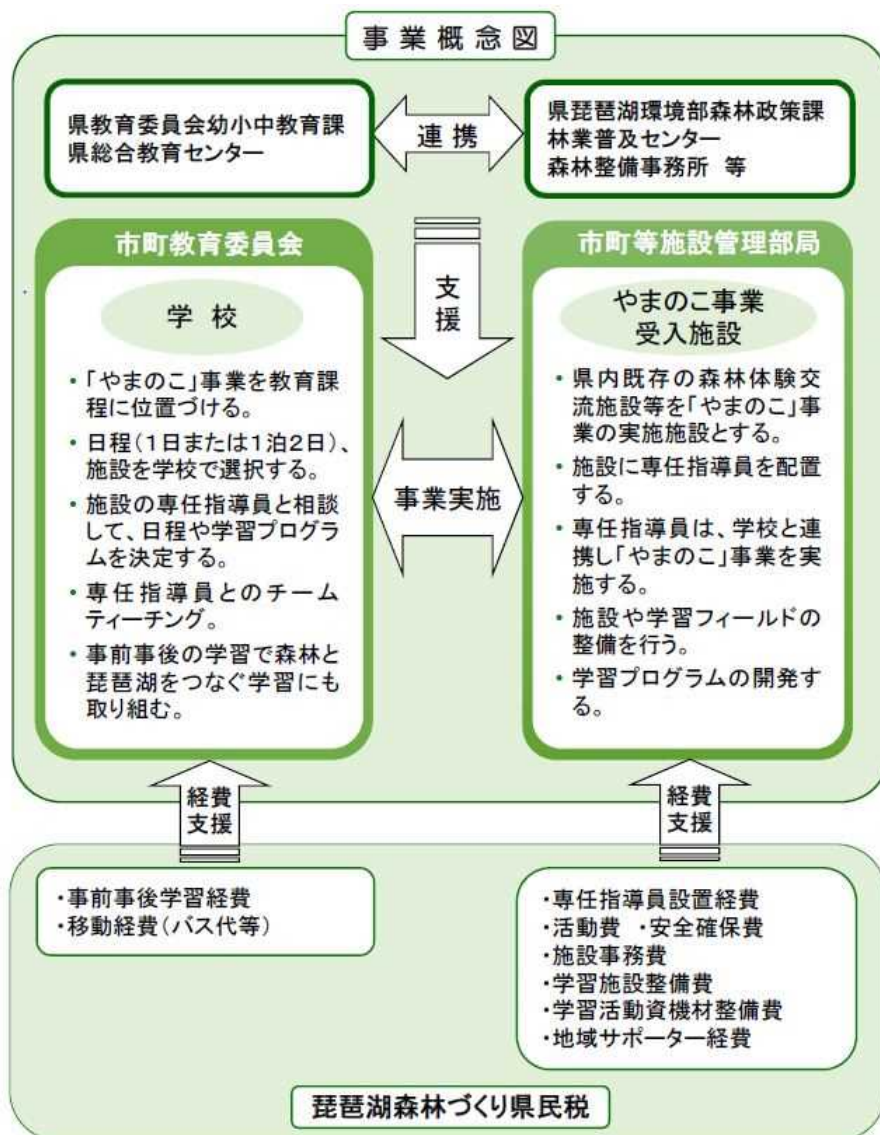
【「やまのこ」事業受入施設マップ】



(出所：滋賀県ホームページから抜粋)

特筆すべきは、当該事業が学校教育の一環として教育課程に組み込まれていることであり、市町の教育委員会、県の森林政策課、学習施設の三者が協働して事業の推進にあたる。このような環境学習は全国的にも稀な事例といえる。

【「やまのこ」事業概念図】



(出所：森林政策課 (2023) 森林環境学習「やまのこ」事業実施の手引き)

具体的な学習プログラムは画一的なものではなく、参加校毎の学習のねらい、各受入施設の特徴に応じて、専任指導員と相談しながら選択することができる。

A) 森に親しむ学習



森に親しむ学習では、森林ウォーキング、樹木観察、自然体験ゲーム、植物の標本づくり、野鳥の巣箱づくり、植物スケッチ、木登り体験、森林の中でのレクリエーション等を行う。

写真は森林散策と呼ばれる学習で、様々な木に触れる、葉っぱの匂いをかぐ、森の音を聴くなど、五感を活用して体全体で森を感じることが重視されている。

(出所：滋賀県ホームページから抜粋)

B) 森づくり体験学習



森づくり体験学習では、間伐体験、間伐材搬出、枝打ち体験、植樹、下草刈りドングリなどの苗木づくり、里山整備体験、竹林整備体験等を行う。

写真は間伐体験、間伐材搬出学習のひとつコマ。間伐によって、森林地表に陽光が差し込む様子を確認する。

(出所：滋賀県ホームページから抜粋)

C) 森の恵み利用学習



森の恵み利用学習は、間伐材を利用した工作、森の木の実や葉などを使ったクラフト、きのこ採集、きのこ栽培、昆虫飼育、薪づくり、炭焼き体験薪炭を使った調理等を行う。左記は採取した植物から色素を抽出し、ストールに色合いを加えていく伝統工芸「草木染め」の様子。

(出所：滋賀県ホームページから抜粋)

D) 森のレクチャー



森のレクチャーでは、山の仕事に携わる人々の話を傾聴する、あるいは山村文化体験溪流の水質調べ等を行う。

(出所：滋賀県ホームページから抜粋)

【森林環境学習「やまのこ」事業実績】

年度	学校数	学級数	児童数
平成 30 年度	225 校	525 学級	13,383 人
令和元年度	234 校	526 学級	13,556 人
令和 2 年度	206 校	470 学級	12,594 人
令和 3 年度	233 校	544 学級	13,609 人
令和 4 年度	233 校	528 学級	13,453 人

(出所：滋賀県ホームページから抜粋)

① 幼児里山保育推進事業（しが自然保育認定制度等）

森林、里山等を中心とした野外での保育及び幼児教育を行う団体のうち、一定の基準を満たすと認められる団体を、自然保育を行う団体として認定する制度である。

自然保育の社会的な認知及び信頼性の向上を図り、森林環境学習のすそ野を拡げるとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つ環境の充実を図ることを目的としている。

令和2年度から導入された新しい学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の重視が提唱されており、森林環境学習においても森林での体験を通して感性や関心を育てることが「主体的・対話的で深い学び」に繋がるとして、幼児期へのアプローチが注目されている。

従来の環境学習は「やまのこ」など小学校における取組を中心に展開されてきたが、新しい概念である「森林E S D（持続可能な開発のための教育）」においては、幼児期と学齢期（主に小学校）が一体となった取り組みが求められており、これを具体化したものとなっている。

なお、認定を受けた団体については、以下により活動を支援している。

補助対象経費	安全確保費、外部指導者謝金、移動経費、研修受講費等
上限事業費	1団体あたり30万円（補助率1／2）

（出所：滋賀県幼児里山保育推進事業補助金交付要綱）

（2）事業目標

① 森林環境学習「やまのこ」事業

県下すべての小学4年生を対象とするため、参加校の数等は事業目標とはならず、体験学習を通じた児童の変化を目標としている。

【森林に対する理解や関心の向上が認められる児童の割合】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標	80%	80%	80%	80%
実績	87%	91%	91%	

（出所：県から入手した情報をもとに監査人が作成）

② 幼児里山保育推進事業（しが自然保育認定制度）

幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体及び自然保育に関する指導助言を行う団体等を、「自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体」として、令和12年度に50団体とすることを目標としている。なお、滋賀県下の幼児教育・保育を行う団体は400を超えるため、取組としてはまだ始まったばかりである。

【自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体数（累計）】

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 12年度
目標値（団体数）	10	14	19	23	28	50
実績値（団体数）	13	15				

（出所：県から入手した情報をもとに監査人が作成）

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見9) 森林環境学習の機会について

【事実】

森林環境学習事業は、幼児教育を対象とした「しが自然保育認定制度」、県内すべての小学4年生を対象とした「やまのこ事業」から構成されている。特に、やまのこ事業は県内すべての小学校・特別支援学校が参加しており、教育プログラムの一環として定着している。

その他、森林政策課以外でも「うみのこ事業」「たんぼのこ事業」「滋賀もりづくりアカデミー」といった取り組みが行われているが、中学校以降の環境学習の機会は極端に少なく、森林に対する関心、環境意識を継続して醸成する場に乏しい。

幼児期	小学生	中学・高校	成人
しが自然保育認定制度	やまのこ事業 うみのこ事業 たんぼのこ事業 エコ・スクール活動	エコ・スクール活動	滋賀もりづくりアカデミー

うみのこ事業・・・滋賀県内すべて（一部県外あり）の小学5年生を対象に学習船「うみのこ」（湖の子）に乗船・航海し、宿泊をともなう教育を実施している。郷土への理解や対人・協調関係を養う「ふれあい体験学習」のほか、琵琶湖を教育の場所としていることから、同湖の環境を主なテーマとした「びわ湖環境学習」を行っている。

たんぼのこ事業・・・子どもたちが農業への関心を高め理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを学べるよう、自ら「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を行う事業。

エコ・スクール活動・・・将来の社会づくりの主役となる児童生徒が、主体的に環境学習や環境保全活動に取り組む力を身につけることを目指した、学校全体の活動プログラム。

滋賀もりづくりアカデミー・・・次世代を担う林業人材の育成を目的として、2019

年に開校された研修機関。

【意見】

現状の森林環境学習では、中学校以降の学習機会が極端に少なく、森林に対する関心、環境意識を継続して醸成する場に乏しい。

一般に教育効果が高いのは幼少期から小学生の期間であり、故に当該期間に手厚い学習機会が設けられることは理解できるが、この時期の学習は専ら体験学習に偏重せざるを得ない。林業従事者の減少、輸入木材による国内需要の縮小、高品質製材品を供給する製材所の不足といった社会的背景を踏まえつつ、森林の持つ公益的機能を保持し、いかに持続可能な林業を構築していくのかといった問題を考えるには、中学校以降の学習機会が必要になるであろう。

(2) (意見 10) 自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の対象について

【事実】

幼児教育・保育に、森林など自然の中での活動を積極的に取り入れている団体及び自然保育に関する指導助言を行う団体等を、「自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体」としている。しかし、県は、現状、「しが自然保育認定制度」の認定園（A）、市から委託を受けて自然保育の推進または自然保育指導者育成を実施している団体（B）、県が過去からすでに自然保育に関する指導助言等に取り組んできたと認識している団体（C）、県が過去からすでに自然保育に取り組んでいると認識している団体（D）を「自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体」の対象としているが、県が過去からすでに自然保育に関する指導助言等に取り組んできたと認識している団体（C）、県が過去からすでに自然保育に取り組んでいると認識している団体（D）は定義が曖昧であり、どういった団体を対象として集計するか、明確には定めていないとのことであった。また、対象の集計に際しては、積極的に市や保育園・幼稚園を管轄する部署に問い合わせをしておらず、認識している情報のみに基づいて対象を集計しているとのことであった。

区分		団体数
A	「しが自然保育認定制度」の認定園	10
B	市から委託を受けて自然保育の推進または自然保育指導者育成を実施している団体	2
C	県が過去からすでに自然保育に関する指導助言等に取り組んできたと認識している団体	2
D	県が過去からすでに自然保育に取り組んでいると認識している団体	1
合計		15

(出所：県から入手した情報をもとに監査人が作成)

【意見】

自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の対象を明確にしていない場合、目標値に対して対象が曖昧な実績値と比較をすることとなり、事業の評価を正しく行うことができない可能性がある。

このため、事業評価を適切に行うため、自然を活用した幼児教育・保育に取り組む団体の対象を明確にすべきである。

なお、明確に定められた対象の集計漏れが生じないように、市や関係部署へ照会を行うなど集計方法についても合わせて検討する必要がある。

【11】 森林組合振興対策費：森林組合経営支援事業

(単位：千円)

所管課	びわ湖材流通推進課		
事業目的	県内における素材生産活動を積極的に図り、県産材の流通を促進させる。		
事業概要	森林組合および滋賀県森林組合連合会が立木および原木の買取等による素材生産を行うのに必要な1年以内の短期資金を滋賀県森林組合連合会を通じて貸し付ける。		
条例・要綱等	森林法、琵琶湖森林づくり条例、滋賀県単独造林間伐事業実施要領		
県単事業 ／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	県森林組合連合会	支出形態	貸付金
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
100,000	90,000	90,000	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

県内における素材生産活動を積極的に図り、県産材の流通を促進させるため、森林組合※1及び滋賀県森林組合連合会（以下「県森連」という。）※2が行う素材生産活動に対し、必要な資金を県森連に対して貸し付けている。

※1 森林組合：森林組合法によって設立され、森林所有者が組合員となって組織されている協同組合である。森林造成を通じて、木材供給のほか国土保全、水資源涵養、環境保全、文化・教育・レクリエーションの場の提供など、森林を通じた人間の生活環境の保全にとって、重要な役割を持つものとして位置づけられている。

※2 森林組合連合会：都道府県ごとに森林組合が会員となって、会員の出資により設立され、会員の選出した役員が総会の決定に基づいて運営に当たっている。組合員と役職員、作業班員が協力しながら、林業と山村の発展をめざしている。

(出所：全国森林組合連合会ホームページから抜粋)

貸付対象となる素材生産活動資金は、以下のとおりである。

- ・森林組合または県森連が受託林産を行う場合に必要となる資金
- ・森林組合または県森連が森林所有者から立木及び原木を買取り、素材生産を行う場合に必要となる資金
- ・県森連が、森林組合が伐採等をした原木及び素材の買取りを行う場合に必要となる資金

貸付金の貸付利率、貸付期間及び償還方法は、以下のとおりである。

貸付利率	主伐材にかかる素材生産活動資金	年 1.0%
	間伐材にかかる素材生産活動資金	無利子
貸付期間	1 年以下	
償還方法	貸付期間満了の日までに償還するものとする。	

(出所：「滋賀県素材生産活動促進資金貸付要綱第 3 条」から抜粋)

なお、当該貸付金は 1 年以下の短期貸付であり、貸付期間満了日を 3 月 31 日としているため、毎年度の期末時点での貸付残高はゼロとなる。

(2) 事業目標

県森連に対する貸付事業であり、個別の事業目標は設定されていない。

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見 11) 森林組合経営支援事業における当初予算の設定について

【事実】

令和 4 年度の当初予算は 100 百万円であり、内訳は主伐材にかかる素材生産活動資金が 10 百万円、間伐材にかかる素材生産活動資金が 90 百万円となっている。しかし、令和 4 年度は補正予算では、間伐材にかかる素材生産活動資金 90 百万円のみ減額されており、決算額は 90 百万円であった。

また、過去 5 年の当初予算額、補正予算額及び決算額の推移は以下のとおりである。平成 29 年度には主伐材分として 1 百万円が予算執行されたものの、平成 30 年度以降は令和 4 年度と同様に、県森連から要望どおりの借入申請はなく、補正予算により減額している状況であった。

なお、県は、県森連に対して、素材生産量に対する間接的な支援であることを理由として、素材生産活動を伸ばす観点でのヒアリングを行っておらず、当該資金の必要額のみをヒアリングしているとのことであった。

【当期及び過去5年間の当初予算額、補正予算額及び決算額の推移】

(単位：千円)

年度	当初予算額	うち 主伐材	うち 間伐材	補正 予算額	決算額
令和4年度	100,000	10,000	90,000	90,000	90,000
令和3年度	100,000	10,000	90,000	90,000	90,000
令和2年度	100,000	10,000	90,000	90,000	90,000
令和元年度	100,000	10,000	90,000	90,000	90,000
平成30年度	100,000	10,000	90,000	90,000	90,000
平成29年度	100,000	10,000	90,000	91,000	91,000

(出所：県から入手した資料をもとに監査人が作成)

【意見】

必要な額以上に予算要求をした場合、当該資金が事業に使われずに庁内預金として拘束されるため有効に活用されているとは言えず、他の事業資金として活用する機会を逸していることにもなりかねない。

このため、県は、県森連に対して、当該事業が素材生産活動を支援するという点を踏まえて、素材生産量の全体量（各組合の目標生産量の合計）に対して生産量を伸ばす観点で当該資金をどのように活用するかヒアリングを行い、その上で必要な額を予算要求すべきである。

【12】 全国植樹祭開催事業

(単位：千円)

所管課	森林政策課、びわ湖材流通推進課、森林保全課		
事業目的	ふるさと滋賀の地域特性である「森-川-里-湖」のつながりと、いにしえより培われてきた「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」のかかわりを再確認し、将来を見据えながら森林を守り、活かし、これらの取組を支えることで、碧（あお）く輝くびわ湖と健全で緑豊かな森林を、次の世代、その次の世代へと持続的につないでいく。		
事業概要	第72回全国植樹祭の開催を通じて、県民一人ひとりが山や木に直接触れ、森林について考える機会を増やすとともに、森林・林業や農山村に対する意識醸成と県産木材の利用促進、将来を見据えた持続可能な森林づくりへの理解を図る。		
条例・要綱等	特記事項なし		
県単事業／補助事業	県単事業、補助金事業	主な財源	一般財源、琵琶湖森林づくり県民税、臨時交付金
支出先	全国植樹祭滋賀県実行委員会	支出形態	負担金
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
521,635	451,749	451,355	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

全国植樹祭は、国民の森林に対する愛情を培うことを目的とするもので、国土緑化運動の中心的行事として、1950（昭和25）年以來、毎春季に国土緑化推進機構と開催県の共催により行われる。天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、全国各地から緑化関係者等の参加者を得て、式典行事や記念植樹などが行われる。

国土緑化運動とは、林野庁主導の緑化推進運動のことで、主たる普及啓発活動として、毎年春季の全国植樹祭、秋季の全国育樹祭、4月15日～5月14日の「みどりの月間」に行われる、みどりの感謝祭がある。

【全国植樹祭】



第 72 回全国植樹祭より、両陛下によるお手植えの様子。
コロナ禍における開催となったことから、両陛下はオンラインでのご出席となった。

(出所：滋賀県 (2023) 第 72 回全国植樹祭記録誌)

【全国育樹祭】



継続して森を守り育てることの大切さを普及啓発するための活動。
昭和 52 年から、全国植樹祭を開催したことのあつた都道府県において、国土緑化推進機構と開催県の共催で毎年秋季に開催されている。

(出所：滋賀県 (2023) 第 72 回全国植樹祭記録誌)

【みどりの感謝祭】



皇族殿下のご臨席のもと、「みどりの文化賞」の授与や森林づくり団体への苗木贈呈を行う「式典行事」、森林や木の魅力を発信する「みどりとふれあうフェスティバル」の 2 つのイベントが実施される。

(出所：公益社団法人 国土緑化推進機構 (2021) 国土の緑化)

第二次世界大戦の戦中・戦後期の乱伐と手入れ不足等から森林の荒廃が進み、洪水・土砂災害が頻発したため、国土荒廃の危機感から衆議院議長を委員長とする国土緑化推進委員会（「国土緑化推進機構」の前身）が設置され、全国規模の植樹祭

が山梨県で開催されるに至った（1950年）。

当初は無立木地を森林にするための啓蒙運動であったが、その後、拡大造林の推進へと移行し、現在では、ボランティア活動など森林・林業に対する国民参加の促進が主体となる等、時代と共に運動の姿が変容してきている。

全国植樹祭は、公益社団法人国土緑化推進機構と開催県の共催によって行われる。滋賀県では全国植樹祭滋賀県実行委員会が組織され、県から同委員会へ負担金が拠出される。また、県負担金以外に、国土緑化推進機構負担金、その他協賛金を収入として事業を実施する。開催県はバトンリレー形式で毎年異なるため、開催県からすれば概ね40年から50年周期で開催が予定されることになる。

県では、昭和50年5月25日、栗太郡栗東町金勝山（現在の栗東市）において、天皇皇后両陛下をお迎えし、「水と緑のふるさとづくり」を大会テーマに、第26回全国植樹祭が開催された。

そして、令和4年6月5日、甲賀市鹿深夢の森を主会場として「木を植えよう びわ湖も緑のしずくから」を大会テーマに、第72回全国植樹祭が開催された。今大会は、天皇皇后両陛下には東京吹上御所よりオンラインでの御臨席を賜り、また、ソーシャルディスタンスの確保など感染対策を徹底するべく、やむなく招待者数を大幅に削減するなど、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症への配慮が求められる中での開催となった。

（2）事業目標

約40年から50年周期で訪れるスポット事業であることから、事業成果を継続的に測定する指標はないものの、開催された大会テーマ「木を植えよう びわ湖も緑のしずくから」に沿って、主に以下のような取り組みが行われている。

- 会場整備にあたっては、既存の施設・設備を最大限に活用するとともに、できるだけ自然環境に負荷を与えないように配慮する。
- 大会で使用する資材等については、持続可能な森林経営により生産された県産木材を積極的に活用する。
- 植樹に使用する樹種については、本県の気候風土や立地条件に適した樹種を選定するとともに、県内で採取した種子等により育成した苗木を使用するなど生態系への影響に配慮する。
- 植樹の際には、琵琶湖の水草を原料とする堆肥や浄水場で発生した土を活用することで、森林と琵琶湖のつながりや環境保全を意識しながら資源の循環利用に努める。

- 廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底、とりわけ大会参加者への物品の提供については、ワンウェイ（使い捨て）プラスチック包装・容器等の使用を極力なくす。
- 食べ残しをなくす適量なお弁当の提供や、更新時期を迎えた災害時用備蓄飲料の活用等により、食品ロスの削減を図る。
- 大会参加者に公共交通機関利用を呼び掛けるとともに、大会運営時における低燃費車両等の利用やエコドライブの推進等により、移動時における環境負荷の低減を図る。
- 使用エネルギー削減等によるCO₂の排出抑制や、植樹活動によるCO₂吸収量の確保、カーボンクレジット制度の活用等により、CO₂ネットゼロ（CO₂排出量実質ゼロ）の大会を目指す。

2. 監査の結果及び意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【13】 補助造林事業費：補助造林事業費事業

(単位：千円)

所管課	森林保全課		
事業目的	森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。		
事業概要	森林資源の造成、郷土の保全、琵琶湖水資源の確保、地球温暖化防止等を図るため、民有林の造林に係る事業に要する経費に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付する。		
条例・要綱等	森林法、滋賀県造林事業補助金交付規則、滋賀県造林事業補助金交付要綱、滋賀県造林事業実施要領		
県単事業／補助事業	補助事業	主な財源	国庫補助金、一般財源
支出先	県造林公社、高島市、一部事務組合、森林組合、林業事業体	支出形態	補助金
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
830,610	743,578	458,522 ※	

(出所：県から入手)

※令和4年度補正後予算のうち284,767千円を令和5年度に繰り越している。

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

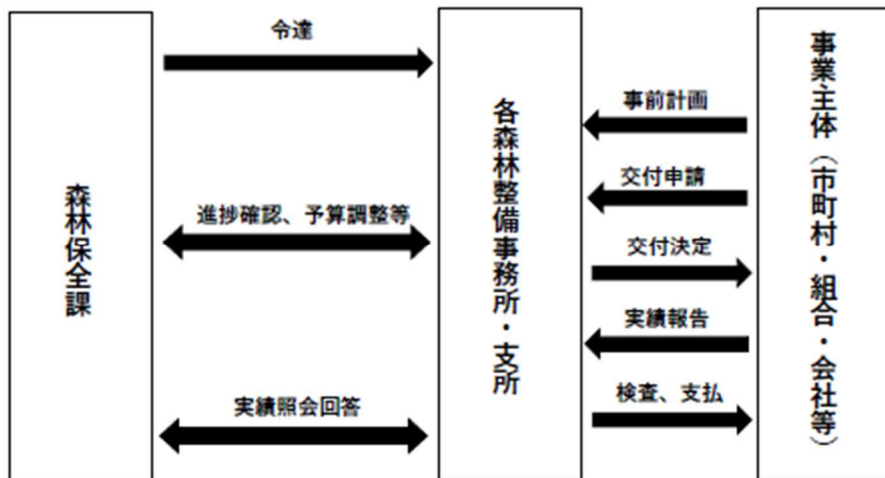
当該補助金を交付している事業は以下のとおりである。

事業名	事業内容
森林環境保全直接支援事業	森林を有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援する。
森林緊急造成事業	自然条件等の理由で更新が困難で、山地災害防止等の公益的機能の発揮が特に求められる森林等において、地方公共団体と森林所有者による協定等に基づいて行う事項造林等を支援する。
被害森林整備事業	台風や大雨等の気象害等による被害森林であって、所有者の自助努力によっては適正な整備が期待できない森林において、森林所有者との協定に基づいて行う人口造林等を支援する。
重要インフラ	鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活ま

事業名	事業内容
ラ施設周辺森林整備事業	たは社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設（重要インフラ施設）周辺の森林について、地方公共団体と森林所有者による協定に基づいて行う人工造林等を支援する。
保全松林緊急保護整備事業	松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換を支援する。
特定森林造成事業（花粉発生源対策促進事業）	スギ人工林等の花粉発生源となっている森林を対象として、花粉発生源の立木の伐倒・除去及び花粉症対策苗木等の植栽に必要な経費の一部を支援する。
絆の森整備事業	森と人とのふれあい空間や森林環境教育のフィールドを提供するための森林整備を支援する。

（出所：「滋賀県造林事業補助金交付要綱」、「農山漁村地域整備交付金実施要領」、「森林整備事業のあらまし」をもとに監査人が作成）

【補助造林事業の事務フロー】



（出所：県から入手）

また、事業ごとの補助額は以下のとおりである。

（単位：千円）

事業名	国庫補助額	県費補助額	補助額計
森林環境保全直接支援事業	240,382	175,426	415,808
森林緊急造成事業	—	—	—

事業名	国庫補助額	県費補助額	補助額計
被害森林整備事業	4,282	2,106	6,388
重要インフラ施設周辺森林整備事業	1,832	997	2,829
保全松林緊急保護整備事業	79	64	143
特定森林造成事業 (花粉発生源対策促進事業)	19,343	13,311	32,654
絆の森整備事業	500	200	700
合計	266,418	192,104	458,522

(出所:「令和4年度 事務所一事業一事業主体別 事業量一覧表」をもとに監査人が作成)

(2) 事業目標

滋賀県基本構想実施計画及び琵琶湖森林づくり基本計画において、以下の目標値が設定されている。しかし、当該目標値は、複数の事業により複合的に達成される目標値であり、個別の事業ごとの定量的な目標値は設定していない。

【滋賀県基本構想実施計画】

事業目標		令和3年度	令和4年度
除間伐を実施した森林の面積	目標値※1	2,600 h a	2,600 h a
	実績値※3	1,790 h a	—

(出所:「滋賀県基本構想 実施計画 進捗状況(令和4年9月)」から抜粋)

※1 当該目標値は、林野庁から示された算式に基づいて算出している。

【琵琶湖森林づくり基本計画における基本指標】

項目		令和3年度	令和4年度
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	目標値※2	90%	90%
	実績値※3	69%	67%

(出所:「琵琶湖森林づくり基本計画 進捗管理および基本指標等達成度に対する点検・評価シート」から抜粋)

※2 当該目標値は、林野庁から示された算式に基づいて算出された2,600 h aのうち、整備不要・不適当な箇所(すでに適切に管理されている森林や更新困難

地等)を概算値10%として省いた割合としている。

- ※3 当該目標値は、目標値が林野庁から示された全国一律の算式に基づいて算出された値に基づいているため、県の実態に即していない可能性があることや、県内の林業従事者に限りがあるため、除間伐を必要とする人工林に対する整備を十分に実施できていない状況などにより、目標値と実績値に乖離が生じている。

2. 監査の結果及び意見

(1) (結果1) 滋賀県基本構想実施計画と琵琶湖森林づくり計画における目標値の相違について

【事実】

県は、「滋賀県基本構想実施計画」における令和4年度の事業目標として、除間伐を実施した森林の面積を2,600haとしている。

一方、「琵琶湖森林づくり基本計画」においては、令和4年度の事業目標として、除間伐を必要とする人工林に対する整備割合を90%(2,600haのうち2,340haを実施すること)としている。

このため、2つの計画において、目標値が相違している。

【結果】

事業目標を明確に設定していないと、事業に取り組む関係者の行動計画が不十分になることや、誤った設定となってしまうリスクがある。このため、計画間で目標値を整合させるべきである。

(2) (意見12) 計画目標の達成に向けた検討について

【事実】

県は、「琵琶湖森林づくり基本計画」における令和4年度の事業目標として、除間伐を必要とする人工林に対する整備割合を90%としているが、実績値は67%と目標値と大きく乖離している。

しかし、県は、目標の達成に向けた検討を行っているものの、達成に向けた施策が具体的に設定されていない。

【意見】

施策を具体的に設定していないと、目標値が形骸化され、目標の管理や施策の進捗管理もできず、当該目標がいつまでも達成できないこととなりかねない。

このため、県は、目標達成に向けて、現状における課題抽出及び原因分析をし、

具体的な施策の設定と取組みを行うべきである。

(3) (意見 13) 計画値と実績値の比較分析の実施について

【事実】

県は、補助先の県造林公社や森林組合等からの要望を査定し、計画値としているが、実績値との比較分析を行っていない。なお、令和4年度の実績は計画を大幅に未達の状況である。また、令和5年度の計画は、令和4年度の実績（見込み）及び次年度の需要予測を加味して県造林公社や森林組合等の要望を県が査定し、作成している。

【補助造林事業計画及び実績】

(単位：h a)

事業区分	令和4年度 要望	令和4年度 実績	令和5年度 要望
森林環境保全直接支援事業	1,269.19	840.68	1,091.83
森林緊急造成事業	—	—	—
被害森林整備事業	8.12	9.14	3.00
保全松林緊急保護整備事業	100.20	18.96	11.20
重要インフラ施設周辺森林整備事業	—	6.62	1.46
絆の森整備事業	4.60	4.27	4.00
花粉症発生源対策推進事業	—	7.79	24.12
合計	1,382.11	880.84	1,135.61

(出所：「補助造林事業計画および実績」をもとに監査人が作成)

【意見】

計画値と実績値が比較分析されていない場合、当該事業が想定どおりに実施されているかどうか判断することができず、現状の課題抽出や原因分析及び今後の改善策等の検討を十分に行うことができない。このため、県は、計画値と実績値について比較分析を行い、より事業を推進するための検討を行うべきである。

(4) (意見 14) 補助造林事業費事業における検査方法及び検査結果の情報公開について

【事実】

国が示している「造林補助事業竣工検査内規例」第 30 条において、以下のとおり、情報公開を推進する旨が記載されている。

【造林補助事業竣工検査内規例】

(情報公開の推進)

第 30 条 森林整備事業に関する情報公開について、事業の透明性、客観性確保の観点から、次の事項について、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表に努める。

- (1) 竣工検査の信頼性を確保するために行う無作為抽出の確認方法等。
- (2) 都道府県が行った造林補助事業竣工検査結果等。

しかし、上記内規例を参考に策定された「滋賀県造林事業竣工検査及び査定要領」においては、当該条項は設けられておらず情報公開もしていない、とのことであった。

【意見】

森林整備事業は、毎年、国及び県から多額の補助金が執行されている事業である。このため、事業の透明性、客観性を確保する観点から、検査方法及び検査結果をインターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表することを検討すべきである。

【14】 単独造林事業費：単独造林事業費事業

(単位：千円)

所管課	森林保全課		
事業目的	森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資するものとする。		
事業概要	<p>【単独造林間伐事業】</p> <p>森林資源の有効活用により健全な森林の造成を図るとともに、計画的な間伐や主伐・再造林の促進による森林での二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵、木材利用による都市での炭素の貯蔵および木質バイオマスの地域循環の促進等により森林吸収源対策の強化を図る。</p> <p>【受託造林事業資金貸付金】</p> <p>森林組合および滋賀県森林組合連合会が森林所有者との間に締結する受託契約または地方公共団体と森林所有者との協定に基づいて行う造林事業（以下「受託造林事業」という。）を円滑に推進するため、これに必要な事業資金に対して予算の範囲内で貸し付ける。</p>		
条例・要綱等	森林法、琵琶湖森林づくり条例、滋賀県単独造林間伐事業実施要領		
県単事業／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	県森林組合連合会、森林組合等	支出形態	貸付金、補助金
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
363,100	356,900	356,752	

(出所：県から入手)

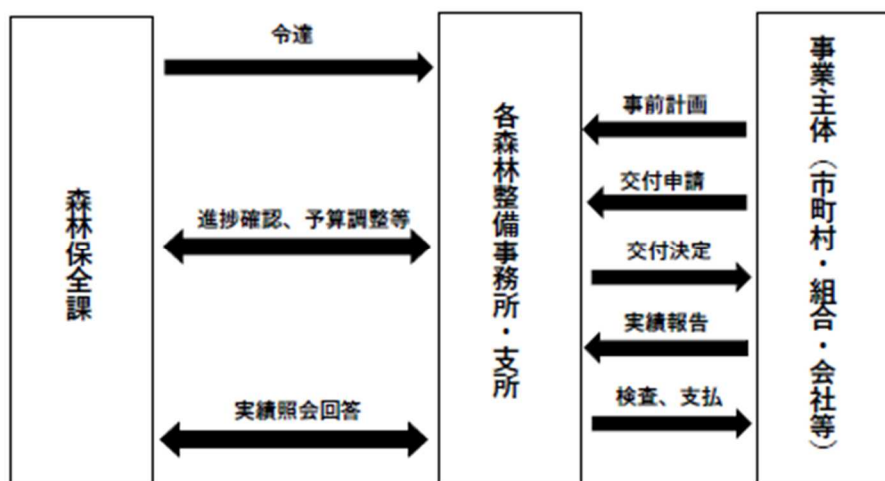
1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

【単独造林間伐事業】

「滋賀県単独造林間伐事業実施要領」によると、単独造林間伐事業は単県保育間伐実施事業、単県枝打ち実施事業、単県小規模間伐作業道整備事業、森林資源有効活用事業、間伐促進支援事業及び間伐材生産流通対策事業を行うこととしているが、令和4年度は、国の補助事業と重複している事業を除く森林資源有効活用事業のみを対象に補助金を交付している。

【単独造林間伐事業の事務フロー】



(出所：県から入手)

【受託造林事業資金貸付金】

森林組合及び県森林組合連合会（以下、「県森連」という。）が行う造林、間伐等の森林整備及びこれと一体になった森林作業道整備などを計画的に実施する受託造林事業を円滑に推進するため、県は、年度初めの4月に250百万円、6月に100百万円の合計350百万円を県森連に無利息で貸し付けを行い、年度末の3月に返還を受けている。

事業ごとの決算額は以下のとおりである。

事業名	決算額（千円）
単独造林間伐事業	6,752
受託造林事業資金貸付金	350,000

(出所：県から入手)

(2) 事業目標

滋賀県基本構想実施計画及び琵琶湖森林づくり基本計画において、以下の目標値が設定されている。しかし、当該目標値は、複数の事業により複合的に達成される目標値であり、個別の事業ごとの定量的な目標値は設定していない。

【滋賀県基本構想実施計画】

事業目標		令和3年度	令和4年度
除間伐を実施した森林の面積	目標値※1	2,600 h a	2,600 h a
	実績値※3	1,790 h a	—

(出所：「滋賀県基本構想 実施計画 進捗状況（令和4年9月）」から抜粋)

※1 当該目標値は、林野庁から示された算式に基づいて算出している。

【琵琶湖森林づくり基本計画における基本指標】

項目		令和3年度	令和4年度
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	目標値※2	90%	90%
	実績値※3	69%	67%

(出所：「琵琶湖森林づくり基本計画 進捗管理および基本指標等達成度に対する点検・評価シート」から抜粋)

※2 当該目標値は、林野庁から示された算式に基づいて算出された2,600haのうち、整備不要・不適当な箇所（すでに適切に管理されている森林や更新困難地等）を概算値10%として省いた割合としている。

※3 当該目標値は、目標値が林野庁から示された全国一律の算式に基づいて算出された値に基づいているため、県の実態に即していない可能性があることや、県内の林業従事者に限りがあるため、除間伐を必要とする人工林に対する整備を十分に実施できていない状況などにより、目標値と実績値に乖離が生じている。

2. 監査の結果及び意見

(1) (結果1) 滋賀県基本構想実施計画と琵琶湖森林づくり計画における目標値の相違について（【13】補助造林事業費事業を再掲）

【事実】

県は、「滋賀県基本構想実施計画」における令和4年度の事業目標として、除間伐を実施した森林の面積を2,600haとしている。

一方、「琵琶湖森林づくり基本計画」においては、令和4年度の事業目標として、除間伐を必要とする人工林に対する整備割合を90%（2,600haのうち2,340haを実施すること）としている。

このため、2つの計画において、目標値が相違している。

【結果】

事業目標を明確に設定していないと、事業に取り組む関係者の行動計画が不十分になることや、誤った設定となってしまうリスクがある。このため、計画間で目標値を整合させるべきである。

(2) (意見 12) 計画目標の達成に向けた検討について (【13】補助造林事業費事業を再掲)

【事実】

県は、「琵琶湖森林づくり基本計画」における令和4年度の事業目標として、除間伐を必要とする人工林に対する整備割合を90%としているが、実績値は67%と目標値と大きく乖離している。

しかし、県は、目標の達成に向けた検討を行っているものの、達成に向けた施策が具体的に設定されていない。

【意見】

施策を具体的に設定していないと、目標値が形骸化され、目標の管理や施策の進捗管理もできず、当該目標がいつまでも達成できないこととなりかねない。

このため、県は、目標達成に向けて、現状における課題抽出及び原因分析をし、具体的な施策の設定と取組みを行うべきである。

(3) (意見 15) 計画値と実績値の比較分析の実施について

【事実】

県は、補助先の森林組合等からの要望及び貸付先の県森連からの計画を計画値としているが、実績値との比較分析を行っていなかった。なお、令和5年度の要望及び計画は、令和4年度の実績(見込み)及び次年度の需要予測を加味して森林組合や県森連が作成している。

【単独造林間伐事業の計画及び実績】

(単位：m³)

事業区分	令和4年度 要望(計画)	令和4年度 実績	令和5年度 要望(計画)
森林資源有効活用事業	26,200	13,503	32,425
合計	26,200	13,503	32,425

(出所：「単独造林事業計画および実績」をもとに監査人が作成)

【受託造林事業資金貸付金の計画及び実績】

(単位：h a、m、本)

作業種	令和4年度 計画	令和4年度 実績	令和5年度 計画
雪起こし	59.50	40.58	38.28
下刈	78.20	91.96	92.87
除間伐	26.50	156.78	136.50
搬出間伐	800.00	576.99	750.00
枝打ち	17.00	30.99	28.60
造林	9.32	13.98	16.00
作業路	115,900.00	91,788.00	120,850.00
苗木	30,360.00	31,060.00	40,500.00
花粉対策植え替え	—	1.94	—

(出所：「造林資金貸付計画および実績」をもとに監査人が作成)

【意見】

計画値と実績値が比較分析されていない場合、当該事業が想定どおりに実施されているかどうか判断することができず、現状の課題抽出や原因分析及び今後の改善策等の検討を十分に行うことができない。このため、県は、計画値と実績値について比較分析を行い、より事業を推進するための検討を行うべきである。

(4) (結果2) 事業完了報告書の確認について

【事実】

県は、受託造林事業資金貸付金において貸付先である県森連から、事業が完了したときに、すみやかに事業完了報告書として受託造林事業実績書（借入金運用実績表、借入金貸付明細表など）及び精算書を受領することとしている（森林組合及び滋賀県森林組合連合会受託造林事業資金貸付要綱第11条2項参照）。

このうち「借入金運用実績表」は、県森連が県から借り入れた350百万円について、月別の利用状況（記載項目：借入金額、貸付金額、事業別内訳、貸付金償還額、貸付金残額）を集計し作成したものであるが、令和4年度の借入運用実績表の数値を再計算したところ、以下のとおり集計結果が誤っている箇所が発見された。

(単位：千円)

月別	誤っている箇所	誤	正
令和5年1月	貸付金残額	0	73,000
令和5年2月	貸付金残額	0	73,000
令和5年3月	貸付金残額	277,000	350,000

(令和4年度借入運用実績表から抜粋)

【結果】

受託造林事業実績書に記載されている金額が誤っていた場合、事業の評価を正しく行うことが出来ず、誤った判断を行う可能性がある。このため、受託造林事業実績書の内容を十分に理解した上で、記載されている数値に誤りがないことを含め、確認すべきである。

(3) (意見 16) 単独造林事業費事業における貸付金額の妥当性について

【事実】

受託造林事業資金貸付金において、貸付先である県森連から受領した令和2年度から令和4年度「借入金運用実績表」の貸付金残額を拝見すると、毎年6月に県が100百万円を貸し付けて以降、約70百万円が利用されずに残額として残っている状況であった。また、貸付金額(350百万円)については、平成22年度以降、金額の変更が行われておらず、県は、貸付先である県森連と必要な貸付額について十分な協議を行っていない、とのことであった。

【意見】

県が貸し付けた資金は公金であり、有効に活用されるべきである。しかし、県森連に貸し付けた資金が利用されずに残高として残っているため、有効に活用されているとは言えず、他の事業資金として活用する機会を逸していることにもなりかねない。このため、県は、必要な貸付金額について、貸付先である県森連と協議を行い、不必要な額については減額することを検討すべきである。

(4) (意見 17) 単独造林事業費事業に関する国と県の補助対象事業の重複について

【事実】

「滋賀県単独造林間伐事業実施要領」における事業の内容は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
保育間伐事業	林木の健全な成長を促進させることを目的として、保安林等の森林、森林施業計画樹立森林※1またはこれらの森林と一体的に施業を行う必要のある森林でV～VII齢級※2の人工林に対す

	<p>る間伐対象木の選木・伐倒および林内整理とする。</p> <p>また、Ⅷ、Ⅸ齢級の人工林に対する間伐対象木の選木・伐倒・林内整理および搬出とする。</p>
枝打ち事業	<p>(1) 枝打ち1</p> <p>間伐を促進するとともに健全な森林の造成を目的として、間伐事業（本事業の保育間伐事業および滋賀県造林事業補助金交付規則（昭和42年滋賀県規則第46号）別表1から3および6から8ならびに13中の除間伐のうちの間伐をいう。以下同じ。）と一体的に行う枝打ち作業とする。</p> <p>(2) 枝打ち2</p> <p>健全な森林の造成を目的として行う下枝を払う作業とする。</p>
作業道整備事業	<p>間伐を促進し、健全な森林を造成するために実施する小規模作業道および簡易作業路の整備とする。</p>
森林資源有効活用事業	<p>地球環境保全、水源涵養および木材生産などの森林の持つ多面的機能の持続的な発揮のために、造林、間伐等の適正な森林整備の推進と森林資源の循環利用の促進を図ることを目的として実施する、滋賀県森林組合連合会木材流通センターを通じて流通される木材を山土場から加工施設等まで運搬する作業とする。</p>
支援事業	<p>間伐推進のために行う間伐推進員の設置およびその活動、不在村森林所有者対策として行う活動およびその他の普及啓発活動とする。</p>
生産流通対策事業	<p>間伐材の生産流通のために行う間伐材情報提供活動、間伐材生産流通計画の策定、間伐材製品のPR活動および間伐材利用相談活動とする。</p>

（出所：「滋賀県単独造林間伐事業実施要領」から抜粋）

※1 森林施業計画樹立森林：林業を持続的かつ健全な発展と森林の有する多様な機能の十分な発揮を目的として策定した森林施業計画（現在は森林経営計画）に基づいて樹立された森林を指す。

（出所：林野庁ホームページを参照）

※2 齢級：森林の林齢を5カ年でひとくくりにしたもの。例えば、林齢1から5年生まではⅠ齢級、6から10年生まではⅡ齢級となる。

（出所：滋賀県ホームページから抜粋）

しかし、上記事業内容のうち森林資源有効活用事業、生産流通対策事業以外の事業は、国の補助対象事業（類似事業を含む）であるため県費単独では予算要求していない、とのことであった。

なお、当該要領策定時は、上記すべてが国の補助対象事業ではなかったとのことであった。

【意見】

現状、国の補助対象事業と県の補助対象事業が重複しているため、利用者にとって双方の補助を受けられるとの誤解を招くおそれがある。

このため、国の補助対象事業について、県が補助しないことが明らかな事業区分については、実情に合わせて県の要領を改訂し補助対象から削除すべきである。

【15】 造林公社運営費：造林公社運営費

(単位：千円)

所管課	森林政策課		
事業目的	一般社団法人滋賀県造林公社営林地の持つ水源涵養機能をはじめとする公益的機能を持続的に発揮させるため、造林公社の運営を支援する。		
事業概要	一般社団法人滋賀県造林公社に対し、管理運営および森林整備に要する経費について出資金を支出するとともに、(株)日本政策金融公庫に対し、免責的債務引受に基づく償還金を支出する。		
条例・要綱等	造林公社と出資者の間で締結された特定調停条項、農林漁業金融公庫との間で締結された免責的債務引受契約		
県単事業／補助事業	県単事業	主な財源	一般会計
支出先	一般社団法人滋賀県造林公社、(株)日本政策金融公庫	支出形態	出資金、償還金
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
2,955,180	2,955,814	2,955,814	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

一般社団法人滋賀県造林公社（以下「造林公社」という。）に対して、森林整備及び管理運営に要する経費を出資金として出資することで、造林公社の運営趣旨である「びわ湖の水を産業用水として活用するとともに、森林資源を造成し、後進地域に対して雇用の場を与え、生活経済の安定を図ること」を支援する事業である。

また、造林公社の累積的債務圧縮のために(株)日本政策金融公庫に対して免責的債務引受を行ったことから、平成20年度から令和31年度にかけて償還金の支出を行っている。

【直近年度の支出実績】

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
出資金	221	205	210
償還金	2,710	2,730	2,745

(出所：県から入手)

なお、償還金の約定返済総額は69,048百万円である。

造林公社について記載するには、造林公社の累積的債務、その圧縮のために行われた特定調停について触れておく必要がある。以下に過去の経緯について取り纏めた。

(以下、環境・農水常任委員会資料「琵琶湖環境部森林政策課造林公社に係る特定調停の経緯」から抜粋)

戦時中に伐採され放置されたままの造林未済地の問題と相まって、戦後復興に伴う木材需要が増大した。また、高度経済成長期には、石炭から石油・ガスへの燃料転換（燃料革命）が生じ、広葉樹の需要が低下した。

こうした時代背景から、成長が早く、建築用材としての需要が見込まれる針葉樹を植栽する「拡大造林政策」が国策として推進されることとなった。

拡大造林は、森林所有者の自力による造林を中心に推進されたが、資金や技術力等の問題から、自力での植栽が困難な森林所有者も存在した。そこで、森林所有者以外の資金や経営技術を導入し、その収益を分収する分収造林を積極的に進めることが求められ、「分収造林特別措置法」（昭和 33 年）が制定された。

その後、各都道府県において林業（造林）公社が設立され、「分収造林方式」による拡大造林が全国的に推進され、急速に人工林が広がることになった。



県においても、「びわ湖の水を高度に産業用水として活用しうるようにするとともに、森林資源を造成し、後進地域に対して雇用の場を与え、生活経済の安定を図ること」を趣旨として、昭和 40 年 4 月に「社団法人滋賀県造林公社」、昭和 49 年 3 月に「財団法人びわ湖造林公社」が設立された。

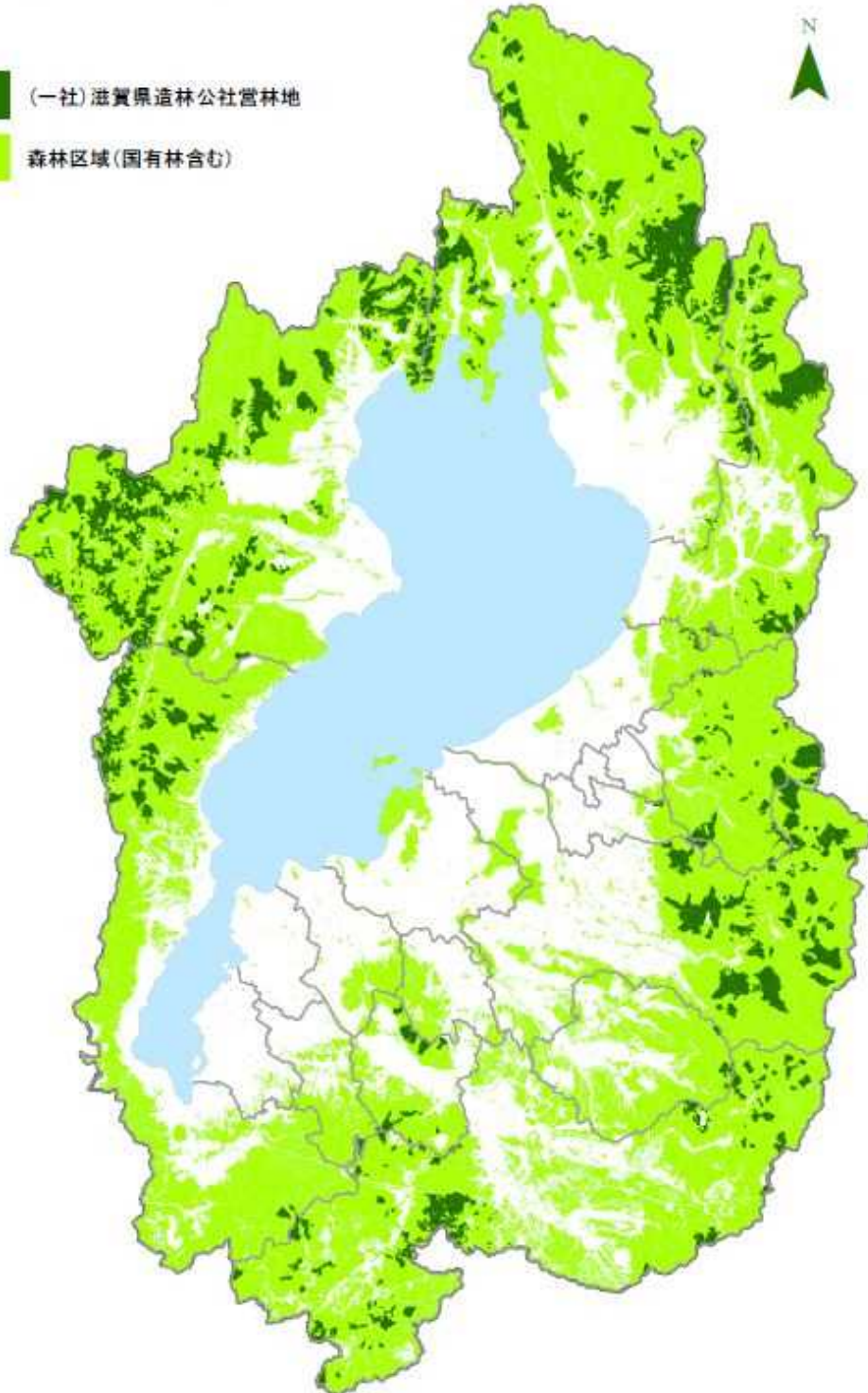
両公社は、土地所有者と分収造林契約を締結し、昭和 40 年から平成元年にかけて滋賀県全域で造林を実施した。造林地の特色としては、森林所有者による造林が困難な山間奥地（条件不利地）が多く、また全体の約 60%が積雪地帯である湖北や湖西地域に分布している。これは、分収造林特別措置法及び林野庁長官通知の趣旨を踏まえたものである。

【造林公社営林地位置図】

(別図1) 造林公社営林地位置図

凡例

-  (一社) 滋賀県造林公社営林地
-  森林区域(国有林含む)



(出所：琵琶湖環境部森林政策課 (2021) 一般社団法人滋賀県造林公社の経営改善の取組等について)

分収造林契約は、森林所有者が土地を無償提供し、造林公社が地上権を設定することで造林・育林・伐採を行うものである。最終的に伐採によって得られた収益を、契約当事者双方が一定の割合で分け合う（分収）ことになる。

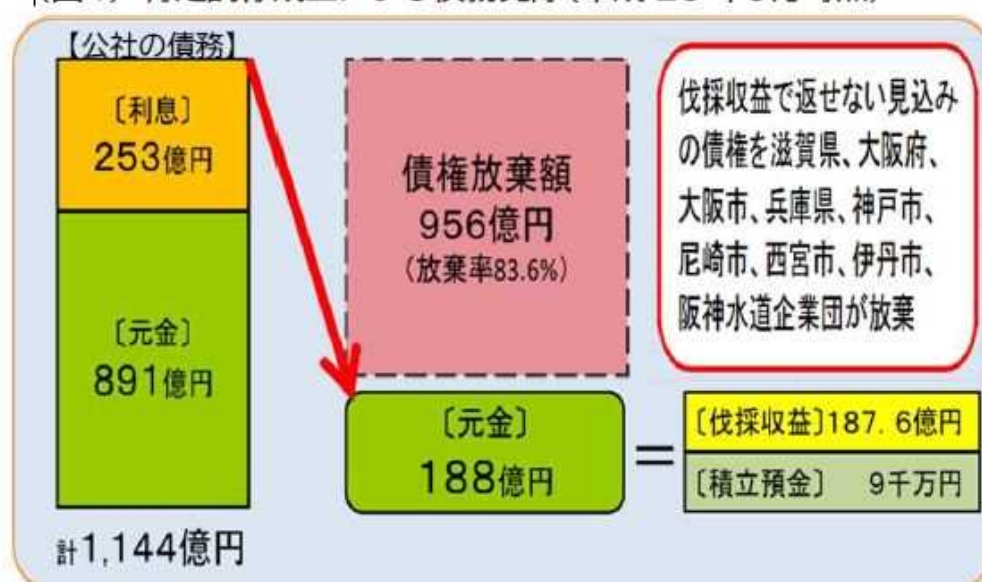
- ・造林・保育などの費用は全額造林公社が負担。
- ・分収比率は、土地所有者 40%：造林公社 60%である。
- ・契約期間は 45 年から 50 年である。

造林公社の植栽や保育、伐採等の事業資金は、旧農林漁業金融公庫（現株式会社日本政策金融公庫）、滋賀県、琵琶湖下流域社員（大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団）からの借入金を主な財源とし、将来の伐採収益で弁済することを予定していた。

しかし、昭和 48 年頃から始まった事業費の高騰、昭和 55 年以降の木材価格の下落等により、見込まれていた伐採収益が上がらない状態となり、公庫への返済のために滋賀県から追加借入を行うという悪循環に陥った。その結果、平成 18 年度末時点で両公社の累積債務は 1,057 億円に及ぶことになる。

両公社は累積債務の圧縮のために特定調停を申立てることを決定し、平成 19 年 11 月に大阪地方裁判所に特定調停の申立てを行った。計 11 回に及ぶ調停を経て、平成 23 年 3 月に特定調停が成立した。主な内容は以下のとおりである。

〔図4〕 特定調停成立による債務免除(平成 23 年3月時点)



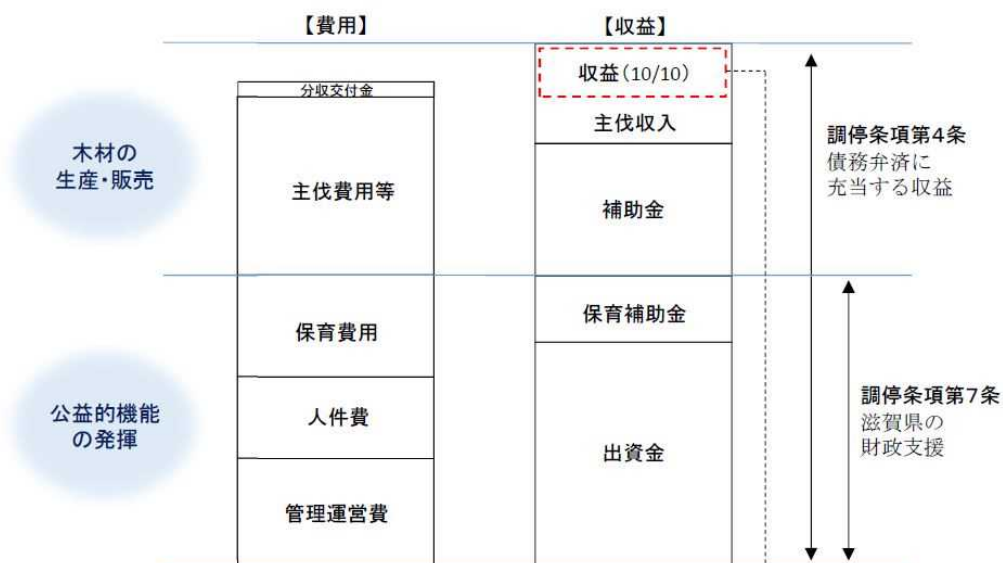
(出所：琵琶湖環境部森林政策課（2021）一般社団法人滋賀県造林公社の経営改善の取組等について)

- ① 公庫に対する債務は滋賀県が免責的債務引受を行う（返済額：690 億円、返済期間：平成 20 年から令和 31 年）。県と公社が弁済合意書を交わし、県から公庫への返済額のうち、元金分約 483 億円については公社に対する求償権として債権を残す。
- ② 両公社の調停成立時点における債務総額 1,144 億円のうち、大阪市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、阪神水道企業団の持ち分については、それらを現在価値に割り引いた上で一括返済する（平成 23 年 5 月に約 14 億円返済済み）。返済原資は滋賀県が造林公社に貸付を行う。
- ③ 上記②によって返済された後の残債務のうち 956 億円（上記①による求償権を含む）の債務免除を受ける。
- ④ 上記③によって残債務（188 億円）の債権者は滋賀県と兵庫県に一本化されるが、両者に対する返済は、造林公社の各事業年度で伐採収益（利益）が生じたときに行うものとする（残債務の割合 滋賀県：約 97%、兵庫県：約 3%で弁済）。
- ⑤ 残債務に係る利息は免除する。
- ⑥ 造林公社は今後の返済計画となる「長期経営計画」を策定する。
- ⑦ 滋賀県から造林公社に対して毎期出資金（運転資金見合いの財政支援）を支給し、造林公社の継続的な運営を支える。

なお、特定調停後の平成 24 年 3 月に、社団法人滋賀県造林公社が財団法人びわ湖造林公社を吸収合併し、平成 25 年 4 月に一般社団法人へ移行し、「一般社団法人滋賀県造林公社」が誕生している。

償還原資の発生過程は【図表 1】のとおりである。図表を 2 階建ての建屋に見立てると、1 階が滋賀県からの出資金（財政支援金）による運転資金部分、2 階が伐採収益部分を示している。森林の公益的機能を維持するための費用は基本的に出資金で補填され、主たる償還原資は伐採収益から生じるという建付けとなっている。

【図表 1 造林公社における償還原資の発生過程】



(出所：琵琶湖環境部森林政策課（2021）一般社団法人滋賀県造林公社の経営改善の取組等について)

特定調停が終了した平成 23 年度以降、造林公社は残債務（188 億円）の段階的な返済を続けているが、合わせて下記のような経営改善策を打ち出し、経営の健全化に努めているところである。

- ① 造林公社経営計画検討委員会を設置し、今後の返済計画となる「長期経営計画」に加え、短期的な実行計画として「中期経営改善計画」を策定する。
- ② 長期経営計画および中期経営改善計画の実績を検証して評価を行うため、外部有識者で構成する評価委員会を設置する。また、毎事業年度終了後、評価結果を県知事、県議会に報告する。
- ③ 分収契約林のうち、伐採収益が見込めないことが明らかな不採算林について、契約の解除を行う。
- ④ 分収契約期間を現行の 50 年から 80 年へ延長する。
- ⑤ 分収割合を現行の森林保有者 40%：造林公社 60%から、森林保有者 10%：造林公社 90%へと変更する。

(2) 事業目標

事業目標としては、外部有識者で構成される評価委員会の評価項目を記載した。

評価項目は「Ⅰ 森林整備に関する事項」「Ⅱ 木材の生産および販売に関する事項」「Ⅲ 財務状況の改善に関する事項」「Ⅳ 組織体制の改善に関する事項」「Ⅴ その他経営の改善に関し必要な事項」の 5 つの大項目からなっている。但し、小項目

を含めると評価項目が多岐に渡るため、ここでは造林公社にとって特に重要な分収造林事業に関連する評価項目を抜粋した。

評価項目		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
分収割合の 変更	計画 (h a)	150	150	150	150	150
	実績 (h a)	314	286			
不採算林の 解約	計画 (h a)	140	140	140	140	140
	実績 (h a)	413	197			
契約期間の 延長	計画 (h a)	150	150	150	150	150
	実績 (h a)	245	80			
償還財源(分 収造林事業)	計画 (百万円)	18	14	17	18	25
	実績 (百万円)	53	64			
J-クレジッ ト認証量	計画 (t-CO ₂)	300	300	600	600	600
	実績 (t-CO ₂)	312	305			

(出所：「中期経営改善計画に対する評価結果」から抜粋)

評価項目	評価	要因分析
分収割合の変更	計画を達成できた	令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者を中心に、訪問を重ねるなど集中的に交渉を行った。交渉では、施業方法や伐採後の森林の状況等を具体的に示したことで同意が得られた。
不採算林の解約	計画を達成できた	令和7年度までに契約期限を迎える土地所有者を中心に、訪問を重ねるなど集中的に交渉を行った。交渉では、解約前には環境林整備、解約後も森林組合等により森林整備が可能であることを丁寧に説明したことで同意が得られた。
契約期間の延長	計画を達成できなかった	全体の進捗率が94%まで進んでおり、現在の交渉相手は、これまでの交渉で同意いただけなかった方が大半を占めている中で、粘り強く交渉を行ったが、交渉が難航し計画どおり同意が得られなかった。
償還財源 (分収造林事業)	計画を達成できた	伐採収益が大幅に計画を上回ったことで、償還財源を大幅に増加させることができた。

評価項目	評価	要因分析
J-クレジット 認証量	計画を達成できた	令和4年度に新たにプロジェクト登録された事業地で、モニタリング報告書の提出や審査機関による検証への対応、永続性担保措置に必要な森林巡視等を行い、令和5年3月に1回目のクレジットの認証を受けた。また、12者に対し計298t-CO ₂ のクレジットを販売するとともに、新たに1者と「びわ湖カーボンクレジット」パートナー協定を締結し、今後3年間にわたりクレジットを販売することとなった。

(出所：「中期経営改善計画に対する評価結果（令和4年度）」から抜粋）

上記の評価結果を見ると、特定調停後の造林公社の運営は比較的順調であるかに見えるが、これは短期的な実行計画として策定された「中期経営改善計画」に対する（短期的な）評価である。総合的な評価は、「中期経営改善計画」（ミクロ）と「長期経営計画」（マクロ）との関係性も加味して行われるべきであり、この点については後述する。

2. 監査の結果及び意見

(1) (結果3) 長期経営計画と中期経営改善計画の齟齬について

【事実】

造林公社では、今後の弁済計画となる長期経営計画に加え、短期的な実行計画として中期経営改善計画を策定しており、それぞれ造林公社のホームページ上で公表されている。長期経営計画は特定調停時に策定された原始弁済計画であり、中期経営改善計画は長期経営計画案に基づく5ヵ年の短期的な実行計画である。

長期経営計画は、平成23年度から令和50年度までの期間を対象として作成されており、各年度における生産可能木材（伐採面積、材積）を基礎として、伐採した木材や間伐材による販売収入、補助金による収入、事業費、管理費、分収交付金等の支出を算出することで、その差額としての償還財源を見積もっている。

	伐採面積 (ha)	材積 (m ³)	収入合計 (百万円)	支出合計 (百万円)	償還財源 (百万円)
(略)					
平成29年度	55	10.9	544	379	165
平成30年度	55	10.9	552	390	163

	伐採面積 (h a)	材積 (m ³)	収入合計 (百万円)	支出合計 (百万円)	償還財源 (百万円)
令和元年度	55	10.9	481	322	159
令和2年度	55	10.9	466	308	158
令和3年度	55	10.9	464	306	159
令和4年度	55	10.9	436	277	159
令和5年度	125	23.1	605	267	339
令和6年度	135	24.9	621	261	360
令和7年度	135	24.9	617	254	363
令和8年度	135	24.9	624	254	370
令和9年度	145	28.5	751	262	490
(略)					
合計	7,551	1,870.8	29,937	11,182	18,754

(出所：造林公社「長期経営計画」(特定調停当初)から主要箇所を抜粋)

両者の関係性を踏まえると、記載された計画値は当然に整合するはずだが、両計画値の整合性を確認することはできなかった。例えば、中期経営改善計画における分収造林事業から創出される償還財源は、長期経営計画の計画値に比べて大きく引き下げられていた。

(単位：百万円)

評価項目		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
償還財源 (分収造林事業)	長期経営計画	159	158	159	159
	中期計画の計画値	34	54	18	14
	中期計画の実績	38	64	53	64

(出所：造林公社「長期経営計画」「中期経営改善計画に対する評価結果」から抜粋)

中期経営改善計画は、直近の市場環境等を鑑みた実行計画として位置付けられていることから、長期経営計画値から下方修正が行われたとしても何ら不思議ではない。但し、その場合には長期経営計画もこれに連動して計画値、実績値が将来に向かって改訂されるべきである。そうしなければ長期経営計画が最新の弁済見込みを示すことができない。

この点、造林公社に対して質問を実施したが、「中期経営改善計画の策定に応じて長期経営計画を改訂しようとする場合、市場の木材価格、木材需要、労務費の高騰といった複数の変動要因を見積る必要があり、その作業が困難である。また、長

期経営計画に多くの不確定要素を含むことになり、その結果に責任を持つことが難しく、故に改訂版の長期経営計画を作成していない。」との回答であった。

【結果】

中期経営改善計画には、現状における各種計画値が定められており、その多くが計画を達成したものと評価されている。しかし、それは計画値が達成可能な水準にまで大幅に引き下げられたことによる影響が大きく、長期経営計画で示された当初計画値と比較すれば、著しい未達へと評価が反転する。

中期経営改善計画は直近の市況を反映した実行計画であるから、長期経営計画を下方修正したものであっても問題はない。しかし、中期経営計画の下方修正を行った場合には、償還財源の減額分を翌年度以降に獲得していく必要が生じるため、その影響を長期経営計画にも反映し、改訂する必要がある。

また、造林公社の残債務が計画どおりに弁済されるのかについては、県民にとっても重要な関心事であると思われるため、改訂された長期経営計画は情報公開され、長期的な弁済計画が実行可能なレベルにあるのか、常に監視される必要がある。

(2) 長期収支見通し（県作成版）による現状の総括について

【事実】

上述のとおり、中期経営改善計画の結果を反映させた長期経営計画の存在が確認できなかったため、県及び造林公社に対して当該結果を反映された長期収支見通しの提出を依頼した。結果、入手した長期収支見通しでは、最終的な返済可能額（償還原資累計額）が188億円から47億円程度まで減少していた。

但し、この結果は現時点における見積もりに過ぎないため、長期収支見通しについて、見積もりの基礎となった各種数値、計算仮定について改めて検討を行う必要がある。

まず、長期収支見通しを作成するにあたって、下記の仮定が置かれている。

【弁済に係る長期収支見通し】

平成 27 年度～令和4年度弁済実績 3.3 億円

令和5年度～令和 50 年度弁済見込み

①1,796,700 m³ × ②0.31 × ③9,000 円/m³ × ④0.92 × ⑤0.9 ≒ 41.5 億円

弁済額合計:3.3 億円+41.5 億円=44.8 億円

滋賀県(97.137112%):43.5 億円

兵庫県(2.862888%): 1.3 億円

- ①:長期経営計画の令和5年度～令和 50 年度までの材積の合計
- ②:令和5年度事業計画値が令和 50 年度まで続くと仮定した場合の長期経営計画比材積率
令和5年度事業計画値:12,000 m³(千m³単位に切り上げ丸め)
12,000 m³×46 年間=552,000 m³
552,000 m³/1,796,700 m³=0.307229…≒31%
- ③:令和4年度の材積当たりの伐採収益単価
- ④:伐採収益から林分調査費(8%)を控除
- ⑤:「伐採収益から林分調査費(8%)を控除した額」から分収交付金(10%)を控除

【弁済に係る長期収支見通しの前提条件】

- ・ 材積当たりの伐採収益単価については、令和4年度の実績を使用し、これが令和 50 年度まで続くものとする。(令和4年度の木材単価、労務単価、資材単価、補助金制度などが令和 50 年度まで続くものとする)
- ・ 補助金については、伐採量に応じて全額交付されるものとする。
- ・ 出資金については、会社からの要求額が全額交付されるものとする。
- ・ 全ての伐採事業地において、分収割合の変更(6:4→9:1)および契約期間の延長(50 年→80 年)の同意が得られるものとする。

(出所：県から入手)

【県作成の「長期収支見通し」】（単位：百万円）

下記は令和5年度以降の収支見通し（約43億円）である。ここに平成27年度から令和4年度の弁済実績3.3億円を加算すると、約47億円の弁済見通しとなる。

	面積 ha	材積 千m ³	収入	出資金	支出	林分 調査費	分収 交付金	償還 財源
			①		②	③	④	①-② -③-④
令和5年度	55	11	594	210	525	6	6	57
令和6年度	53	12	597	236	487	9	10	91
令和7年度	55	12	602	230	493	9	10	90
令和8年度	91	21	873	259	680	15	18	160
令和9年度	97	23	916	265	710	16	19	170
令和10年度	107	26	993	265	761	19	21	192
令和11年度	77	19	790	239	616	14	16	145
令和12年度	81	20	816	245	635	14	17	150
令和13年度	89	22	870	239	669	16	19	167
令和14年度	109	27	998	251	758	19	22	198
令和15年度	84	21	837	239	647	15	18	158
令和16年度	88	22	843	234	649	15	18	160
令和17年度	81	21	824	239	638	15	17	154
令和18年度	60	16	658	206	516	11	13	118
令和19年度	54	14	611	200	483	10	12	106
令和20年度	56	15	614	194	483	10	12	108
令和21年度	58	16	617	175	475	11	13	118
令和22年度	34	9	430	157	345	7	8	70
令和23年度	33	9	413	147	330	7	8	68
令和24年度	37	10	443	147	350	7	9	77
令和25年度	35	10	422	141	333	7	8	73
令和26年度	41	12	478	147	371	9	10	88
令和27年度	38	12	457	147	354	8	10	86
令和28年度	30	9	383	135	300	7	8	68
令和29年度	37	12	441	141	338	8	10	86
令和30年度	42	13	493	153	375	9	11	98
令和31年度	26	8	365	141	288	6	7	63
令和32年度	42	14	491	147	367	10	11	103
令和33年度	38	13	453	135	339	9	11	95
令和34年度	50	16	558	153	410	12	14	123
令和35年度	22	7	308	117	243	5	6	54
令和36年度	34	11	404	123	304	8	9	83
令和37年度	42	14	483	135	357	10	12	104
令和38年度	34	11	413	129	312	8	9	84
令和39年度	39	13	461	135	343	9	11	97
令和40年度	41	14	466	129	344	10	11	101
令和41年度	21	7	293	112	232	5	6	51
令和42年度	19	6	282	112	225	5	5	47
令和43年度	22	7	307	112	240	5	6	55
令和44年度	24	8	328	117	255	6	7	60
令和45年度	17	6	263	106	211	4	5	43
令和46年度	13	4	222	100	184	3	4	32
令和47年度	7	2	174	100	154	2	2	16
令和48年度	12	4	217	106	183	3	3	28
令和49年度	10	3	197	100	168	2	3	24
令和50年度	17	6	262	106	211	4	5	43
合計	2,153	589	23,959	7,656	18,691	421	485	4,362

【意見】

① (意見 18) 長期収支見通しにおける素材生産量、素材売却単価について

「伐採収入＝木材売上（令和4年度実績）÷木材生産量（令和4年度実績）×想定伐採材積※」によって計算されている。式右辺の想定伐採材積は各年度別の見積もりであり、「木材売上（令和4年度実績）÷木材生産量（令和4年度実績）」は令和4年度実績をベースにした売却単価を表している。

※想定伐採材積・・・立木・丸太・製材品の体積。ここでは、伐採した立木・丸太からどの程度の木材が取り出せるかを意味している。

令和4年度の売却単価は、直近の市場動向を反映するという意味で優れているが、いわゆる「ウッド・ショック」による世界的需要増の影響を受けた売却単価でもある。そこで、監査人による再見積もりにおいては、ウッド・ショック以前の単価である令和2年度の単価実績を利用することとする。

令和4年度：92,926千円（木材売上）÷8,303 m³（木材生産量）＝11,192円/m³

令和2年度：67,098千円（木材売上）÷9,529 m³（木材生産量）＝7,041円/m³

想定伐採材積については、每期11,000 m³～27,000 m³の間で見積もられているが、令和に入ってから材積産出実績は7,000 m³～10,000 m³である。つまり、現状の材積産出能力の平均値を大きく上回る材積量が想定されている。

造林公社自体に伐採を行う作業員は存在しないため、間伐・主伐は、主に県下の森林組合等の林業事業体を通じて実行されることになる。現状の林業を取り巻く環境を鑑みると、突然森林事業体側の作業許容量が拡大する可能性は低く、現実的な見積もりであるとは思われない。想定伐採材積の見積もりが過大になれば、その分償還財源が過大となるため、想定伐採材積は7,000 m³～10,000 m³が妥当と思われる。

想定伐採材積が每期最大で10,000 m³に縮小するという事は、それに応じて毎期の伐採収入、造林補助金、主伐事業費が縮小するという事であるが、それぞれに、以下の単価を利用する。

伐採収入：上述のとおり、令和4年度、令和2年度の実績を利用。

造林補助金：長期収支見通し内の「造林補助金÷想定伐採材積」の平均値（16千円/m³）を利用。

主伐事業費：令和4年度実績、147,506,480円（主伐請負費）÷8,302 m³（木材生産量）＝17,767円/m³を利用。

② (意見 19) 長期収支見通しにおいて県が拠出する造林補助金について

造林補助金は、森林整備を目的に拠出される補助金である。

県全体の造林補助金の予算枠は約 10 億円であるが、その財源の約半数が国庫補助に依っているため、予算の上限額は国庫内示額に依存することになる。しかしながら、今後国庫内示額が大幅に増加する兆しは見られないため、予算枠約 10 億円を上限として、これを滋賀県下の林業事業者で分け合う（主伐作業に補助を行う）と考える必要がある。

長期収支見通しでは、当該補助金を 3 億円～4 億円得られる年度があると想定しているが、森林政策課等、関係者へのヒアリングによれば、造林公社への配分額の上限は 2.2 億円程度であり、それ以上の配分は他の民間林業事業者を圧迫することになるとのことであった。

したがって、長期収支見通しにおける造林補助金は、造林公社への現実的な配分上限額を超えた見積もりが行われていると考えられる。具体的には、年々の造林補助金が 2.2 億円を超えないように修正する必要がある。

③ (意見 20) 長期収支見通しにおける事業経費の高騰見込みが織り込まれていない点について

【図表 1】のとおり、償還財源の計算を行う上で事業経費は控除されることになるが、物価高騰については考慮されていない。物価高騰によって事業経費が増額すれば、当然に償還財源も目減りすることになるため、無視できない要素である。

令和 4 年度における物価が、今後 40 年近く継続するとは考え難く、一定のインフレ率を加味すべきである。

④ (意見 21) 長期収支見通しにおいて、原状回復費用が織り込まれていない点について

長期収支見通しでは、主な支出として伐採に要する事業経費、造林公社自体を運営していくための管理経費が見積もられているが、原状回復費用、設備投資額等は考慮されていない。

まず、原状回復費用であるが、山地主との分収契約を経て、造林公社は各山に作業に必要な林道や山小屋を整備していることがあるため、場合によってはこれらの撤去を行い、原状回復を迫られる可能性がある。これらの原状回復費用については、長期収支見通しに関連支出として織り込むべきである。

但し、設備投資額については、造林公社自体が造林・間伐・伐採を行う作業員を抱えているわけではなく、各地域に点在する森林組合等民間林業事業体に業務委託を行うことで間伐や伐採が行われている。造林公社はこれら作業員の差配・管理を行うことが主たる業務であることから、基本的に多額の設備投資が行われることは

ない。よって、長期収支見通しに設備投資支出が織り込まれていない点については、特段の問題は生じないであろう。

⑤ (結果4) 長期収支見通しにおける将来的な回収額の大幅な下方修正の必要性について

上述した問題点を踏まえて、監査人が長期収支見通しを一部修正した(但し、インフレ率、現状回復費用については、一旦考慮外としている)。修正後の債権回収額(令和5年度以降の弁済見通し)は約18億円~31億円となり、現状の長期収支見通しを更に下回る結果となった。

【監査人による長期収支見通しの修正(再見積もり)】(単位:百万円)

※素材売却単価を令和4年度実績(11,192円/m²)とする場合。監査人による修正箇所を太字で示している。

	面積 ha	材積 千m ³	収入				支出		林分 調査費 ③	分収 交付金 ④	償還財源 ①-② -③-④
			収入	うち 伐採収入	うち 補助金	出資金	支出	事業費			
			①				②				
令和5年度	55	10	523	112	160	210	429	178	8	9	78
令和6年度	53	10	542	112	160	236	448	178	8	9	78
令和7年度	55	10	537	112	160	230	443	178	8	9	78
令和8年度	91	10	566	112	160	259	472	178	8	9	78
令和9年度	97	10	572	112	160	265	478	178	8	9	78
令和10年度	107	10	572	112	160	265	478	178	8	9	78
令和11年度	77	10	543	112	160	239	449	178	8	9	78
令和12年度	81	10	549	112	160	245	455	178	8	9	78
令和13年度	89	10	543	112	160	239	449	178	8	9	78
令和14年度	109	10	555	112	160	251	461	178	8	9	78
令和15年度	84	10	543	112	160	239	449	178	8	9	78
令和16年度	88	10	538	112	160	234	443	178	8	9	78
令和17年度	81	10	543	112	160	239	449	178	8	9	78
令和18年度	60	10	510	112	160	206	415	178	8	9	78
令和19年度	54	10	504	112	160	200	409	178	8	9	78
令和20年度	56	10	498	112	160	194	404	178	8	9	78
令和21年度	58	10	470	112	160	175	375	178	8	9	78
令和22年度	34	9	437	106	151	157	348	168	7	8	74
令和23年度	33	9	419	103	147	147	333	163	7	8	72
令和24年度	37	10	450	115	165	147	353	183	8	9	81
令和25年度	35	10	431	110	157	141	339	175	7	9	77
令和26年度	41	10	442	112	160	147	347	178	8	9	78
令和27年度	38	10	442	112	160	147	347	178	8	9	78
令和28年度	30	9	408	103	147	135	321	163	7	8	72
令和29年度	37	10	436	112	160	141	342	178	8	9	78
令和30年度	42	10	448	112	160	153	353	178	8	9	78
令和31年度	26	8	394	95	135	141	314	150	6	7	66
令和32年度	42	10	442	112	160	147	347	178	8	9	78
令和33年度	38	10	430	112	160	135	336	178	8	9	78
令和34年度	50	10	448	112	160	153	353	178	8	9	78
令和35年度	22	7	336	81	115	117	268	128	5	6	56
令和36年度	34	10	418	112	160	123	324	178	8	9	78
令和37年度	42	10	430	112	160	135	336	178	8	9	78
令和38年度	34	10	424	112	160	129	330	178	8	9	78
令和39年度	39	10	430	112	160	135	336	178	8	9	78
令和40年度	41	10	424	112	160	129	330	178	8	9	78
令和41年度	21	7	320	76	109	112	256	121	5	6	53
令和42年度	19	6	307	71	102	112	247	113	5	6	50
令和43年度	22	7	337	83	119	112	267	132	6	6	58
令和44年度	24	8	360	90	129	117	284	143	6	7	63
令和45年度	17	6	286	65	92	106	231	103	4	5	45
令和46年度	13	4	239	48	68	100	199	76	3	4	33
令和47年度	7	2	183	25	35	100	162	39	2	2	17
令和48年度	12	4	232	43	61	106	196	68	3	3	30
令和49年度	10	3	210	36	51	100	180	57	2	3	25
令和50年度	17	6	285	64	92	106	231	102	4	5	45
合計	2,153	407	19,956	4,558	6,516	7,656	16,117	7,236	307	353	3,178

【監査人による長期収支見通しの修正（再見積もり）】（単位：百万円）

※素材売却単価を令和2年度実績（7,041円/㎡）とする場合。監査人による修正箇所を太字で示している。

	面積 ha	材積 千m ³	収入				支出			分収 交付金	償還財源
			収入	うち 伐採収入	うち 補助金	出資金	支出	事業費	林分 調査費		
			①				②		③		
令和5年度	55	10	481	70	160	210	429	178	4	5	44
令和6年度	53	10	500	70	160	236	448	178	4	5	44
令和7年度	55	10	495	70	160	230	443	178	4	5	44
令和8年度	91	10	525	70	160	259	472	178	4	5	44
令和9年度	97	10	531	70	160	265	478	178	4	5	44
令和10年度	107	10	531	70	160	265	478	178	4	5	44
令和11年度	77	10	502	70	160	239	449	178	4	5	44
令和12年度	81	10	508	70	160	245	455	178	4	5	44
令和13年度	89	10	502	70	160	239	449	178	4	5	44
令和14年度	109	10	514	70	160	251	461	178	4	5	44
令和15年度	84	10	502	70	160	239	449	178	4	5	44
令和16年度	88	10	496	70	160	234	443	178	4	5	44
令和17年度	81	10	502	70	160	239	449	178	4	5	44
令和18年度	60	10	468	70	160	206	415	178	4	5	44
令和19年度	54	10	462	70	160	200	409	178	4	5	44
令和20年度	56	10	456	70	160	194	404	178	4	5	44
令和21年度	58	10	428	70	160	175	375	178	4	5	44
令和22年度	34	9	397	66	151	157	348	168	4	5	41
令和23年度	33	9	381	65	147	147	333	163	4	4	40
令和24年度	37	10	408	73	165	147	353	183	4	5	45
令和25年度	35	10	390	69	157	141	339	175	4	5	43
令和26年度	41	10	400	70	160	147	347	178	4	5	44
令和27年度	38	10	400	70	160	147	347	178	4	5	44
令和28年度	30	9	370	65	147	135	321	163	4	4	40
令和29年度	37	10	394	70	160	141	342	178	4	5	44
令和30年度	42	10	406	70	160	153	353	178	4	5	44
令和31年度	26	8	359	60	135	141	314	150	4	4	37
令和32年度	42	10	400	70	160	147	347	178	4	5	44
令和33年度	38	10	388	70	160	135	336	178	4	5	44
令和34年度	50	10	406	70	160	153	353	178	4	5	44
令和35年度	22	7	306	51	115	117	268	128	3	3	31
令和36年度	34	10	377	70	160	123	324	178	4	5	44
令和37年度	42	10	388	70	160	135	336	178	4	5	44
令和38年度	34	10	383	70	160	129	330	178	4	5	44
令和39年度	39	10	388	70	160	135	336	178	4	5	44
令和40年度	41	10	383	70	160	129	330	178	4	5	44
令和41年度	21	7	292	48	109	112	256	121	3	3	30
令和42年度	19	6	281	45	102	112	247	113	3	3	28
令和43年度	22	7	306	52	119	112	267	132	3	4	32
令和44年度	24	8	326	57	129	117	284	143	3	4	35
令和45年度	17	6	262	41	92	106	231	103	2	3	25
令和46年度	13	4	221	30	68	100	199	76	2	2	19
令和47年度	7	2	174	16	35	100	162	39	1	1	10
令和48年度	12	4	217	27	61	106	196	68	2	2	17
令和49年度	10	3	197	23	51	100	180	57	1	2	14
令和50年度	17	6	261	41	92	106	231	102	2	3	25
合計	2,153	407	18,265	2,868	6,516	7,656	16,117	7,236	172	198	1,779

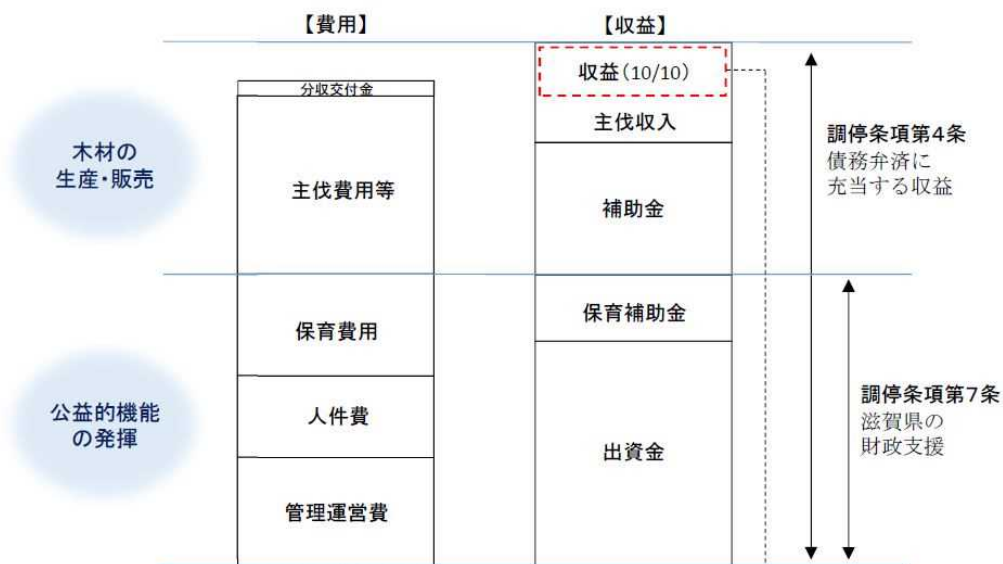
長期経営計画はその名のとおり「長期」の計画であって、その過程で木材需要の高まり、市場価格の変動、排出権取引（Jクレジット）の活発化、林業従事者の増加による作業許容量の増大といったポジティブな変化が生じる可能性は否定できない。しかしながら、過去に特定調停が行われ、既に1,000億円近い債務免除が行われた経緯を踏まえると、楽観的な見積もりは損害を更に拡大させる懸念がある。よって、楽観的要素を排除した現実的な返済計画が策定されるべきである。

(3) 償還財源について

【事実】

償還財源の計算過程は【図表 1】に示したとおりである。

【(再掲) 図表 1 造林公社における償還原資の発生過程】



(出所：琵琶湖環境部森林政策課（2021）一般社団法人滋賀県造林公社の経営改善の取組等について)

調停条項には以下のとおり記載されており、出資金から生じた収益（【図表 1】にいう 1 階部分から生じた収益）についても償還財源に充当可能と解釈できるものの、実際の運用上は【図表 1】にいう 2 階部分、すなわち伐採から生じた収益のみを償還財源としている。

これは出資金が造林公社の持つ公益的機能を持続的に発揮するために行われる財政的支援であり、そこから余剰金が発生することを想定していないという考え方に基づく措置である。

【滋賀県造林公社 調停条項第 4 条 2 項（旧びわ湖造林公社の場合は第 4 条 3 項）から抜粋】

「申立人が行っている分収造林事業等によって平成 27 年度ないし分収造林事業が終了する年度までの各事業年度において収益（主伐収入、間伐収入、補助金収入及び受託事業収入等の収入から、造林事業費、付帯事業費、管理費、分収交付金、分収に係る調査費及び受託事業費等の支出を控除したものをいう。以下、単に「収益」という。）が生じたときに、当該収益額の 97.137112 パーセントを、当該収益

が生じた事業年度の終了の日の翌日から3ヶ月以内に支払う。」

他方、【図表1】にいう1階部分は造林公社の運営資金として利用されているが、出資金の一部が予算要求どおりに費消されずに余剰金が生じているため、下記のとおり造林公社の現金預金が年々増加している。造林公社としては、当該余剰金を業務委託料の支払資金、林道整備等を行う際の手付金等に充当したい考えである。

【造林公社における現金預金の推移】

(単位：千円)

平成21年度	2,407	平成28年度	177,720
平成22年度	143,226	平成29年度	177,436
平成23年度	42,518	平成30年度	219,560
平成24年度	79,116	令和元年度	183,254
平成25年度	43,373	令和2年度	201,759
平成26年度	83,379	令和3年度	230,263
平成27年度	77,976	令和4年度	241,224

(出所：造林公社の公表財務諸表から抜粋)

出資金から余剰金が生じるのは、ひとことで言えば「予算に基づく概算額が支払われているから」ということに尽きるが、主な要因は以下のとおりである。

- 予算編成は造林公社の積算額に基づいて要求されている。また、出資金の主な内訳は、造林公社管理費（人件費含む）と保育事業費である。
- 造林公社管理費のうち人件費（扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等）については、人事異動による組織体制の変化、業務量の変化によって予算編成額との間に差異が発生する。
- 保育事業費については、保育間伐や病虫害防除が主となるものの、事業の実施可否については予算編成後に現場の森林状況を鑑みて判断されているため、計画どおりに事業が実施できない場合には余剰が生じる。

【意見】

- ①（意見22）償還財源における出資金の額を実費精算とすることについて

県からの出資金に余剰が生じている。出資金の本来の趣旨は、造林公社の公益的機能の重要性を鑑み、これを持続させるために行われる財政的支援であるから、当該支援は造林公社の公益的機能を保持する目的の範囲内で行われるべきである。出資金から余剰が発生し、造林公社の運転資金を構成するという現状は好ましくない。

そのため、出資金は造林公社で生じた実際の管理経費等の支出額に沿って会計年度末以降に実費精算するか、又は年初に概算払いし、会計年度末以降に差額精算を行うべきである。

② (意見 23) 既に出資金から生じた余剰金を特定資産化することについて

既に生じた余剰金の取扱いについては、特定調停において特段の規程は置かれていないことから、返還義務のない余剰金ということになる。

現状では出資金部分から生じた余剰金は償還原資とはされていないものの、調停条項からすれば、これを償還原資とする解釈も可能である。そのため、現状を放置すると、余剰金が償還財源に充当される可能性もある。償還財源が出資金部分から生じるということは、県が造林公社に対して行った財政的支援が県に還流されているということであり、県自ら弁済を行う形となってしまう。

従って、既に生じた余剰金の取扱いについては、県への返還を行うか、もしくは特定資産（特定の目的のために用途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産）として、造林公社の運転資金にのみ利用することを担保すべきである。

【「林業公社会計基準」注解 6 から抜粋】

「前項以外に公社が特定の目的のために預金、有価証券等を有する場合には、当該資産の保有目的を示す独立の科目をもって、貸借対照表上、特定資産の区分に記載することができる。」

(4) 造林公社が抱える多額の含み損について

【事実】

造林公社のホームページでは、年度別の財務諸表が公開されている。これを見ると、造林公社が保有する資産のうち、分収造林森林勘定（森林資産）が資産の大半を占めていることが分かる。

分収造林森林勘定は、分収契約に基づいて行われた造林、育林、その他の費用を集計した勘定であり、造林公社が行った森林への投資累積額を表している。これらの森林を伐採して売却した時、売却額が投資額を上回れば利益となるし、その逆は損失である。

令和 4 年度末における貸借対照表は以下のとおりで、正味財産が僅かしか残されておらず、債務超過が懸念される。但し、【図表 1】で示したとおり、造林公社には県からの財政支援名目の出資金が支給されているため、運営資金部分からは多額の損失は発生しないことが想定されている。つまり、森林を伐採して収益が得られるのであれば正味財産は減少しないし、その逆であれば正味財産が減少し、債務超過に至るということである。

【造林公社の令和4年度 貸借対照表を要約】

(単位:百万円)

借方	金額	貸方	金額
流動資産	305	流動負債	29
特定資産	206	社員借入金	18,494
分収造林森林勘定	77,808	分収造林事業損失引当金	59,643
・・・		・・・	
・・・		正味財産	120
資産合計	78,416	負債・正味財産合計	78,416

(出所:造林公社の公表財務諸表から抜粋)

造林公社にとって分収造林森林勘定は非常に重要な資産であるものの、上記の貸借対照表価額は過去からの支出累計額として測定されており、現在の市場における売却額を示していない。つまり、「これまでいくら使ったか」という数値に過ぎず、「今売るといくらになるか」という数値にはなっていない。そのため、上記貸借対照表価額は現在の市場価格とかけ離れた数値となる懸念がある。

そこで、現在の木材市場価格を基に、分収造林森林勘定がどの程度の売却価値を持つのかが、参考情報として開示(注記)されている。

【森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額】

(単位:百万円)

森林資産	貸借対照表価額				回収能力 見込額
	前期末 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	
標準伐期齢未満	21,211	3	2,242	18,972	18,972
標準伐期齢以上	57,685	2,016	865	58,836	5,032
計	78,896	2,019	3,107	77,808	24,004

(出所:造林公社の令和4年度 注記情報から抜粋)

【分収造林事業損失引当金の推移】

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
令和2年度	63,499	9	1,284	62,224
令和3年度	62,224	11	1,568	60,667
令和4年度	60,667	12	1,037	59,643

(出所:造林公社の令和4年度 注記情報から抜粋)

※上記の注記情報は、造林公社が従う「林業公社会計基準」に基づいて、造林より40年以上が経過した立木の現在価値評価を行うものである。造林より40年未満の立木は原価評価、40年以上の立木は販売時価に基づく評価を行っている。

これらの数値から読み取れるのは、以下の情報である。

A) 分収造林森林勘定が多額の含み損を抱えている。

造林より40年以上が経過した立木（標準伐期齢以上）の評価額は、立木原価の1/10以下となっており、多額の含み損を抱えている（5,032百万円－58,836百万円＝△53,804百万円）。この含み損は過去からの損失が累積した結果であり、平成19年から平成23年にかけて行われた特定調停のきっかけともなった損失である。

標準伐期齢未満の立木については、原価評価であることから含み損の多寡については不明であるが、標準伐期齢以上の立木に多額の含み損が含まれていることを踏まえれば、こちらにも多額の含み損が存在していると見るべきである。

B) 事業損失引当金は設定されているものの、新たに積み上げる余力はない。

他方、この損失を手当する目的で分収造林事業損失引当金が設定されている。引当金とは、将来予見される損失の発生に備えて設定されるもので、含み損に対する「防波堤」と表現することができる。会計的にいえば、仮に立木の伐採と販売によって損失が100発生した場合、予め設定された引当金100が取り崩され、損失と同額の取崩益が相殺し合うことによって、正味財産に負の影響を及ぼすことがないという仕組みになっている。

但し、引当金の大半は特定調停時の債務免除益を原資に設定されたものであり、その後はごく僅かな額の引当金が積上げられるのみである。つまり、特定調停後の造林公社には引当金の積み上げ余力はなく、現状の引当金を使い切れば損失を手当する手段はなくなってしまい、債務超過リスクが顕在化するということである。

令和4年度末における事業損失引当金の内訳は以下のとおりである。引当金は不採算林と採算林別に設定されており、不採算林は森林保有者への返地を進めていることから、返地までの投資額がすべて損失になるとみて全額引当、採算林は一部引当となっている。

採算林は不採算林に比べて潤沢な引当額が残されているように見えるが、必ず

しもそうではなく、以下の点に留意が必要である。

※採算林、不採算林・・・造林公社が管轄する事業地毎に、市場木材価格から伐木・搬出経費、運搬経費を差し引いて収益算定した結果、「分収後の収益＋補助金－今後の管理運営経費」がプラスとなったものを採算林、マイナスとなったものを不採算林としている。

【分収造林事業損失引当金の内訳】

(単位：百万円)

	種別	分収造林森林勘定	事業損失引当金
滋賀県造林公社	不採算林	7,783	7,783
	採算林	70,025	51,860
合計		77,808	59,643

(出所：造林公社の令和4年度 注記情報から抜粋)

C) 不採算林に設定された引当額はあくまでも見積もりに過ぎないため、想定外の損失が発生した場合には引当不足となり、損失が発生することになる。

D) 採算林に設定された引当額は、分収契約期間を80年に延長して、4度の段階的な伐採をすることを前提としているため、契約が延長できない事業地については返地（この場合は資産額の全額が損失となる）、又は一部伐採して返地となるため、引当不足となって損失が発生することになる。

以上のA)～D)を踏まえると、伐採による損失が事業損失引当金の設定範囲内に止まり続けるとは考え難く、貸借対照表上の正味財産の金額を踏まえれば、将来的な債務超過の危険性は非常に高いと言わざるを得ない。

【意見】

(意見24) 造林公社が抱える多額の含み損について

分収契約による森林資産のうち、採算林の伐採によって損失が生じれば、正味財産が棄損されて債務超過となる懸念がある。

仮に債務超過になったとしても、造林公社に対して拠出される出資金（運営費見合いの助成金）があるため、造林公社の存続自体は可能である。債務超過は財務諸表上の問題であり、造林公社の存続に関わるキャッシュ・フロー上の問題ではないと説明することも可能であろう。

あるいは、現行の財務諸表には反映されていない森林の公益的機能（二酸化炭素吸収機能、水質浄化機能等）には高い価値が認められるため、仮に債務超過になっ

たにしても、造林公社を存続させる意義は高いと説明することもできるであろう。

しかし、会計的な観点からすれば、債務超過は当該事業の持続可能性が失われていることを示唆する事象である。また、前提知識を持たない県民を想定すれば、過去に特定調停を行った造林公社が再び債務超過に陥ったとなれば、その実態が十分に理解されないまま、センセーショナルに捉えられる危険性もある。

そのため、造林公社の債務超過について県がどのように捉えるのか、またどのように情報開示を行っていくのか、その方針の検討を行うべきである。

【16】 林野関係公共事業：補助公共事業（補助林道事業）

（単位：千円）

所管課	森林保全課		
事業目的	効果的な林業経営、森林の適正な管理、山村の生活環境の整備、地域産業の復興を図るため林道を開設する。また、危険箇所での点検を行うとともに自動車が安全に走行できるよう、その局所的構造の質的構造を図るため、林道を改良する。		
事業概要	林道は、多面的機能を有する森林の適正な整備および保全を図り、効果的かつ安定的な森林経営を確立するために必要不可欠な施設である。森林の適正な整備を推進するため、地域の特性に応じた造林、保育、伐採の計画的な推進、これらの森林の施業を効率的に行うための林業の整備等の必要な施策を講じる。		
条例・要綱等	森林法、森林・林業基本法、森林環境保全整備事業実施要領、農山漁村地域整備交付金実施要領、滋賀県森林・林業関係補助金交付要綱、滋賀県補助林道事業実施要領		
県単事業／補助事業	補助事業	主な財源	国庫支出金
支出先	川上建設株式会社、株式会社山田建設等	支出形態	補助金、工事請負費、委託料
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
124,495	124,446	155,906 (令和3年度からの繰越分含む)	

（出所：県から入手）

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

周辺自治体や森林組合からの要望に応じて、森林基幹道、森林管理道の開設及び改良、点検・保全整備の実施を行っている。開設された森林基幹道等は、開設を要望した周辺自治体や森林組合へ引き渡され、周辺自治体や森林組合が管理保守を行うこととなる。事業の種類としては、県が直接事業を実施する県営事業と、周辺自治体や森林組合が事業を実施し、県が補助金を交付する補助営事業に分けられる。

【事業のイメージ】

補助公共事業（補助林道事業）が対象とする「林道」は、次の「林道」と「林業専用道」の二つである。

林道	森林施業の実施に必要な路網の骨格となり、一部は一般車にも利用される道。
林業専用道	主に森林施業に利用し、10 トン積トラック等の走行を考慮した道。

また、林道は「森林基幹道」と「森林管理道」という二つにも分けられ、森林基幹道は林道の本線、森林管理道は森林基幹道の支線となっている。

林道	森林基幹道：林道の本線
	森林管理道：森林基幹道の支線

【林道及び林業専用道について】

林道(効率的な森林の整備や地域産業の振興等を図る道)

- ▶主に森林施業を行うために利用(不特定多数の者も利用可能)
- ▶路網の根幹となる幹線やそれを補完する支線等の道
- ▶森林整備の基盤はもとより生活環境の改善、災害時の代替路などにも寄与



林業専用道(主として間伐や造林等の森林施業の用に供する林道)

- ▶森林施業を行うために利用(特定の者の利用を想定)
- ▶10t積トラックや林業用車両の走行を想定
- ▶木材等の安全・円滑な運搬(大型ホイールフォワード等)が可能な規格・構造を有する丈夫な道



【補助公共事業（補助林道事業）内、山村強靱化林道整備事業で行う事業の例】

山村強靱化林道の開設・改良

林道規程に定める幹線

- 公道等に接続している林道であって、地域の森林において路網の根幹となる役割を担う林道

豪雨等への強靱化対策

- 災害が激甚化・頻発化する中で、持続的な森林経営の実現に向けて、公的主体が作成する地域防災計画等において代替路と位置付けられる林道の開設・改良等を支援



強靱で災害に強く、木材の効率的輸送が可能な幹線林道の開設・改良



例：排水施設と擁壁工の設置



例：擁壁工の設置

【補助公共事業（補助林道事業）内、農山漁村地域整備交付金の対象となる事業の例】

林道点検診断・保全整備事業

■ 既設的林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修及び更新等を支援します。

主な支援対象者 都道府県・市町村・森林組合

支援対象作業 【点検診断】 既設林道の橋梁、トンネル等を対象に健全性や耐震性に係る点検診断
【保全整備】 点検診断等の結果に基づき、測量・設計施設の補修・更新等

支援の条件 個別施設計画を策定するための点検診断
個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修及び更新等

架設後、長期間経過した橋梁について、老朽化が激しい



更新前(イメージ)

個別施設計画を策定し、補修・更新を実施



更新後(イメージ)

(出所：林野庁「森林整備事業のあらまし 令和5年（2023）度版」から抜粋)

過去 10 年間（平成 25 年から令和 4 年）に実施した開設事業は下表のとおり。
 森林基幹道は 2 路線のみ（横山岳線、上丹生柏原線。県営事業）であり、森林管理道も 2 ないし 1 路線のみである（上の平線、大吉寺線。補助営事業）。

年度	平成 25 年		平成 26 年から令和 4 年	
	路線数	路線名	路線数	路線名
森林基幹道	2	横山岳線 上丹生柏原線	2	横山岳線 上丹生柏原線
森林管理道	2	上の平線 大吉寺線	1	大吉寺線

（出所：県への質問回答から作成）

以下、事業の決算額である。

【令和 4 年度通常分】

事業内訳		決算額
県営事業	森林基幹道（開設）	28,968 千円
補助営事業	森林管理道（開設）	22,120 千円
	森林管理道（改良）	440 千円
	点検・保全整備	2,756 千円

【令和 3 年度からの繰越分】

事業内訳		決算額
県営事業	森林基幹道（開設）	90,301 千円
補助営事業	森林管理道（改良）	5,000 千円
	点検・保全整備	6,320 千円

【令和 5 年度への繰越分】

事業内訳		決算額
県営事業	森林基幹道（開設）	49,460 千円
補助営事業	森林管理道（改良）	8,850 千円
	点検・保全整備	11,845 千円

（出所：事務事業の執行状況調から抜粋）

(2) 事業目標

「地震防災緊急事業5箇年計画」から、集落関連林道の整備延長を事業目標として設定している。

項目		令和3年度	令和4年度
集落関連林道の整備延長（令和7年度26.4km目標）	目標値	25.4km	25.5km
	実績値	25.4km	25.5km

（出所：事務事業の執行状況調から抜粋）

上記の他、「湖北地域森林計画」、「湖南地域森林計画」にて林道の開設又は拡張に関する計画を立て、計画期間内に開設又は拡張する可能性のある路線名、延長、面積を挙げている。

ただし、上記計画にて上げた路線は事業の実施可能性のある路線を挙げたのみであり、計画期間内に開設又は拡張すべき路線を挙げているわけではない。

2. 監査の結果及び意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【17】 林野関係公共事業：補助公共事業（補助治山事業）

（単位：千円）

所管課	森林保全課		
事業目的	森林法等に基づき、県土の保全、水源かん養、生活環境の保全等を図るため事業を実施する。		
事業概要	治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つで、安全で安心できる豊かなくらいの実現を図るうえで必要不可欠な事業である。周辺自治体の実施申請に基づき、復旧治山・予防治山等を行う。		
条例・要綱等	森林法、民有林補助治山事業実施要領、農山漁村地域整備交付金実施要領、滋賀県営治山事業実施規則		
県単事業／補助事業	補助事業	主な財源	国庫支出金、県債
支出先	有限会社コウヤマ、株式会社アース等	支出形態	工事請負費、委託料等
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
1,550,000	1,506,821	1,495,046 (令和3年度からの繰越分含む)	

（出所：県から入手）

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

令和4年度にて実施している主な事業とその内容は以下のとおり。

事業名	事業内容
補助治山事業	復旧治山事業
一山地治山総合対策事業	崩壊地、荒廃溪流等荒廃山地の復旧整備
	山地災害重点地域総合対策事業
	山地災害危険地区の密集地において、リモートセンシング技術等を活用した工事計画の策定から予防・復旧整備までを一体的に行う治山対策
	流木防止総合対策事業
	流木発生のおそれがある溪流の上流から下流までを一体として総合的に行う予防対策
	緊急予防治山事業
	被害が発生するおそれの大きい荒廃危険山地の崩壊等の予防対策
農林漁村地域整備交付金(森林基盤整備事業)	予防治山事業
	荒廃危険山地の崩壊等の予防等
	機能強化・老朽化対策事業
	山地災害を未然に防止し、生活環境基盤の整備に資するために行う、既存治山施設の機能強化

事業名	事業内容
業)	対策及び老朽化対策

(出所：県作成資料「治山事業の体系」を監査人が作成)

以下、特定事業職員費を含まない事業の決算額である。

【令和4年度通常分】

事業内訳	決算額
補助治山事業	263,508 千円
農林漁村地域整備交付金（森林基盤整備事業）	195,472 千円

【令和3年度からの繰越分】

事業内訳	決算額
補助治山事業	701,041 千円
農林漁村地域整備交付金（森林基盤整備事業）	265,139 千円

【令和5年度への繰越分】

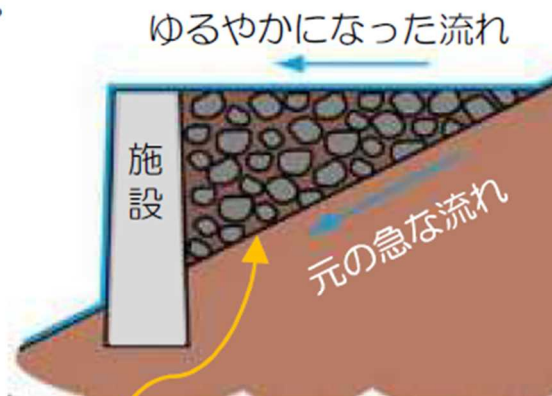
事業内訳	決算額
補助治山事業	627,013 千円
農林漁村地域整備交付金（森林基盤整備事業）	279,664 千円

(出所：事務事業の執行状況調から抜粋)

【事業のイメージ】

治山ダム工（溪間工）

治山ダム工等の施設の設置により、溪岸・溪床の侵食防止や山脚の固定等を図り、森林の生育基盤を確保します。また、流木を捕捉する治山ダム工の設置も推進しています。



溪流を横から見た図↑

土砂が堆積し安定化

山腹工

山腹斜面の安定を目的とする土留工等の施設と植生を回復するための植栽工等を崩壊等の特性に応じて配置し、森林を再生します。



被災直後の様子



山腹工施工直後の様子

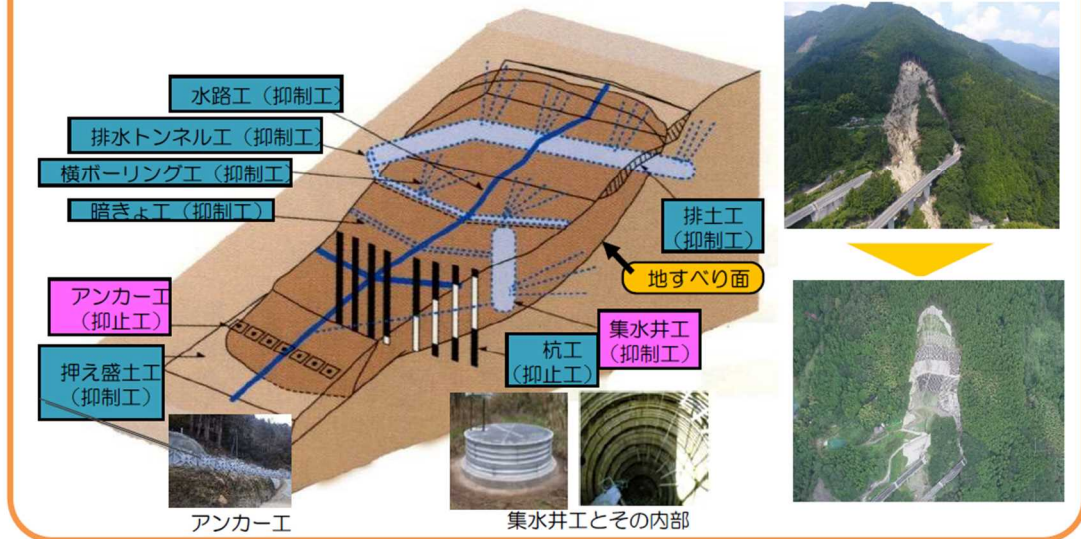


山腹工施工後約2年後の様子

地すべり防止工

地すべりの発生地及びその恐れの高い箇所において、排水工や杭打工などを実施し、地すべりによる被害の防止や軽減を図ります。

地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図ります。



(出所：林野庁「治山のしおり—国土強靱化に向けて—」から抜粋)

(2) 事業目標

県における事業目標については、林野庁公表の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における中期目標に対応した指標を採用している。

項目		令和3年度	令和4年度
山地災害危険地区の内、崩壊土砂流出危険地区で危険度Aの地区における着手率（令和7年度80%目標）	目標値	75%	75%
	実績値	74.4%	73.8%

(出所：事務事業の執行状況調から抜粋)

周辺自治体からの事業実施要望または自然災害の復旧事業による地区調査の際に、新たに危険地Aと判断されることがある。よって、令和3年度から令和4年度について実績値が減少している。

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見25) 使用するソフトウェアの定期的な相見積もりについて

【事実】

毎年、治山工事のための費用積算ソフトウェアに係るライセンス更新の契約を該

当企業のソフトウェアを用いているという理由で随意契約している。つまり、新しいソフトウェアを導入する際の相見積もり時にしか、複数のソフトウェアの機能や価格（費用）の比較を行っておらず、あるソフトウェアの導入が決まれば、ソフトウェアを入れ替える必要があるときまでそのほかのソフトウェアと機能や価格（費用）の比較を行うことはない。

県がライセンス更新の契約を随意契約で行っている根拠となる法令は次のとおりである。

地方自治法施行令

第 167 条の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

第 2 項 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

当該法令により、ライセンス更新はその性質又は目的が競争入札に適さないものであるため、県は随意契約としている。

令和 5 年度において積算システムの入替えを行っているが、積算システムの変更理由は次のとおりであった。

- ① 対応するエクセルのバージョンが、県標準と旧システムとで異なる予定であったこと。
- ② データ容量やセキュリティの観点から、スタンドアローン型からサーバー型への移行を求められたこと。
- ③ 旧システムのベンダーに上記の課題（特にサーバー型への移行）について、改修が不可能であると回答を受けたこと。

新旧それぞれのシステムの導入時の費用と年間の運用に係る経費は次のとおりである。

【導入時の費用】

旧積算システム	新積算システム
平成 30 年度導入 2,196,720 円	なし

新システムはすでに耕地課において使用しているものを導入したため、サーバーや基本的なシステムの導入費用が発生せず、年間使用料のみとなっている。

【年間の運用に係る経費（ライセンス料を含む運用経費）】

旧積算システム	新積算システム
4,211,680 円	4,554,000 円

なお、ライセンス数（システムの利用人数）により、経費は変動する。
また、解約時の費用は発生しない契約となっている。

【意見】

ソフトウェア価格の経済性の観点より、他の市販のソフトウェアと相見積もりを取り、比較することは重要であると考え。しかし、新しいソフトウェアを導入する際の相見積もり時にしか、複数のソフトウェアの機能や価格（費用）の比較を行っていないため、市場により良いソフトウェアがあるのにもかかわらず、現状維持でそのソフトウェアを使い続けてしまう可能性があることが考えられる。また、仮にソフトウェアの入れ替えを行わないにしても、定期的な相見積もりを取ることで、相場価格を把握し、契約更新時の価格交渉の材料の一つとすることができる。使用するソフトウェア取得価格に対する相見積もりを定期的に入手すべきである。

(2) (結果5) 定期監査調書記載数値の集計誤りについて

【事実】

県では監査委員が定期監査を実施する際、受検各部局は定期監査調書として「事務事業の執行状況調」を作成し、監査委員に提出することとされている。治山事業において、定期監査調書内の「事務事業の執行状況調」の(1)項目等1補助治山事業には「(特定事業職員費含む)」と記載しているが、特定事業職員費は「令和4年公共節内訳(治山)」に記載のとおり、工事雑費と事務雑費内に含まれ、「補助治山事業費」内には含まれていない。

(様式第4の1号)

事務事業の執行状況調

1 事業番号	2 事務事業名(特別会計名)	3 事務事業の目的および目標								
10	治山事業 (補助治山事業費、単独治山事業費)	<p>目的 (補助治山事業費) 森林法等に基づき、県土の保全、水源かん養、生活環境の保全等を図るため事業を実施する。 (単独治山事業費) 既設の治山施設の維持管理のための事業、国庫補助治山事業実施に関連して行う事業、水源涵養機能の回復等を図るための森林整備、人家、公共施設等に直接被害を与える恐れがある荒廃林地の復旧等を補助事業で実施する。</p> <p>目標 山地災害危険地区整備を実施し山地災害から県民の生命・財産を保全する。</p>								
4 当該年度における事務事業の内容および実績										
(1) 項目等	(2) (左記(1)の)事務事業の概要等				(3) (左記(1)、(2)の)実績					
1 補助治山事業 (特定事業職員費含む)	(1) 令和4年度通常分 (単位:円)					(3) 令和5年度への繰越分				
	事業名	箇所	事業費	施工方法	施工箇所	事業名	箇所	事業費	施工方法	施工箇所
	治山事業費補助	6	263,508,689	県営	甲賀市三雲ほか	治山事業費補助	20	627,013,621	県営	大津市石山外畑西部地区ほか
	交付金事業	5	195,472,596	〃	大津市伊香立途中町ほか	交付金事業	7	279,664,053	〃	大津市石山外畑(赤谷林道)ほか
	計	11	458,981,285			計	27	907,006,000		
	(2) 令和3年度からの繰越分					令和4年度支出 1,425,161,845円 (うち国庫支出金 710,347,000円) (うち前年度から繰越額 966,180,560円) (翌年度への繰越額 907,006,000円) (不用額 657,155円)				
	事業名	箇所	事業費	施工方法	施工箇所	※特定事業職員費 47,710,000円(時間外経費含む)				
	治山事業費補助	23	701,041,240	県営	大津市外畑(県営林)ほか					
	交付金事業	9	265,139,320	〃	甲賀市杉谷(新田)ほか					
	計	32	966,180,560							

(出所:定期監査調書内「事務事業の執行状況調」から抜粋)

R4 補助治山(現年) 普通建設(補助)						
	決算額	分担金	国庫	諸収入	県債	一財
補助治山事業 県で行うもの						0
1326	38,241,300		224,831,655		206,513,870	-393,104,225
15	416,780,760		70,667,804,105,145		2,336,129	-70,667,389,660,514
22	3,959,225		671,311,546,888		3,426,325	-671,311,013,988
	458,981,285		71,339,340,483,688		212,276,324	-71,339,093,778,727
補助治山事業 事務雑費						
0802	10,000				5,408,239	-5,398,239
0803	10,000				5,408,239	-5,398,239
0902	1,000				540,823	-539,823
0903	117,090				63,325,078	-63,207,988
0904	264,740				143,177,737	-142,912,997
1199	1,720,750				930,622,850	-928,902,100
1202	57,120				30,891,865	-30,834,745
1203	153,000				82,746,067	-82,593,067
1327	240,700				130,176,329	-129,935,629
1328	0				0	0
1401	1,409,000				762,020,973	-760,611,973
1402	0				0	0
18	0				0	0
27	28,600				15,467,565	-15,438,965
03-12(時間外手当)	202,000				180,000	22,000
職員費	47,027,000				42,200,000	4,827,000
	51,241,000			0	2,212,165,765	-2,160,924,765
職員費除く	4,214,000				2,169,965,765	-2,165,751,765
補助治山事業 工事雑費						
8	0				0	0
1199	1,279,312				2,802,396,343	-2,801,117,031
1202	167,980				367,968,515	-367,800,535
1203	1,527,029				3,345,032,709	-3,343,505,680
1327	955,000				2,091,974,833	-2,091,019,833
1328	2,951,680				6,465,801,339	-6,462,849,659
14	28,499				62,428,472	-62,399,973
18	2,450,000				5,366,846,430	-5,364,396,430
27	120,500				263,961,222	-263,840,722
03-12(時間外手当)	481,000				430,000	51,000
職員費						0
	9,961,000			0	20,766,839,863	-20,756,878,863
合計	520,183,285	0	71,339,340,483,688	0	23,191,281,952	-71,362,011,582,355

(出所：森林保全課資料 令和4年公共節内訳(治山)から抜粋)

「森林保全課資料 令和4年公共節内訳(治山)」に円で囲った箇所が特定事業職員費 47,710,000円(時間外経費含む)である。

事務事業の執行状況調に記載されている「補助治山事業」は工事雑費と事務雑費が含まれない「補助治山事業費」である。

事務事業の執行状況調には「※特定事業職員費 47,710,000円(時間外経費含む)」と記載されているが、当該47,710,000円は事務雑費内の47,229,000円(上記

202,000 円と 47,027,000 円の合計金額) と工事雑費内の 481,000 円の合計値であり、令和 4 年度支出 1,425,161,845 円内に特定事業職員費 47,710,000 円は含まれていない。

【結果】

「事務事業の執行状況調」において「補助治山事業（特定事業職員費含む）」と記載されているが、実際には特定事業職員費が含まれる工事雑費や事務雑費は数値に含まれておらず、「特定事業職員費含む」は適切ではない記載となっている。

加えて、集計額が誤った金額となっていた原因としては、過去のどこかのタイミングで工事雑費や事務雑費が漏れてしまい、さらにそこから前年度踏襲で集計を行っており、今回も集計から漏れてしまっていたためである。そのため、集計を含めた文書作成の際には、単なる前年度踏襲とするのではなく、誤った更新がなされないよう、最大限、事務のエラーを防ぐことができる内部統制の仕組みの構築が求められる。

【18】 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業

(単位：千円)

所管課	自然環境保全課		
事業目的	侵略的外来水生植物の残存生育面積を低下させ、低密度状態を維持させることを目的としている。		
事業概要	外来生物法、琵琶湖保全再生法に基づき、特定外来生物であるオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ等について、巡回監視、駆除等を実施する。		
条例・要綱等	外来生物法、琵琶湖保全再生法		
県単事業／補助事業	県単事業および補助事業	主な財源	一般財源
支出先	琵琶湖外来水生植物対策協議会、(株)パスコ、(株)ラーゴ等	支出形態	委託料、補助金
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
176,166	186,166	166,159	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

本事業は、琵琶湖及び周辺水域に生育する特定外来生物に指定された侵略的外来水生植物のオオバナミズキンバイ、ナガエツルノゲイトウ、及びミズヒマワリ（以下、「外来水草」という。）を対象とするものである。令和2年度から、年度当初に機械駆除を必要とする程度に大きな規模の群落が、分散リスクの高い状態では存在していない「低密度状態」を維持するとともに、新規拡大を防ぐ等、予防的な保全を目指して諸対策を実施している。

本事業は、県、関係市、関係団体等にて構成されている琵琶湖外来水生植物対策協議会において、補助金・交付金を利用し実施する協議会事業と、県直営事業に分かれており、それぞれで実施される事業は以下のとおりである。

(単位：千円)

	協議会事業	県直営事業
実施内容	4月：県から協議会へ侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業補助金を交付。協議会にて侵略的外来水生植物の巡回・監視・駆除等の対策業務を委託し、事業を実施。 8月：環境省交付金（生物多様性推進	8月：環境省交付金（生物多様性保全回復施設整備交付金）を利用し、琵琶湖国定公園外の河川等において、巡回・監視の実施、駆除困難地における遮光シートによる駆除を実

	協議会事業	県直営事業
	交付金) を利用し、協議会にて侵略的 外来水生植物の巡回・監視・駆除等の 対策業務を委託し、事業を実施。 10月：分布・生育状況調査の実施。	施。
委託業者に対する委託料	(株) パスコ：73,581 東洋建設(株)：19,226 (株) アズマ：17,478 (株) ラーゴ：21,018 滋賀県漁業協同組合連合会：16,158 建設技術研究所滋賀事務所：330 合計：147,791	(株) アズマ：18,251 (株) パスコ：8,263 (株) ラーゴ：3,483 合計：29,997

(出所：県から入手)



(ヨシ植栽地付近を覆うオオバナミズキンバイ (高島市新旭町))



(学生ボランティア団体と連携した駆除活動状況)

(2) 事業目標

外来水草は夏場に成長する前に、年度当初において繁茂面積を一定抑えておく必要がある。その目安として、年度当初に機械駆除を必要とする程度に大きな規模の群落が、分散リスクの高い状態では存在していない「低密度状態」の維持を目指す必要があり、以下の表のとおり、年度ごとに目標値が設定されている。

目標値は基本構想実施計画策定時に、前年度の実績、経年変化等を考慮し、4年度ごとに設定されている。実績値は、その年度の気候等によって生育面積が大きく左右されることがあるが、主な増加要因としては、大雨等により琵琶湖水位が上昇し、その影響で水面に浮かんだ植物断片が河川を遡上し、今まで侵入していなかった箇所に着していることや、台風等の強風で分散され、そこで定着することがあげられる。

(単位：千m²)

年度	基本構想実施計画（第1期）				基本構想実施計画（第2期）			
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
目標	50	42	39	38	34	33	32	31
実績	67	56	47	97	—	—	—	—

(出所：県による調査資料、基本構想実施計画から抜粋)

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見 26) 侵略的外来水生植物戦略的防除推進事業における事業目標について

【事実】

本事業の事業目標は、上記のとおり侵略的外来水生植物の生育面積を目標値として年度ごとに設定され、4年度おきに目標値の見直しを行っている。年度ごとの目標値は、見直しをする年度の直近の年度生育面積の状況を基に設定され、それ以降の各年度の生育面積が漸減するよう設定されている。例えば、見直しをする年度(令和4年度)の直近の実績値(令和3年度)が47千㎡であった場合は、目標値(令和5年度)はそれより低い34千㎡に設定され、以後は漸減している。

【意見】

目標値は、直近の外来水草の生育面積の実績値を基に設定されているため、その実績値によって設定される目標値が大きく左右されることになる。このように実績値によって左右される目標値では、事業が目指すべき外来水草の生育面積の目標値とならない可能性がある。そのため、まずは「琵琶湖および周辺水域での外来水草が低密度状態で維持されている」とは外来水草の生育面積がどの程度のものであるか、又は外来水草の生育面積が指標として望ましいかどうか、関連する研究及び調査の結果も考慮し、設定する必要がある。

また、年次目標が設定されているのは4年度先までとなっており、事業が最終的に目指すべき目標値が示されていない。短期的な目標値の設定のみでは、事業の達成状況を評価することができず、事業の課題を把握することが困難になってしまうことが懸念される。これらのことを踏まえ、事業が最終的に目指すべき目標値を中長期目標として設定すべきである。

加えて、短期的な目標についても、過去の目標値と実績値をみても、目標設定の考え方が明確になっていない。短期的に設定される目標値としては現実的に達成可能な目標を設定し、目標値と実績値の差異が生じた場合に、その原因がイレギュラーな事象によって生じたものであるか、設定した目標値が元々達成困難なものであったのかを把握し、事業が最終的に目指すべき目標値に実績値を近づけることができるようにすべきである。

なお、中長期目標は、短期目標と整合させる必要があり、最終的な中長期目標とすでに設定されている短期目標が整合しない場合は、合わせて短期目標も再検討する必要がある。

【19】 森林動物対策事業費：ニホンジカ対策事業

(単位：千円)

所管課	自然環境保全課		
事業目的	ニホンジカの個体群の安定的維持を図りつつ、農林水産被害や森林生態系被害の軽減を図る。		
事業概要	<p>【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業】 農林業被害軽減のため、市町（大津市ほか 13 市町）が実施するニホンジカの捕獲を支援するもの。</p> <p>【指定管理鳥獣捕獲等事業】 市町が実施する有害鳥獣捕獲等ではニホンジカの捕獲圧が十分にかからない奥山・高標高域において、県が調査、捕獲等を実施するもの。</p>		
条例・要綱等	鳥獣による農林水産業等に係る被害のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律		
県単事業／補助事業	湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業：補助事業 指定管理鳥獣捕獲等事業：県単事業	主な財源	琵琶湖森林づくり県民税
支出先	補助金：大津市ほか 13 市町 委託料：（一社）滋賀県猟友会、（株）BO-GA など	支出形態	補助金、委託料
令和 4 年度当初予算	令和 4 年度補正後予算	令和 4 年度決算	
139,180	147,679	147,564	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

以下の「湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施する。類似する事業に第二種特定鳥獣対策推進事業があるが、ニホンジカ対策事業は、主として琵琶湖森林づくり県民税（県費）を活用し、各市町へ補助を実施している。また、指定管理鳥獣捕獲等事業では環境省事業を活用し、市町が実施する有害鳥獣捕獲等ではニホンジカの捕獲圧が十分にかからない奥山・高標高域において県事業により捕獲等事業を実施している。

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業】

農林業被害軽減のため、市町（大津市ほか 13 市町）が実施するニホンジカの捕獲を支援することを目的として補助金の支給を行っている。

【指定管理鳥獣捕獲等事業】

市町が実施する有害鳥獣捕獲等ではニホンジカの捕獲圧が十分にかからない奥山・高標高域（比良山系、鈴鹿山系）において、県がシカの調査、捕獲等の実施を行っている。

【直近3年間（令和2年から令和4年）の歳出の内容】

令和2年度

区分	決算額	内容
委託料（指定管理鳥獣捕獲等事業）	5,206千円	令和2年度第1号指定管理鳥獣捕獲等捕獲業務（比良山系）
	4,532千円	令和2年度第2号指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務（御池岳）
	3,850千円	令和2年度第1号指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務（竜ヶ岳）
	4,466千円	令和2年度第3号指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲調査業務（長浜市）
	4,268千円	令和2年度ニホンジカ広域管理捕獲実施事業捕獲業務（霊仙山）
	993千円	令和2年度森林動物行動圏等調査事業（ニホンジカ生息状況）
補助金（湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業補助金）	114,500千円	

令和3年度

区分	決算額	内容
委託料（指定管理鳥獣捕獲等事業）	5,264千円	令和3年度第1号指定管理鳥獣捕獲等捕獲業務（比良山系）
	4,101千円	令和3年度第2号指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務（御池岳）
	3,080千円	令和3年度第1号指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務（竜ヶ岳）
	9,240千円	令和3年度第2号指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲調査業務（竜ヶ岳）
	997千円	令和3年度森林動物行動圏等調査

区分	決算額	内容
		事業（ニホンジカ生息状況）
補助金（湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業補助金）	115,076 千円	

令和4年度

区分	決算額	内容
委託料（指定管理鳥獣捕獲等事業）	6,570 千円	令和4年度第1号指定管理鳥獣捕獲等捕獲業務（比良山系）
	3,032 千円	令和4年度第1号指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務（竜ヶ岳）
	3,172 千円	令和4年度第2号指定管理鳥獣捕獲等事業調査業務（御池岳）
	8,569 千円	令和4年度第1号指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲調査業務（竜ヶ岳）
	995 千円	令和4年度森林動物行動圏等調査事業（ニホンジカ生息状況）
補助金（湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業補助金）	125,225 千円	

（出所：ニホンジカ対策事業 歳入歳出状況）

【シカによる被害状況の推移】

農政水産部がまとめる「野生獣による農作物被害」については、平成20年度までは主に農業共済対象作物を中心とした被害面積、被害量、被害金額の調査を行ってきたところであるが、平成21年度以降は、被害量が軽微であった作物も含めるなど広い範囲の作物を対象として、よりの確な被害状況の把握に努めることとして、被害集落に対するアンケートや聞き取りを行うなど、きめ細かな調査（市町）を行ったことにより平成21年度以降はそれ以前と比較して増加する結果となった。平成21年度以降の変化を被害金額の観点から見ると、令和4年度においてはピーク時である平成22年度比の5%にまで低下している。

【シカによる農業被害面積・被害金額の推移】

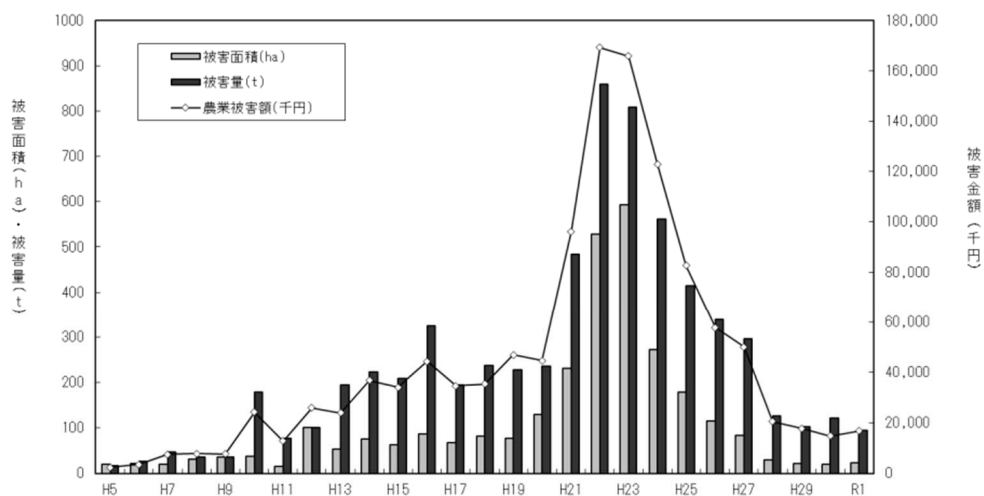


図 22 シカによる農業被害面積・被害金額の推移

※県内各市町による調査を農業経営課が集計したもの。

(H18 以前はそれぞれ 1 月から 12 月までの年集計、H19 より当年 4 月から翌年 3 月までの年度集計)

(出所：「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）」から抜粋)

【ニホンジカによる被害の写真】



写真1 水稲の食害



写真2 食害された大根

(出所：滋賀県「ニホンジカ農作物被害防止対策の手引き（事例集）
（平成18年3月発行）」から抜粋)



スギ人工林におけるシカの剥皮被害
(滋賀県多賀町)

(出所：林野庁「森林におけるシカ被害の概況」野生鳥獣による森林被害：林野庁
(maff.go.jp) から抜粋)

(2) 事業目標

【湖国の森林と自然を守るニホンジカ特別対策事業】

滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（計画期間 令和4年4月1日
から令和9年3月31日）にて、農林業被害の軽減、森林植生等の衰退防止および健

全な保体群安定的維持の達成を目的として、

- ① 農林業被害金額を令和元年度に対して、10%減少させる。
- ② 林業の剥皮被害面積を100ha以下にする。
- ③ 平成25年度の推定生息数を令和5年度までの、できるだけ早い時期に半減させる。

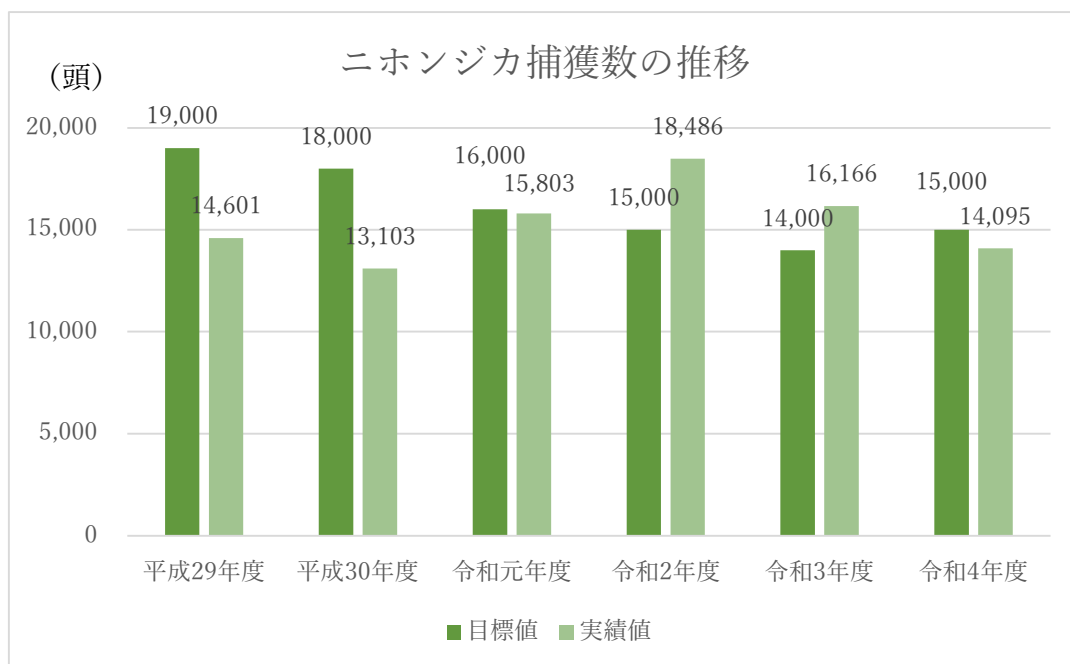
の3目標を設定している。当該目標を達成するために、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）において以下の年間捕獲目標頭数を設定している。

【個別指標】年間捕獲目標頭数

令和4年度 目標値：15,000頭 実績値：14,095頭 達成率94%

【資料】滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）

【ニホンジカ捕獲数の推移】



(出所：滋賀県「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」及び「ニホンジカ捕獲数の推移」をもとに監査人が作成)

【指定管理鳥獣捕獲等事業】

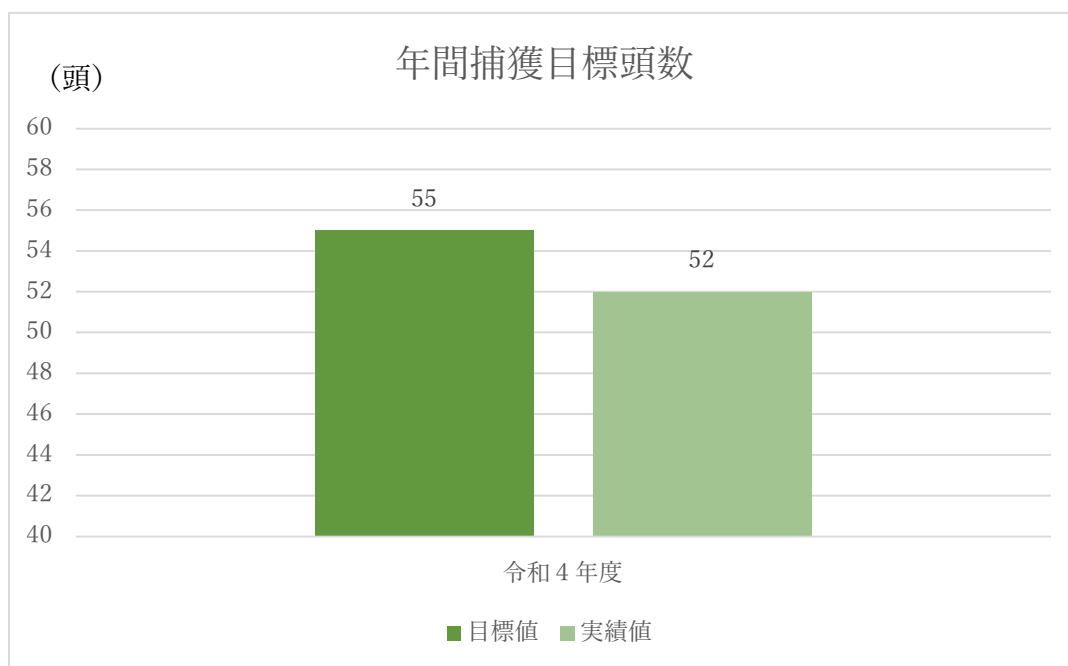
滋賀県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（毎年度作成がなされる）にて、高標高・奥山地域における、シカの被食による森林植生の回復を目指し、事業箇所ごとに捕獲目標を設定している。

【個別指標】年間捕獲目標頭数

令和4年度 目標値：55頭 実績値：52頭 達成率95%

【資料】滋賀県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

【シカの年間捕獲目標頭数】



(出所：滋賀県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画をもとに監査人が作成)

2. 監査の結果及び意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【20】 森林動物対策事業費：第二種特定鳥獣対策推進事業

(単位：千円)

所管課	自然環境保全課		
事業目的	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルおよびカワウの個体群の安定的維持を図りつつ、農林水産被害や森林生態系被害の軽減を図る。		
事業概要	<p>【鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業】 農林業被害軽減のため、市町（大津市ほか10市町）が実施する有害鳥獣捕獲（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等）を支援するもの。</p> <p>【森林動物行動圏等調査】 ニホンジカ等の野生動物について、行動圏、生息数等の調査を実施するもの。</p>		
条例・要綱等	鳥獣による農林水産業等に係る被害のための特別措置に関する法律		
県単事業／補助事業	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：補助事業 森林動物行動圏等調査：県単事業	主な財源	農林水産省
支出先	補助金：大津市ほか10市町 委託料：(株)野生動物保護管理事務所	支出形態	補助金、委託料
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
110,366	110,357	109,309	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

以下の「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」及び「森林動物行動圏等調査」を実施する。類似する事業にニホンジカ対策事業があるが、こちらは主に農林水産省からの交付金（国費）を用いて、補助等を行っているという点でニホンジカ対策事業と異なっている。

【鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業】

農林業被害権限のため、市町（大津市ほか10市町）が実施する有害鳥獣捕獲（ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等）の支援を目的として、補助金の支給を行っている。

【森林動物行動圏等調査】

ニホンジカ、イノシシ及びニホンザルの行動圏、生息数等の調査を行っている。

【直近3年間（令和2年から令和4年）の歳出の内容】

令和2年度

区分	決算額	内容
委託料（森林動物行動圏等調査等）	1,727 千円	令和2年度しがジビエ活用拡大解体技術者育成事業
	5,997 千円	令和2年度森林動物行動圏調査
	9,000 千円	令和2年度イノシシ広域捕獲実施事業
補助金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）	91,484 千円	

令和3年度

区分	決算額	内容
委託料（森林動物行動圏等調査等）	10,190 千円	令和3年度森林動物行動圏調査事業
補助金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）	95,059 千円	

令和4年度

区分	決算額	内容
委託料（森林動物行動圏等調査等）	1,991 千円	令和4年しがジビエ活用拡大解体技術者育成事業
	7,498 千円	令和4年度森林動物行動圏調査
補助金（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）	99,819 千円	

（出所：第二種特定鳥獣対策推進事業 歳入歳出状況から抜粋）

【シカによる被害状況の推移】

農政水産部がまとめる「野生獣による農作物被害」については、平成20年度までは主に農業共済対象作物を中心とした被害面積、被害量、被害金額の調査を行ってきたところであるが、平成21年度以降は、被害量が軽微であった作物も含めるなど広い範囲の作物を対象として、よりの確な被害状況の把握に努めることとして、被害集落に対するアンケートや聞き取りを行うなど、きめ細かな調査（市町）を行

ったことにより平成 21 年度以降はそれ以前と比較して増加する結果となった。平成 21 年度以降の変化を被害金額の観点から見ると、令和 4 年度においてはピーク時である平成 22 年度比の 5 %にまで低下している。

【シカによる農業被害面積・被害金額の推移】

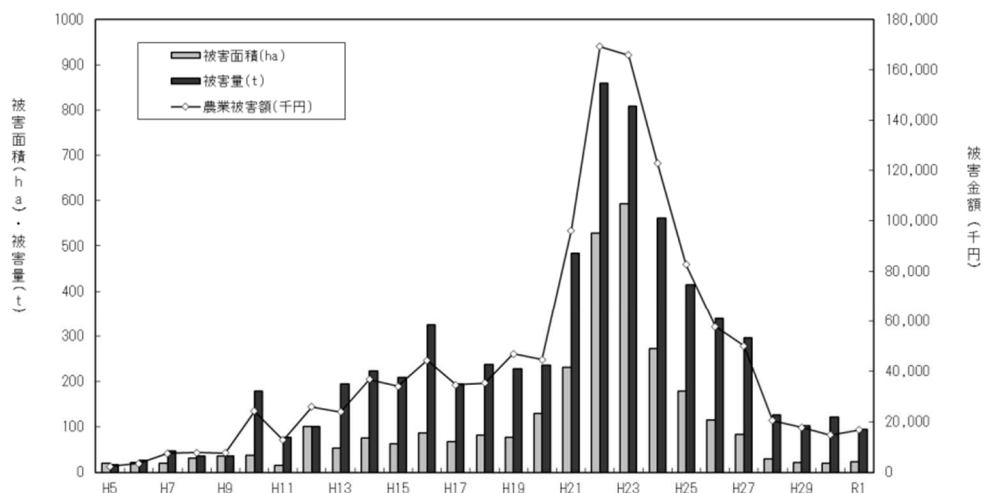


図 22 シカによる農業被害面積・被害金額の推移

※県内各市町による調査を農業経営課が集計したもの。

(H18 以前はそれぞれ 1 月から 12 月までの年集計、H19 より当年 4 月から翌年 3 月までの年度集計)

(出所：「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第 4 次）」から抜粋)

【ニホンジカによる被害の写真】



写真1 水稲の食害



写真2 食害された大根

(出所：滋賀県「ニホンジカ農作物被害防止対策の手引き（事例集）
（平成18年3月発行）」から抜粋)



スギ人工林におけるシカの剥皮被害
(滋賀県多賀町)

(出所：林野庁「森林におけるシカ被害の概況」野生鳥獣による森林被害：林野庁
(maff.go.jp) から抜粋)

【サルによる被害状況の推移】

県内 19 市町のうち群れが生息している市町は 11 である。平成 29 年度の調査によれば、群れ及び群れから離れた個体による被害を合わせて、12 市町から農作物被害が報告された。農作物被害面積は 2,739 h a、被害量は 224,503 k g、被害金額

は 25,550 千円に上った。農作物被害（金額）は高島市、長浜市、米原市、多賀町、日野町の順に多い。

被害は、出荷用作物だけではなく、自家消費用作物にも及んでいる。被害は農家の耕作意欲の減退に繋がり耕作放棄地の拡大も懸念されるが、さらには耕作放棄地がサルの隠れ家となり、移動経路や生息場所になるおそれもある。

また複数の市町で家屋の破損や人家内への侵入等も報告されており、住民の精神的苦痛も大きい。

県全体における農作物の被害面積、被害量、被害金額の推移を下記の図に示す。令和4年度における被害金額は、ピーク時である平成22年度比の15%にまで減少している。主な理由として、侵入防止柵の設置が進んだことや、捕獲や徹底した追い払いなど総合的な防除対策が実施されたことが考えられる。しかしながら、深刻な被害が発生している地域もある。

今後も、引き続き地域ぐるみでの総合的な防除を推進していく必要がある。

【サルによる農作物被害の推移】

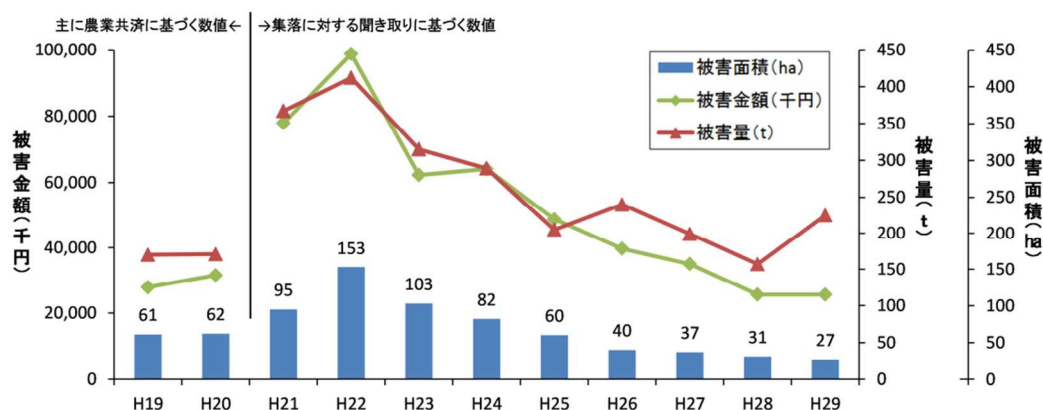


図3 サルによる農作物被害の推移

(出所：「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」から抜粋)

【サルによる被害の写真】



サルによる白菜の被害。

写真提供：山形県米沢市。

(出所：農林水産省「地域のチカラで野生鳥獣から田畑を、地域を守る」地域のチカラで野生鳥獣から田畑を、地域を守る：農林水産省 (maff.go.jp) から抜粋)

【イノシシによる被害状況の推移】

野生獣による農作物被害については、平成 20 年度までは主に農業共済対象作物を中心とした被害面積、被害量、被害金額の調査を行ってきた。平成 21 年度以降は、被害量が軽微であった作物も含めるなど広い範囲の作物を対象として、よりの確な被害状況の把握に努め、被害集落に対するアンケートや聞き取りを行うなど、きめ細かな調査(市町)を行ったことにより、平成 21 年度以降はそれ以前と比較して増加する結果となった。平成 21 年度以降の変化を見ると、平成 23 年度をピークに、その後は低下傾向を示し、近年は横ばい傾向にある。地域別に見ると、湖北地域では被害が減少傾向である。

主な野生獣による農作物被害面積は、平成 21 年度から平成 23 年度はニホンジカの被害が多かったが、その後はイノシシが最も多くなっている。農作物被害金額については平成 22 年度を除いてイノシシが最も多い状況が続いている。作物別では、水稻被害が最も多く、被害金額で約 95%を占めている。

また、イノシシによる農業被害は、直接的な被害だけでなく、畦畔の掘り起こしなどによる被害も生じている。

イノシシによる被害は農業被害が主であるが、タケノコ等の林産物を主体とする林業被害等も発生している。

【イノシシによる農作物被害面積・被害金額の推移（県全体）】

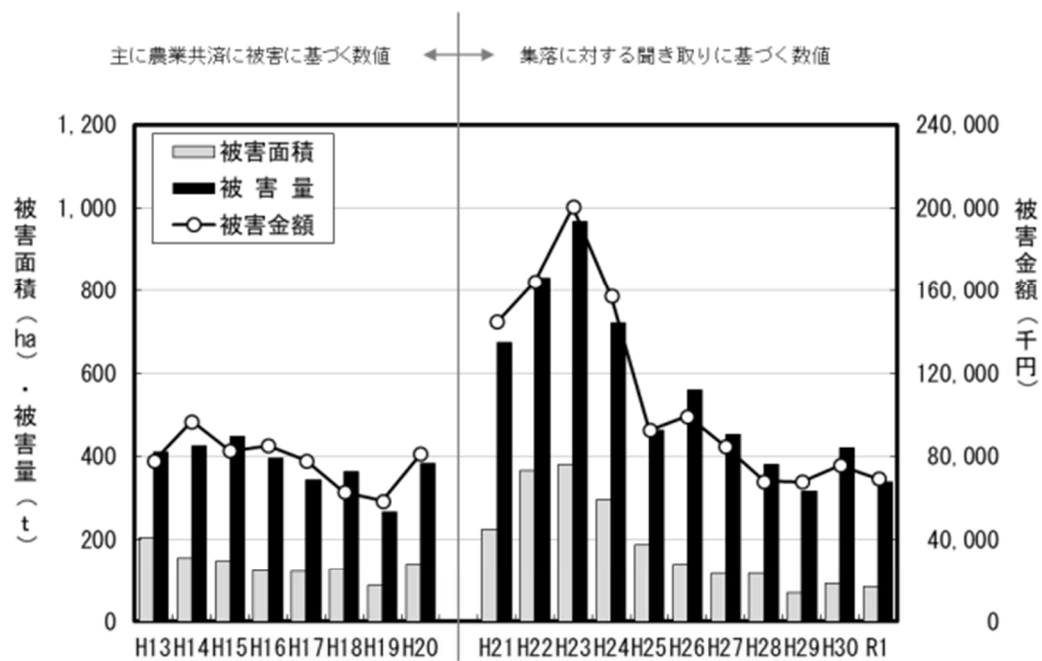


図 17 イノシシによる農作物被害面積・被害金額の推移（県全体）

県内各自治体調べ(滋賀県農業経営課集計)

(H18 以前 1 月～12 月の年集計、H19 以降 4 月～3 月の年度集計)

(出所：「滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）」から抜粋)

【イノシシによる被害の写真】



上：水田でのヌタ浴びの被害

下：大豆の踏みつけ及び食害

(出所：農林水産省「いま各地でおきている鳥獣被害を考える」
いま各地でおきている鳥獣被害を考える：農林水産省 (maff.go.jp) から抜粋)

(2) 事業目標

【鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業】

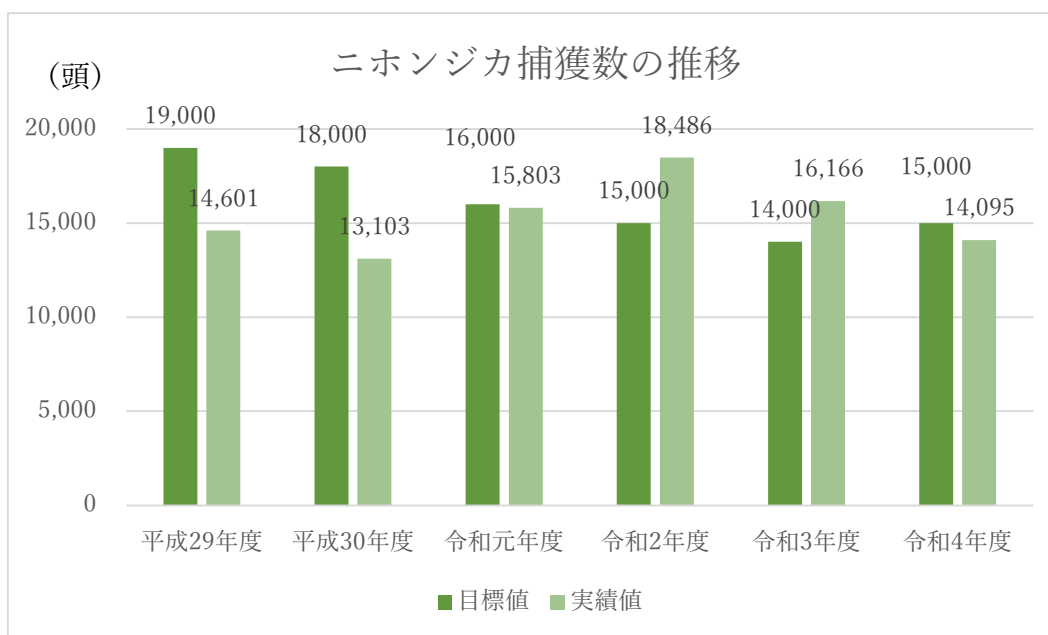
滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日）にて、農林業被害の軽減、森林植生等の衰退防止及び健全な保体群安定的維持の達成を目的として、

- ① 農林業被害金額を令和元年度に対して、10%減少させる。
- ② 林業の剥皮被害面積を100ha以下にする。
- ③ 平成25年度の推定生息数を令和5年度までの、できるだけ早い時期に半減させる。

を設定している。当該目標を達成するために、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）では以下の年間捕獲目標頭数を設定している。令和4年度の達成状況は以下のとおりである。

目標値：15,000頭 実績値：14,095頭 達成率94%

【ニホンジカ捕獲数の推移】



(出所：滋賀県「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」および「ニホンジカ捕獲数の推移」をもとに監査人が作成)

滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（計画期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日）にて、

- ① 農作物や生活環境への被害を減少させ、人とサルの軋轢を緩和する。
- ② 県内の地域個体群を保全する。

を長期的目標として設定している。

なお、指標の一つにサルの加害レベルがあり、当該加害レベルは県全体で以下のよう
に推移している。

第三次モニタリング調査（平成20年から平成23年）時：6.4

第四次モニタリング調査（平成27年から平成29年）時：6.4

第五次モニタリング調査（令和元年から令和4年）時：6.2

【「加害レベル」について】

サルは農作物被害や生活環境被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが
可能な動物である。そのため、生息状況や被害状況等に応じて対策を正しく選択する
とともに、個体群（分布、個体数管理）、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実
施することによって、被害を軽減させることができる。この観点から、出現回数のレ
ベル、被害発生頻度のレベル、サルの様子レベルの3つのレベルを用いた「加害レベ
ル」を指標の一つとして採用している。加害レベルの算出方法は次のとおりである。

加害レベル算出における各指標について	
◆ 出現回数のレベル 出現回数は、農地や人間の居住地域への群れの1日当たりの出現回数をもとに、10段階に区分して表す。	
1 2ヶ月に1回未満	6 7日に1回以上
2 2ヶ月に1回以上	7 5日に1回以上
3 1ヶ月に1回以上	8 3日に1回以上
4 20日に1回以上	9 2日に1回以上
5 10日に1回以上	10 1日に1回以上
◆ 被害発生頻度のレベル 被害発生頻度は、群れによる農作物被害の1日当たりの発生回数をもとに、10段階に区分して表す。	
1 6ヶ月に1回未満	6 12日に1回以上
2 6ヶ月に1回以上	7 7日に1回以上
3 3ヶ月に1回以上	8 4日に1回以上
4 50日に1回以上	9 2日に1回以上
5 20日に1回以上	10 1日に1回以上
◆ サルの様子レベル	
1 サルはいるが山からは出てこなかった場合	6 男性を見た時だけ逃げた場合
2 一部のサルだけが山から出てくる場合	7 追い払っても逃げなかった場合
3 人の姿が見えたらすぐに逃げ出した場合	8 人が近づくと威嚇した場合
4 人が近づいた時だけ逃げ出した場合	9 家の中にまで入ってきた場合
5 民家周辺まで近づいた場合	10 人身被害があった場合
◆ 加害レベル 出現回数のレベル、被害発生頻度のレベル、サルの様子の3つの指標を平均して算出する。	

（出所：「滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」から抜粋）

滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第3次）（計画期間 令和4年4月1日
から令和9年3月31日）にて、以下の目標が設定されている。

長期的目標：農業被害を減少させ、人とイノシシの軋轢を緩和する。

短期的目標：できるだけ速やかに農作物被害金額を令和元年度より 10%減少させる。また、目標達成後も農作物被害金額のさらなる減少を目指す。

短期的目標については令和2年度には達成がなされており、現状引き続き当該減少率の維持に努めている。

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見 27) ニホンジカに係る管理目標の設定について

【事実】

上記のとおり、滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（計画期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日）では以下のように管理の目的と管理の目標を設定している。

【管理の目的】

「農林業被害の軽減、森林植生等の衰退防止および健全な個体群の安定的維持」

【管理の目標】

- ・農作物被害金額を令和元年度に対して10%減少させる。
- ・林業の剥皮被害面積を100ha以下にする。
- ・平成25年度の推定生息数を令和5年度までの、できるだけ早い時期に半減させる。

管理の目的において森林植生等の衰退防止を挙げている一方で、管理の目標では森林植生に関する目標は設定されていない。

【意見】

ニホンジカの農作物被害は、被害金額で見ると、令和4年度においてはピーク時である平成22年度比の5%にまで低下している。その一方で、近年ニホンジカによる森林の下層植生の衰退が問題になっており、令和4年度調査では、前回の平成29年度調査と比較し、湖東地域と湖西地域では改善傾向が見られるものの、湖北地域では悪化の傾向が見られる。

よって、管理の目標の一つとして、県としていつまでにどの程度まで下層植生の回復を図るかといった目標の設定を検討すべきであり、下層植生の状況（森林植生の状況）に関する目標を琵琶湖森林づくり基本計画において定めるのみではなく（※琵琶湖森林づくり基本計画において定められている目標については下記を参照）、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に追加するかどうかの検討を行うべきである。

なお、例えば三重県の「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）（第5期）」では、管理の目標として「森林下層植生の衰退度が2以上の地点を30%以下にする」という目標が設定されている。

※「琵琶湖森林づくり基本計画における、衰退度についての目標」

目標:令和12年度までに、下層植生衰退度3以上の森林の割合を10%にすること。

衰退度3とは、県で実施している下層植生衰退度調査において、「無被害」及び「衰退度0」から「衰退度4」までの6段階に区分している被害程度のうち、半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌浸食が発生する衰退度である。

【シカによる農業被害面積・被害金額の推移】

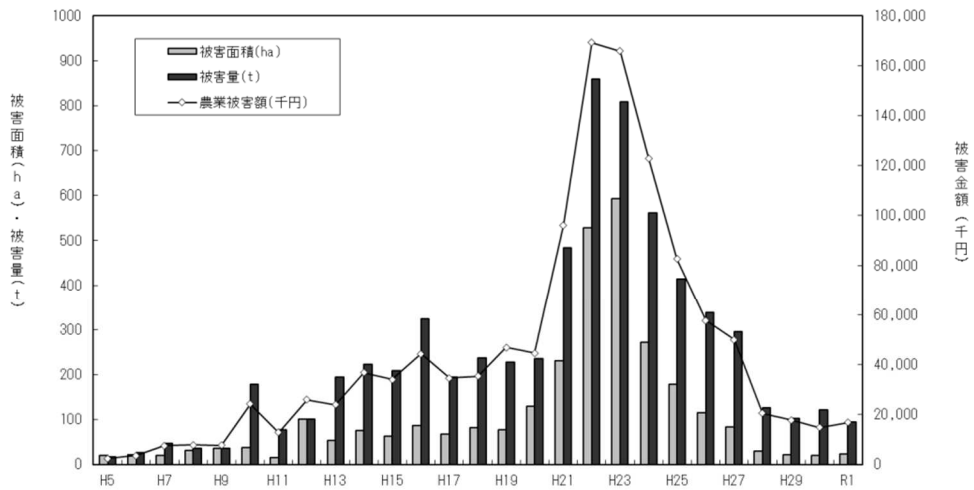


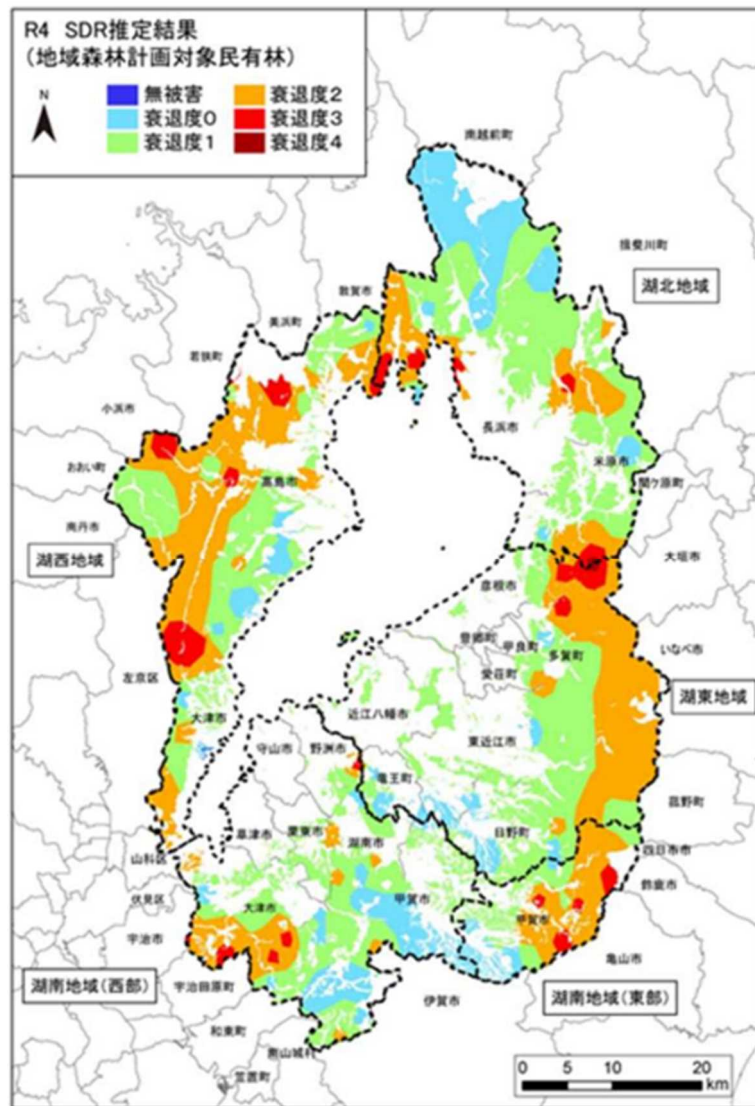
図 22 シカによる農業被害面積・被害金額の推移

※県内各市町による調査を農業経営課が集計したもの。

(H18以前はそれぞれ1月から12月までの年集計、H19より当年4月から翌年3月までの年度集計)

(出所:「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)」から抜粋)

【下層植生衰退度別の落葉広葉樹の推定分布（令和4年度）】



下層植生衰退度の区分

無被害：シカの食痕が全く確認されなかった林分

衰退度0：シカの食痕がある林分のうち、低木層の植被率が75.5%以上の林分

衰退度1：低木層の植被率75.5%未満38%以上のシカの食痕あり林分

衰退度2：低木層の植被率38%未満18%以上のシカの食痕あり林分

衰退度3：低木層の植被率18%未満9%以上のシカの食痕あり林分

衰退度4：低木層の植被率9%未満のシカの食痕あり林分

※低木層とは樹高1~3m植物の被覆度

(出所：「第140回滋賀県森林審議会 審議会資料」及び「滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）」から抜粋)

(2) (意見 28) ニホンザルに係る管理目標の設定について

【事実】

上記のとおり、滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）（計画期間：平成31年4月1日から平成36年3月31日）では以下のように管理の目標を設定している。

【管理の目標】

◇長期的目標

- ・農作物や生活環境への被害を減少させ、人とサルの軋轢を緩和する。
- ・県内の地域個体群を保全する。

また、令和5年12月時点で滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次・案）（計画期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日）では以下のように管理の目標が設定されている。

【管理の目標】

(1) 被害の防止・軽減

サルによる農作物被害はこれまでの計画期間において大きく減少したものの、依然として一定の規模の被害が生じている。また、複数の集落において家庭菜園への食害のほか、家屋の破損や人家内への侵入、人への威嚇等の生活環境被害が発生しており、人身被害の発生も危惧される。このため、これらの被害を防止・軽減させ、人間とサルの軋轢を緩和することを長期的な目標とする。

被害の軽減を図るに当たっては、個体群管理、被害防除対策及び生息環境管理を総合的に実施する。

また、ユニットごとに管理の方針を定めることで、計画的かつ効率的な管理を推進することにより、サルの加害レベルの低減を図る。具体的には、適切な群れの管理と地域主体の防除を組み合わせ、加害レベル5の群れをなくすこと、加害レベル4の群れを減らすこと及び県全体の群れの加害レベルを下げることを目指す。

(2) 個体群の保全

県内の個体群が、将来にわたり安定的に存続できるように、ユニットごとの計画的な管理により群れ分布の連続性に留意した個体群管理を実施し、個体群の遺伝的多様性を確保する。また、サルが農地や集落に依存することなく生息できるように、生息環境の保全及び整備を推進する。

【意見】

ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第4次）では定性的な目標の設定にとどまっております。有識者から定量的な目標の設定が望まれるとの指摘も受け、県はニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）において「適切な群れの管理と地域主体の防除を組み合わせ、加害レベル5の群れをなくすこと、加害レベル4の群れを減らすことおよび県全体の群れの加害レベルを下げる」というサルの加害レベルを使用した管理の目標を追加した。

しかし、「加害レベル4の群れを減らすことおよび県全体の群れの加害レベルを下げる」という目標設定には、どの程度にまでという観点がなく、ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）終了時に少しでも減少していればよい、とも目標を読むことができる。

そのため、加害レベル4の群れをどの程度にまで減らすのか（例えば、令和6年を基準として加害レベルの群れの数を半分にする等）、県全体の群れの加害レベルをどの程度まで下げるのか（例えば、県全体の群れの加害レベルを加害レベル2台まで下げる等）、といった具体的な目標の着地点をさらに追加するべきである。

【21】CO₂ネットゼロ社会づくり総合調整費：滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金事業

(単位：千円)

所管課	CO ₂ ネットゼロ推進課		
事業目的	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」および「滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」に基づき、地域の温室効果ガス排出量の削減等に関する各種施策を行い、2050年のCO ₂ ネットゼロ社会を目指し取組を推進する。		
事業概要	CO ₂ ネットゼロ社会づくり(滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例(令和4年滋賀県条例第7号)第2条第1項に規定するCO ₂ ネットゼロ社会づくりをいう。)に関する事業の円滑な推進を図るため、滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金を設置する。		
条例・要綱等	滋賀県CO ₂ ネットゼロ社会づくり推進基金条例		
県単事業／補助事業	県単事業	主な財源	一般財源
支出先	県庁内各事業所管部署	支出形態	基金の取崩し
令和4年度当初予算	令和4年度補正後予算	令和4年度決算	
1,500,455	1,500,422	1,500,422	

(出所：県から入手)

1. 事業の内容と目標

(1) 事業内容

次の①～③に資する事業のうち、新規・拡充といった追加的に必要となる経費に充当する。

① 各部門の省エネの取組を推進するための県独自施策

新規の取組や、既存の取組の拡充によって各部門における省エネに向けた取組を加速化する事業

(事業者や家庭に対する支援、行動変容に向けた取組、モデル地域の育成など)

② 将来のCO₂ネットゼロ社会を見据えた施策

新たな産業の創出や、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりなど、CO₂ネットゼロ社会づくりを加速化させる取組を推進

(新たな産業の創出、再生可能エネルギーの導入拡大など)

③ CO₂ネットゼロに向けた県庁率先行動

県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるための取組

(県庁施設の省エネルギー化、公用車の更新、再生可能エネルギーの導入など)

基金積立額 1,500百万円+基金運用利子 455千円 (令和4年度当初予算見積もり) (令和4年度から推進計画の中間見直しを行う令和7年度までの4年間を想定)
--

基金設定時における令和4年度から令和7年度までの4年間の基金利用想定は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①各部門の省エネの取組を推進するための県独自施策	152,526	156,250	156,250	156,250
②将来のCO ₂ ネットゼロ社会を見据えた施策	71,994	61,656	39,656	39,656
③CO ₂ ネットゼロに向けた県庁率先行動	24,094	54,506	81,258	208,511
計	248,614	272,412	277,164	404,417
4年間の合計	1,202,607			

(出所：CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金内訳表から抜粋)

また、令和4年度及び令和5年度の事業内容は以下のとおりである。

No	事業名	所属名	令和4年度当初基金充当額	令和4年度実績基金充当額	令和5年度当初基金充当額
1	事業所省エネ・再エネ等推進加速化事業	CO ₂ ネットゼロ推進課	39,729	2,259	59,213
2	中小企業振興資金貸付金 政策推進資金 (CO ₂ ネットゼロ推進枠)	中小企業支援課	7,431	817	7,431

No	事業名	所属名	令和4年度当初基金充当額	令和4年度実績基金充当額	令和5年度当初基金充当額
3	スマート・エコハウス普及促進事業	CO ₂ ネットゼロ推進課	13,780	—	—
4	企業の視点に立ったCO ₂ 削減取組支援事業 製品ライフサイクルにおけるCO ₂ 削減技術の開発支援事業	モノづくり振興課	11,441	11,037	18,300
5	スポーツを通じたCO ₂ ネットゼロ推進事業	スポーツ課	5,000	4,939	—
6	2050しがCO ₂ ネットゼロに向けた高等学校の研究取組推進事業	高校教育課	1,500	1,258	2,000
7	学校におけるCO ₂ ネットゼロ推進事業	幼小中教育課	363	315	384
8	ムーブメントPR事業	CO ₂ ネットゼロ推進課	—	—	3,000
9	県大発CO ₂ ネットゼロ社会の実現に向けた社会実装化研究と地域における社会実践事業	私学・県立大学振興課	13,252	13,252	13,205
10	水素社会づくり推進事業	CO ₂ ネットゼロ推進課	5,000	4,796	966
11	近未来技術等社会実装推進事業	商工政策課	35,300	—	35,300
12	次世代自動車普及促進事業	CO ₂ ネットゼロ	19,730	285	12,850

No	事業名	所属名	令和4年度当初基金充当額	令和4年度実績基金充当額	令和5年度当初基金充当額
		推進課			
13	プロジェクトチャレンジ支援事業	モノづくり振興課	22,000	7,388	22,000
14	PPA等普及促進事業（調査委託）	CO ₂ ネットゼロ推進課	3,245	3,020	13,750
15	PPA等普及促進事業（補助金）	CO ₂ ネットゼロ推進課	6,103	550	4,673
16	CO ₂ ネットゼロヴィレッジ創造事業	耕地課・農村振興課	32,000	30,118	13,797
17	オーガニック近江米等産地育成事業	みらいの農業振興課	1,156	350	656
18	試験研究の推進（気候変動が琵琶湖の水質・生態系にもたらす影響と適応策に関する研究） 令和5年度以降：試験研究の推進（気候変動が琵琶湖の水質・生態系にもたらす影響と適応策に関する研究）	環境政策課 （琵琶湖環境科学研究センター）	7,490	7,468	15,635
19	再生エネルギーの導入促進に向けた懇話会	CO ₂ ネットゼロ推進課	—	—	760
20	下水汚泥有効利用に関する研究	下水道課	—	—	12,000
21	未利用バイオマス活用促進に向けた調査・研究事業	農政課	—	—	2,109

No	事業名	所属名	令和4年度当初基金充当額	令和4年度実績基金充当額	令和5年度当初基金充当額
22	みらいにつなぐ近江米新品種プロジェクト（うち基金充当：新品種プレデビュー生産拡大事業）	みらいの農業振興課	—	—	2,000
23	堆肥等地域内循環システム構築推進事業	みらいの農業振興課	—	—	500
24	持続可能な近江牛生産に向けた地域飼料を活用した黒毛和種繁殖牛飼養管理技術の確立	畜産課	—	—	6,998
25	乳用牛における稲発酵粗飼料（稲WC S）の最大給与量の検討	畜産課	—	—	1,354
26	家畜ふん堆肥利用促進総合対策事業	畜産課	—	—	2,500
27	県庁舎LED照明整備事業（県有庁舎維持管理費）	総務課	1,375	115	1,370
28	警察署等庁舎照明設備改修事業（LED化）	警察本部 会計課	—	—	5,300
29	消防学校屋内訓練場LED照明整備事業	防災危機 管理局	—	—	349
30	安土城考古博物館（LED化）	文化財保 護課	—	—	639
31	長浜バイオ大学ドームLED照明整備事業	スポーツ 課	—	—	24,000
32	公用車更新（EV・HV）（県有庁舎維持管	総務課	13,756	12,929	3,619

No	事業名	所属名	令和4年度当初基金充当額	令和4年度実績基金充当額	令和5年度当初基金充当額
	理費／庁用自動車運行維持管理費)				
33	公用車更新（HV） （農業農村振興事務所分）	みらいの農業振興課	—	—	200
34	公用車更新（HV） （家畜保健衛生所分）	畜産課	—	—	200
35	県立柳が崎ヨットハーバー艇庫その他新築工事（太陽光パネル設備設置分）	スポーツ課	—	—	3,196
36	CO ₂ ネットゼロ・オフィス滋賀推進事業	CO ₂ ネットゼロ推進課	3,663	1,178	41,030
37	県庁舎遮熱フィルム整備事業（県有庁舎維持管理費）	総務課	5,300	3,960	3,300
合計			248,614	106,028	334,584

（出所：CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金 充当事業一覧をもとに監査人が作成）

（2）事業目標

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画及び滋賀県基本構想実施計画において、以下の目標値が設定されている。

【滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画における方針と目標】

基本方針	2050年CO ₂ ネットゼロの実現
2030年度 の中期目 標	(温室効果ガス排出量削減目標) 2013年度 1,422万t-CO ₂ ⇒ 2030年度 711万t-CO ₂ (▲50%) 産業部門:▲45% 業務部門:▲60% 家庭部門▲67% 運輸部門▲35%
	(再エネ導入目標) 2019年度 84.9万kw (実績) ⇒ 2030年度 176.6万kw (2.1倍)
	(温室効果ガス吸収量の目標) 【森林】 2018年度 44万t-co ₂ (実績) ⇒ 2030年度 28.4万t-co ₂ 【農地土壌炭素吸収源対策および都市緑化等の推進】 2030年度に 2.9万t-co ₂

【滋賀県基本構想実施計画における年次目標と年次実績】

項目		令和 元年度 (平成 29 年度時 点)	令和 2年度 (平成 30 年度時 点)	令和 3年度 (令和元 年度時 点)	令和 4年度 (令和 2 年度時 点)
県域からの温室効 果ガス排出量 (万 t-CO ₂)	目標値	1,284	1,269	1,125	1,122
	実績値	1,230	1,128	1,106	1,090

※温室効果ガス排出量の実績値の公表が遅れる影響で、カッコ内の年度の実績値を2年後に評価している。

なお、県域からの温室効果ガス排出量は、令和元年度（平成29年度時点）以降、年次目標を達成している状況である。

2. 監査の結果及び意見

(1) (意見29) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金事業における事業評価について

【事実】

県は、令和4年4月に施行された「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」に基づき、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する取組を推進するため、知事の附属機関として、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり審議会」を設置している。当該審議会は概ね3か月ごとに開催され、事業目標の達成に向けて検討が行わ

れている。また、「滋賀県基本構想実施計画」において、年次の事業目標を設定し、その達成状況を毎年評価している。

しかし、当該目標値は複数の事業により複合的に達成される目標値であり、県は、個別の事業ごとに目標値を設定しておらず、当該事業についての事業評価を実施していない。

【意見】

個別の事業ごとに目標値を設定していない場合、事業ごとに目的にかなった成果が表れているか（有効性）を評価しづらく、個別の事業の継続、拡大、改善、廃止などの見直しを考える際の判断の客観性に乏しくなる。

このため、県は、事業ごとに定量的な目標値を設定できる事業については定量的な目標を、できない事業については定性的な目標を設定した上で、事業評価を実施すべきである。

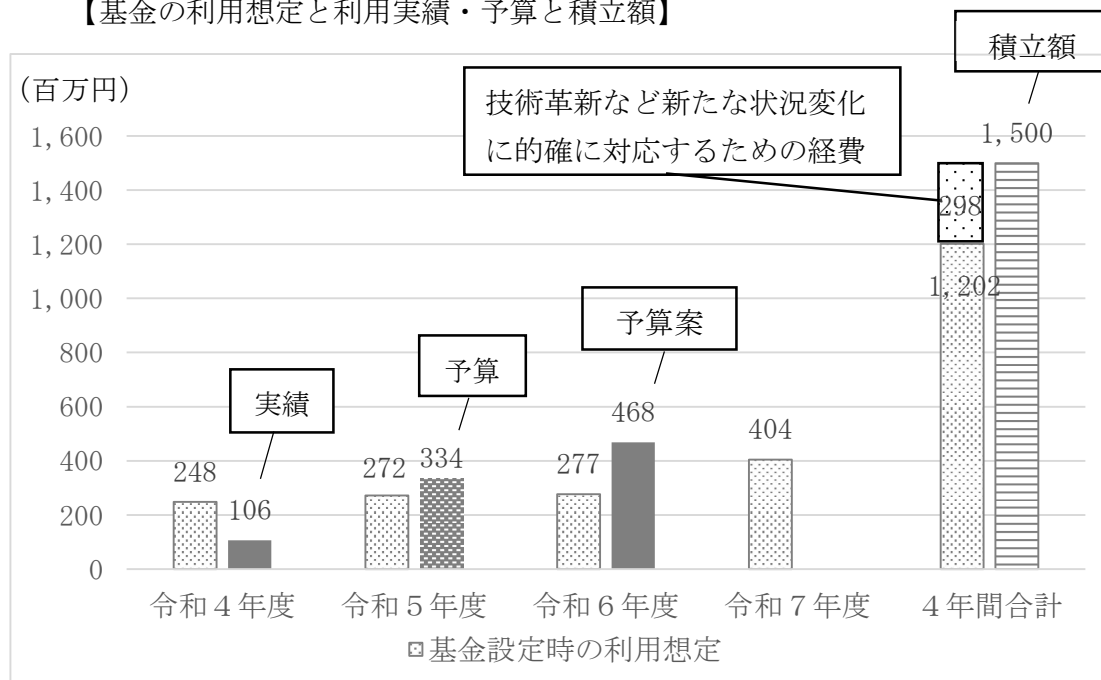
(2) (意見 30) 滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金事業における基金の利用計画について

【事実】

(上述の「1. 事業の内容と目標（1）事業内容」にて、基金利用計画及び令和4年度及び令和5年度の事業内容を記載している。)

県は、基金設定当初に4年間の利用計画を作成している。その際、ある程度柔軟に基金を利用できるよう、当初の基金利用計画では積立額 1,500 百万円に対して 1,202 百万円分を計画した。また、令和4年度の利用実績は、当初利用予定の事業のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）を活用することで実施できた事業が多くあったため、当初予算 248 百万円に対して、実績は 106 百万円となった。

【基金の利用想定と利用実績・予算と積立額】



(出所：県から入手した資料をもとに監査人が作成)

【意見】

令和4年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）を活用することで、当初の利用計画と実績に大きな乖離が生じている。このような状況を鑑みれば、各課からの要望の積み上げのみにより基金を利用していった場合、積み立てられた資金が有効活用されない可能性がある。

このため、他部署での活用事例を紹介する等、関係部署への働きかけをより一層行うことで基金の活用を促す取り組みを推進すべきである。

以上